

令和2年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年6月10日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1 号 令和元年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 議第 1 号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について
- 第 5 議第 2 号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 3 号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 4 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 5 号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 6 号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第10 議第 7 号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第11 議第 8 号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について
- 第12 議第 9 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 議第10号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第14 議第11号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第15 議第12号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第16 議第13号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第17 議第14号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第18 議第15号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第19 議第16号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第20 議第17号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第21 議第18号 上牧町農業委員会委員の選任について
- 第22 議第19号 上牧町農業委員会委員の選任について

第 2 3 議第 2 0 号 上牧町農業委員会委員の選任について

第 2 4 議第 2 1 号 上牧町農業委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 4 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	吉中隆昭
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
こども支援課長	寺口万佐代	教育総務課長	丸橋秀行

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休校をしていました小・中学校、幼稚園につきましては、分散登校を行うことにより、6月1日から再開をしたところでございます。今後も感染症対策を図りながら、一日も早く、児童、生徒の皆さんが充実した学校生活が送れるよう対応をまいります。

また、町民体育祭、敬老会、ペガサスフェスタ、文化祭、そしてタウンミーティングにつきましては、参加者の方も大変多いわけでございますし、密集・密接になるということから感染予防対策の徹底が難しい、そういうこともございますので、令和2年度は中止することいたしました。

新型コロナウイルス感染症については、第2波、第3波が懸念をされております。これまでの努力が無駄にならないよう、決して気を緩めることなく、引き続き感染対策を講じていくことが重要でございます。町民の皆様お一人お一人のご理解とご協力を、改めてお願い申し上げます。

それで、皆さん方に特別定額給付金、それと、小規模事業者等の支援金につきまして、今現在の状況をご報告させていただきます。これは令和2年6月8日現在でございます。まず、特別定額給付金でございますが、給付対象世帯数が1万28でございます。そのうち、申請件数は9,413件でございます。申請率は93.87%。給付件数につきましては9,283件、給付率は92.57%でございます。小規模事業者等支援金につきましては、申請件数が54件、給付件数は43件ということになっております。これが今現在の状況でございます。ご報告をさせていただきます。

それでは、本日提出しております議案につきましては、報告が1件、条例関係や補正予算が7件、消防ポンプ自動車購入契約の締結が1件、人事案件が13件の合わせて22件の議案を提出しております。主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の国民健康保険税や介護保険料の減免措置のための条例改正、補正予算では、内示額決定に伴う財源振替、上牧第三小学校視聴覚教室・パソコン教室空調機改修工事費、令和2年度の町民プール中止に伴う委託料の減額を計上しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議をいただき、議決、同意賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

康村議会運営委員長。

（議会運営委員長 康村昌史 登壇）

○議会運営委員長（康村昌史） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和2年第2回定例議会の議会運営委員会を、去る6月8日午前10時より、全

委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました。

本定例会に付議を予定されます町長提出議案について、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、報第1号 令和元年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第10号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第11号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第12号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第13号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第14号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第15号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第16号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第17号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第18号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第19号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第20号 上牧町農業委員会委員の選任について、議第21号 上牧町農業委員会委員の選任について、以上の14議案については、本日の本会議審議とすることに決しました。なお、議第10号 上牧町農業委員会委員の選任についてから議第21号 上牧町農業委員会委員の選任については、同一議案につき一括審議を行うと決しました。

議第6号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、議第8号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について、以上の2議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

議第1号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について、議第2号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、以上の6議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

会期日程につきましては、本日6月10日より6月19日までの10日間と決しました。日程の振り分けとして、本日6月10日、本会議、6月11日、文教厚生委員会、6月12日、6月13日、6月14日、休会、6月15日、総務建設委員会、6月16日、休会。6月17日、一般質問、質問者は遠山議員、牧浦議員、竹之内議員、石丸議員の4名です。6月18日、一般質問、質問者は富木議員、東（あずま）議員、木内議員、東（ひがし）議員の4名です。6月19日、本会議。会議は全て午前10時開会とし、一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、康村議員、9番、木内議員を指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの10日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの10日間と決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（服部公英） 日程第3、報第1号 令和元年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第1号 令和元年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり作成したので報告する。

令和2年6月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、報告内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第1号 令和元年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和元年度上牧町一般会計補正予算第4回と第5回で計上しておりました繰越明許費の各事業につきまして繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおりご報告させていただくものでございます。

繰越事業といたしましては、民生費で感染症防止対策事業、衛生費で不燃ごみ等中継施設建設事業、土木費で服部台明星線道路改良事業、教育費で小・中学校トイレ改修事業、校内通信ネットワーク整備事業、感染症防止対策事業、情報端末機器導入事業、合わせて8件の事業を繰り越ししております。繰越明許費繰越額は総額5億2,945万9,000円で、財源内訳といたしましては、国・県支出金が1億9,875万2,000円、地方債が2億7,960万円、一般財源が5,110万7,000円となっております。

以上、報第1号の報告をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

令和元年度の一般会計の繰越明許費で計算書を出されておりますけれども、5月31日に出納閉鎖が行われましたが、令和元年度の一般会計の収支はどのようなのでしょうか。簡単で、まず、その点をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 収支の部分につきましては、前回、町長のほうも臨時議会で申し上げましたように、約2億400万程度でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 2億少しの黒字決算の見込みということで、お聞きをしておきます。

それで、繰越明許費の計算書の中では、事業名で2つお聞きをしたいと思います。

まず、感染症防止対策ですが、この事業については民生費と教育費に関わりますけれども、3月の議会の最終日に補正が行われた補正5回ということは認識しておりますけれども、保育所や学童の保育所、また、上牧幼稚園、片岡台幼稚園等に消毒液等を配備するという事業であったと思いますが、繰越額を見ますと一部執行されておりますが、この状況の説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、衛生費のところで不燃ごみ等中継施設建設事業ということで、これは令和元年9月補正で上がっている実施設計業務委託料が丸々繰越しをされるわけですが、今回、この不燃ごみ中継所建設に関わってごみ中継施設の設置に関する条例の制定ということで、開発許可申請に当たり条例が必要となるということで条例改正も出されておりますけれども、この事業についての進捗状況、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、2番目の不燃ごみ等中継施設建設事業の進捗状況ということで、これに関しましては、令和元年度の補正予算第2回で承認していただきまして、現在、測量及びボーリング調査、それと、今、関係機関の設計の許認可の途中でございます。併せて、建築の設計中でございまして今、時間を要している状況でございますので、完成につきましては令和3年3月を予定しております。

以上でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 不燃ごみのほうを先にお答えいただきましたけれども、令和元年度の予算は実施設計業務委託料だけですが、それが令和3年度に完成ということで、では、建物といたしますか、以前、議員懇談会で資料を出していただいたら、建物等の建設費用はまだ入っておりませんが、全体の完成はいつですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 設計につきましては、令和2年度中に完成する予定がございま

す。それと、工事につきましては、令和３年度中に予算を計上させていただいて完成するということで、今のところ考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○１０番（石丸典子） 分かりました。事業全体の完成が令和３年度ですね。

感染症防止事業ですけれども、３月議会の最終日に補正が上がって、消毒液とか噴霧器等の設置をするという事業だったことは資料等を見まして確認したんですけれども、なかなか購入が大変ではないかというふうな懸念もあったんですけれども、どのような状況でしょうか。大ざっぱで結構です。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 資料のほうで出させていただきました分につきましては、手指消毒とか消毒液等はほとんど購入はできております。あと、できていなかったのが空間の清浄機という部分が準備ができなくて、その分と、あと、マスク等が手に入らないということで、元年度におきましてはビニール手袋であったり、電子体温計、次亜塩素酸ナトリウムスプレー、それから、手指消毒のアルコールといったものを各施設にお配りさせていただいております。マスクのほうも準備ができたということなので、繰り越した分で２年度に配布する予定となっております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○１０番（石丸典子） 幼稚園に配備する噴霧器といいますか、空気清浄機みたいなものの購入の見込みはどうか。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 契約等の関係もございましたので、一旦、３月までで契約という形はさせていただいたんですが、やはりそれまでには間に合わないということでしたので変更契約させていただいて、６月末には入る予定という形で準備はさせていただいております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○１０番（石丸典子） 分かりました。備品の調達も大変だと思いますが、いろいろご苦労をいただいていると思います。それで、幼稚園、保育所等を含めて公共施設には、大抵入り口のところにポンプ式の消毒剤を配置されているわけなんですけども、地域の公民館で常時職員さんがいないところにおいては、利用者が利用するときに各自消毒液を持参して消毒してくださいというふうなところもあるんですが、その辺はどのような徹底になっていますか。

中央公民館であるとか2000年会館とかそういうところにおいては、入り口のところに配備は当然されていますけれども、利用者がそれぞれ準備をするというふうなこともあるようですが、その辺もできたら町のほうで配備していただけたらいいかと思えますけれども、施設によっては利用頻度のあまりないところもあるかも知れませんが、その辺はいかがでしょうか。ちなみに先日、私、桜ヶ丘の公民館をのぞいてみたんですけども、一切置いてなくて、入り口には使用する方は各自消毒液を持参して消毒して入ってくださいとなっていますが、その辺の徹底はどのようになっていますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今の消毒の関係なんですけど、公共施設につきましては消毒液を配備させていただいておるとというのが現状なんですけど、次亜塩素酸がなかなか今また手に入らない状況にもなっておりまして、本部のほうから次亜塩素酸を頼んではおるんですけど、そういう部分も含めながら、今度、国の二次補正の部分もございますので、各公民館、老人憩の家等々につきましても、そういうふうな補助制度を使いながら配備をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 自治会によっては、自治会の会計の中から全世帯にマスクを配布したりとか、小さな瓶入りの消毒液を自治会員全世帯に配布というところもありますが、各自で工夫されているところもありますが、行政としても公共施設においては、ぜひ配備いただけるようお願いしたいと思います。新型コロナウイルスは少し収束済みとは言われているものの、やっぱりどこまで行っても、マスクをする、消毒をする、手洗いするというのが大事だと言われておりますので、しっかり対応をしていただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（服部公英） ほかに質疑はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 今、不燃ごみのところで、令和3年3月末日で工事が完了する、事業が完了する。これは建物も含めての話だということではよろしゅうございますね。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それで、この実施設計はいつ完了するんですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 令和２年度で完了する予定にしております。

○議長（服部公英） 東議員。

○１１番（東 充洋） 令和２年度いうたら、今６月ですよ。ということは、令和３年３月３１日で実施設計も完了するという理解ですか。おかしいんちゃう。設計と建物と同時にできるなんていうようなことも、おかしい。設計があつて建物ができるんやないか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 実施設計の件でございますが、やはり先ほど都市環境部長のほうから令和３年から建設が始まるというところもあるので、この実施設計につきましては令和３年度の当初予算に間に合うような形の部分になってくるのかなというふうには思っております。ですから、１２月ぐらいまでには実施設計が上がってこなければ、令和３年度の予算組みもなかなかできないような状況になってきますので、今の予定につきましては令和２年度１２月の予定でご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○１１番（東 充洋） 分かりました。お聞きしておきます、１２月程度ということで。

それで、今１つはお聞きしたんですけども、あと、それぞれ繰越明許がされているわけなんですけれども、それぞれの完了時期をご報告いただけますか。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 感染症対策事業につきましては、空間除菌脱臭機という部分がまだ在庫のほうがそろっておりませんので、それが入り次第ということで備品のほうは一応、６月末を予定しておりますが、ちょっとずれる可能性もあります。あと、マスク等も注文していても入っていない部分もございますので、その部分に関しましてはもう少し時間がかかるのかな、入り次第ということになると考えております。一応、予定では６月末や７月末ぐらいを予定しております。

○議長（服部公英） 東議員。

○１１番（東 充洋） ということは、マスクとかそういうものは、全く予定が立たないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 一部入っている部分もございます。既に注文をかけている部分もありますが、子ども用のマスクがすごく入りにくい部分がございますので、それが入

り次第という。今は大人用を小さくして使用したりとかという形で対処しておりますので、子ども用が入りにくいというのが現状でございます。

○11番（東 充洋） 了解しました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 不燃ごみ等中継施設建設事業については、12月末という形で報告させていただきます。

続きまして、服部台明星線道路改良事業につきましては、2月末という形でご報告させていただきます。

○11番（東 充洋） 了解です。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教育委員会のほうでは、小・中学校トイレ改修事業につきましては、契約では1月末ということになっておりますが、今現在、夏休みの期間が短くなったということで、業者との打合せの中で再度、日程を調整させていただいて、うまくいけばそうなるかもわかりませんが、ひょっとしたらちょっと延びる可能性があったら、またご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、校内通信ネットワーク事業につきましては、2月末をめどに行いたいと考えております。

そして、小学校・中学校の情報機器端末機導入事業についても、2月末をめどに考えております。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） 教育総務費の中の感染症対策事業費につきましても、先ほどの児童福祉総務費と同じで入り次第という形になるかと考えております。

それと、今ここで申し訳ないんですが、先ほど石丸議員がおっしゃった中で、上牧幼稚園と片岡台幼稚園ということで片岡台幼稚園というお話が出たと思うんですが、こちらのほうは当初、予算計上時においては、子ども・子育て支援事業補助金の対象施設ではなかったんですけれども、町内の子育て支援施設であって、町単独の費用で50万円を計上させていただいていたんですけれども、これはその後、奈良県の実務部から事務連絡により、令和2年度に購入を行い使用するものについては1施設当たり50万円で、負担割合は国の10分の10ということで、教育支援体制整備事業費の交付金が充てられるということになりましたので、

今回、こちらのほうの片岡台幼稚園につきましては、手指消毒液や噴霧器に関しては執行はしておりません。配布はしておりません。すいません、今、申し上げときます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それで、情報端末機器導入事業が2月末になるというふうになっているわけなんですけれども、これはどのような理由で2月末になるんでしょう。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今現在、これについては県の共同調達という形で、県下33市町村がのった段階で今動いているところであります。これについて6月末から7月にかけて入札が行われ、単価が決まると。その後、個々の市町村での契約という運びになっております。ただ、2月末と言ったのは、あくまでももう1つあります通信ネットワークの工事等も含めて考えているので、それがなければ使えない部分があるんで、機械がうまくいけば9月ぐらいに入るかもわからないんですけども、それも今後の計画の中で早くする場合もあるし、2月ぎりぎりになるかもわからないんで、ただ、県下一斉ということもあるので、県下で約9,000台だったと思うんですけど、9,000台の発注が行われるんで、その部分で順番というものもあるかもわからないんで、一応、最悪を考えて2月末と考えさせていただきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 今おっしゃっておられたように、インターネットの整備事業も2月ということですので、端末が入って接続していった通信可能にしていくというので2月末。3月の1か月あれば全て通信ができるような状況になって、新年度からはこれを利用しての授業が始まるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 事業はそうに進めたいと考えております。すいません、先ほど県下で9,000台と言いましたが、9万台です。申し訳ないです。

○11番（東 充洋） 了解しました。オーケーです。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。お願いいたします。

今、東議員からありました校内通信ネットワーク、情報端末機器導入事業、情報端末機器導入事業なんですけども、6月5日に「学びの保障」総合対策パッケージというのが出ていると思うんですけども、2月末ということなんですけども、これを見ていると、ICTも

全て前倒しで交付税措置も遡って受けれるということも書いてありますが、これに関して今の3点の問題は加味されているのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられた分については、情報として来ています。まだ詳しく文書が来てないんですけども、コロナ対策を含め、令和4年度までの今までのパソコンを一括前倒しして買えというような国の補助金制度ができるというのは聞いております。ただ、詳しい内容がまだ来てないということで、もしそれが来れば9月補正でも間に合うということを知っているんで、ただ、今その部分がするしないの部分でもあります。今後の計画の中でそれについては考えているところです。ただ、詳しい状況がないと。どうしてもネットワーク工事は今から契約ということになるんで、2月までかかるのは事実なので、それ以上早くするのは無理だと考えております。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。もしこれが従来どおりとかで通るのであれば、早くできるかもわからないということによろしいですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのとおりだと思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎です。

款8教育費、項1教育総務課、事業名、小・中学校トイレ改修事業費、これ、三小と二中の分ですけども、伺います。

先ほど東議員の質疑の中で、部長のほうからスケジュールの返答をいただきましたけど、部長、すいません。僕自身早口なんですけど、今極力ゆっくりしゃべろうということでマスクをしているときは思っているんで、僕、耳は悪くないんですけど聞き取りにくいところもあるので、いま一度、スケジュールの話をしてもらいたいというふうに思っています。教育委員会から正式に夏季休業期間の短縮の連絡、6月8日付でいただきました。従来より約30日短くて、8月8日土曜日から17日の月曜日までの10日間だけというふうになりました。県下でも北葛城郡はどうやら一番休みが短いようで、そういう報道がありましたけども、私自身は授業の遅れを取り戻すという観点から賛成の立場なんです。いま一度、この夏季休業短

縮を受けてスケジュールの変更、今、業者さんとお話をしているという形だけは聞き取れたんですけども、まだ決まってないのであればいつぐらいに決めるのか、具体的に授業との兼ね合いをどうするのか。このあたりを具体的に教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず1点目、夏休みは確かに40日間あったのが10日間ということになりました。このことについて、当初は子どものいてない時間ということで夏休みを利用したの工事を考えておりましたが、当然、短くなったのでそれができないと。半日授業という部分はあるんですけども、その午後を使う部分であって、あと、工事の安全性と子どもに対する安全性ができるかという部分も含めて、それでも、内容的には業者とは土、日を全て使えば可能ではないかというのは聞いているんですけども、余裕を見るために再度、その日程、1月までのやつを考えた上で今、業者との話をしているところで、今月末までには工程表を出す予定はしております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） もちろんのことだと思うんですけど、業者さんだけではなくて、学校とも具体的にきちっと話し合っているという解釈でよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、それで結構でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひ授業に支障がないようにといいますか、何年か前に渡り廊下のときもありましたけども、受験を控えている、特に今の中学校3年生は学校の遅れであるとか、すごいストレスを感じている中で、トイレ、問題ないと思うんですけども極力ストレスのないように、学校中心となってスケジュールを扱ってほしい。早く終わるにこしたことはないと思うんですけども、まずは子どもファーストというか、生徒ファーストで考えていただきたいと思います。その辺だけ、もう一度、お願いをしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 子どもたちの将来がかかっている部分であり、今一番大事なときと考えておりますので、授業に差し支えない方法で進めたいと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひお願いします。また、スケジュールが決まりましたら何らかの形で、議会に対して報告をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。

今、教育費のいろいろ質問がございましたけれども、私も2番目と3番目の情報端末機器の導入事業について、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

3月の一般質問のときに、私もGIGAスクール構想のことで質問をさせていただきました。そのときに答弁の中では、令和元年度補正に小学校3校、5年、6年の児童分の328台、それから、中学校2校の全生徒分で521台、それを整備費用として計上して、令和2年度中に整備する計画であるということでした。令和3年度には、小学校3、4年の児童分の約280台、令和4年度には小学校1、2年生の児童分の280台の端末を整備するということでご答弁があったかと思いますが、今回のこの端末事業について全て前倒しということですが、この辺の台数について、これで全てが前倒しとして事業になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 前倒しというのはまだ決まってない話で、まずは小学校5年生から中学3年生までの分の端末機については今年度を買うと。先ほど牧浦議員も言われたように、国のほうから前倒しをなささいというようなイメージの文書が来ております。説明会もあるんです。まだ詳しい説明会がないのでわからないんですけども、そうなった場合は、当然、どこまでというのは計算上、できるだけ前倒しというのも考えていきたいとは思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） まだはっきりしてないという分があるので答弁がしにくいかと思いましたが、前倒しでということになりますと、やはりまたコロナの第2波、3波ということで、まだまだこれからの収束というのは予測がつかないわけで、また同じような家庭教育というようなオンライン授業とか、そういうことも今後も考えられますので、そうなったとしたら端末を、また子どもたちの学習保障ということもしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第 1 号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第 4、議第 1 号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第 1 号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について。

上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

令和 2 年 6 月 10 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第 1 号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例について、ご説明いたします。

今回の上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例につきましては、上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭系廃棄物及び同項第 2 号に規定する事業系一般廃棄物の積み替えし及び運搬するため、ごみ中継施設を設置するものでございます。

主な内容について説明いたします。

第 1 条につきましては設置について、第 2 条につきましては名称及び設置について、第 3 条につきましては委任について定めております。

附則では、この条例は公布の日から施行するものとしております。

慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第２号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第５、議第２号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第２号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和２年６月１０日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第２号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の交付に伴い、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。これまで基準省令において、放課後児童指導員は保育士の資格を有する者など、設備運営基準第１０条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないこととしており、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１１条において規定しておりました。今般、同認定資格研修の受講機会のさらなる拡充を図るため、設備運営基準第１０条第３項を改訂し、さらに中核市の長も認定資格研修を実施できることとされたため、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても基準省令と同様に改正を行い、整備するものでございます。これにより、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１１条第３項中の指定都市の次に、もしくは同法第２５２条の２第１項の中核市を追記し、整備を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上が改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 3 号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第 6、議第 3 号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第 3 号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和 2 年 6 月 10 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第 3 号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応指針についてに沿った見直しとなり、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条第 4 項に、家庭的保育事業者等の連携施設の確保が不要とされる条件に、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置、その他の家庭的保育事業者等による保育の提供終了後も引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときを追記し、第 38 条第 4 号には、居宅訪問型保育事業者が母子家庭等に保育を提供できる場合について、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上、環境上の理由により養育することが困難な場合を追記し、条文の整備を行うものでご

ざいます。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第４号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第７、議第４号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第４号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和２年６月１０日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第４号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和２年４月７日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税の免除等を行うとされたことを踏まえ、上牧町国民健康保険税条例の一部改正を行い、減免措置の整備を行うものでございます。

改正内容についてご説明いたします。上牧町国民健康保険税条例の附則に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免についての条項を２項新設いたします。

新設する１５項においては、新型コロナウイルス感染症により被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が前年より３割以上減少であること、前年の合計所得金額が１,０００万円以

下であること、事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることなど、保険税の減免要件についての条項といたしております。

16項では、現年申請の提出期間の猶予を設ける条項を整備するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用いたします。

なお、国民健康保険税の減免措置に関し必要な事項は、別に規則で定めるものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第8、議第5号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第5号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年6月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第5号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して介護保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、上牧町介護保険条例の一部改正を行い、減免措置の整備を行うものでございます。

改正内容についてご説明いたします。上牧町介護保険条例の附則に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免についての条文を新設いたします。

新設する第7条第1項においては、新型コロナウイルス感染症により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が前年より3割以上減少であること、事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることなど、保険料の減免要件についての条文といたしております。第2項では、減免申請の申請期限の猶予を設ける条項を整備するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用いたします。

なお、介護保険料の減免措置に関し必要な事項は、別に規則で定めるものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のために保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第9、議第6号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第6号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）については、別紙のとおりである。

令和2年6月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第6号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について説明いたします。

補正予算（第4回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,867万円とするものでございます。

また、地方債の補正では、第2表でコミュニティバス整備事業債の限度額を390万円からゼ

ロ円に、滝川水辺周辺地区整備事業債を7,150万円から2,920万円減額し、4,230万円に限度額を変更しております。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴い、奈良県に発令されていまして緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き予防対策を講じた上で、6月1日から町の公共施設については再開をしておりますが、令和2年度の上牧町民プールの利用中止に伴う関係費用の減額計上をしております。また、各事業の財源振替などもこの補正で計上させていただきます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書4ページの款使用料及び手数料、項使用料、目教育使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症影響により町民プール利用中止に伴い、21万3,000円減額計上しております。

次に、款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険特別会計への繰出し、国の負担分515万円増額計上しております。同じく項国庫補助金、目土木費国庫補助金につきましては、交付金が追加で内定したことにより、補助金3,240万円増額計上しております。

次に、県支出金、項県負担金、目民生費負担金の低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険特別会計への繰出し、県の負担金257万5,000円増額計上しております。

款諸収入、項雑入、目雑入の自治総合センターコミュニティ助成金につきましては、コミュニティバス購入に係るコミュニティ助成金が内定したことによる助成金440万円、奈良県金融広報委員会市町村活動事業費助成金を13万円増額計上しております。町債の総務債では、コミュニティ助成金の財源振替により390万円減額計上し、土木債につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の増加により、滝川水辺周辺地区整備事業債を2,920万円減額計上しております。

次に、歳出につきましては、6ページ、款総務費、項総務管理費、目企画費のコミュニティバス運行費につきましては、財源の振替をさせていただきます。

款民生費、項社会福祉費、目高齢者福祉費につきましては、低所得者保険料軽減負担金として、介護保険特別会計への繰出し金1,030万1,000円増額計上しております。

款衛生費、項保健衛生費、目環境衛生費の共営墓地使用料返還金25万円増額計上しております。

次に、款農林商工業費、項商工費、目消費者行政推進費の消耗品につきましては、臨時に

出展するブースで健全で合理的な家計運営に役立つ金融に関する広報等をするための啓発物品13万円増額計上しております。

次に、款土木費、項都市計画費、目都市再生整備費の滝川水辺周辺地区整備事業費につきましては、交付金が追加で内定したことにより財源の振替をさせていただいております。

次に、款教育費、項小学校費、目小学校管理費につきましては、上牧第三小学校視聴覚教室・パソコン教室空調機改修工事92万1,000円増額計上しております。同じく項中学校費、目中学校管理費につきましては、特定建築物定期調査委託料29万4,000円増額計上しております。同じく項社会体育費、目体育施設費の委託料につきましては、コロナウイルス感染症の影響により町民プール利用中止のための委託料608万円減額計上しております。

諸支出金では、財政調整基金で552万6,000円を基金に積み立て、基金残高は7億6,671万円となっております。

以上、今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第10、議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について。

令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和2年6月10日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、さきの５月第２回臨時会において専決処分報告をさせていただいた介護保険条例の一部改正による、低所得者の保険料の軽減に関する予算措置を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

令和２年度上牧町介護保険特別会計補正予算に関する説明書、歳入４ページ、５ページ、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料で、条例改正後の保険料影響額１,０３０万１,０００円を減額計上し、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金にて同等の額を増額計上いたします。引き下げた保険料額については、国、県、町が２分の１、４分の１、４分の１の割合で補填するため、先ほどの一般会計補正予算（第４回）においても、国庫負担金で２分の１の５１５万円、県負担金で４分の１の２５７万５,０００円を合わせて計上しております。

歳出６ページ、７ページ以降につきましては、保険料充当先の各科目での財源内訳の組替え処理を行ったものでございます。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第８号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第１１、議第８号 消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第８号 消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入契約の締結について。

消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年３月条例第５号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年６月１０日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

1、件名 消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入。

2、納入期間 契約の日から令和３年２月28日まで。

3、購入金額 1,790万8,000円（うち消費税及び地方消費税額162万8,000円）。

4、契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク２番地の３、株式会社モリタ関西支店支店長、土居典生。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第８号 消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入契約の締結について、説明させていただきます。

令和２年３月議会に提出いたしました令和２年度上牧町一般会計当初予算におきまして、消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入の予算を議決していただきましたが、このたび入札が整いましたので契約の運びとなりました。契約をするに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容について説明させていただきます。まず、入札の方法でございますが、指名競争入札でございます。

納入期間は、契約の日から令和３年２月28日までとしております。

購入金額につきましては、1,790万8,000円で、うち消費税及び地方消費税額は162万8,000円でございます。

契約の相手方は、兵庫県三田市テクノパーク２番地の３、株式会社モリタ関西支店支店長、土居典生でございます。

以上でございます。慎重審議の上、議決いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

————— ◇ —————

◎議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第12、議第９号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を上牧町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 山崎久吉。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(西山義憲) 議第9号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

現上牧町固定資産評価審査委員会委員の山崎久吉氏が、今回、任期満了となりますので、引き続き委員として選任いたしたく、提案するものでございます。

山崎久吉氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(服部公英) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおり同意することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議第10号から議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第13、議第10号から日程第24、議第21号 上牧町農業委員会委員の選任について、以上の12件の議案については、この際、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、一括して提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第10号から議第21号の上牧町農業委員会委員の選任について、一括してご説明申し上げます。

農業委員会委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

今回、農業委員として選任する議第10号の森田幸男氏、第11号の池内 勇氏、議第12号の竹島成宜氏、議第13号の森本英利氏、議第14号の竹島正智氏、議第15号の辻本久藏氏、議第16号の高垣繁春氏、議第17号の松井敬祐氏、議第18号の吉田勝紀氏、議第19号の青木喜也氏、議第20号の青木功雄氏、そして、議第21号の藤川直俊氏につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の適正化の推進に関する事項、そして、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその事務を適切に行うことができ、農業委員としてふさわしいと考え、ご提案させていただくものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、議第10号から議第21号までを一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山です。

議第10号から議第21号まで、上牧町農業委員会委員の選任について質問させていただきます。

農業委員会の農業委員につきましては、任期が3年で、3年前から任命の方式が変わりました。今まで公選だったものが任命制になって、議会の同意が要ることになりました。今回の農業委員会の委員につきましては、4月1日から上牧町のホームページで募集がされまして、1か月間の募集期間ということで、4月15日に中間報告もされるなど、ホームページで詳しくされていましたが、5月1日現在で農業委員会委員の推選及び応募状況ということで最終発表がありまして、今回の議案の12名の皆さんのリストが出ていたんですけども、

これを見ますと12名いらっしゃって、2名が新しくなられた。10名が今まで従事していた方で、平均年齢を見ますと67.3歳で、40代の方が1人、49歳ですね、あと、50代ゼロ、60代6人、70代5人ということになっています。先ほど提案理由の説明の中で、皆様農業委員としての識見を備えられた方ということは十分承知をしています。その反面、今回、新しく2人入られた方も含めて、平均年齢であるとか全て男性であるとか、そのあたりについて町としてどういうふうにお考えなのか、このあたり教えていただけますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 前回の改選のときでも、女性を積極的にという形で、それと、若い農業者、それと、もう1つは、農業を経験されていない方も積極的にということで前回は候補を募り、また原課のほうでも、農業委員会のほうでも、積極的に若い方、女性をということでいろいろ発信もし、啓発もさせていただいたんですけども、今、議員のほうからも平均年齢67.3歳ということで、若干高齢になっているかなと思います。今後も若い人、それと、農業に従事していない人も新しい知恵をお借りしながらやっていきたいというふうに考えております。また、女性も積極的に登用しながら、上牧町の農業を発展させるように努力を今後していきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） こちらが積極的に発信はしています。僕もホームページを見させてもらいましたし、しているんですけども、なかなか成り手がないというのが現状であって、需要と供給ではないですけども、そのあたりは理解していますし、今、部長から答弁いただきましたとおり、町としてそれを認識しているのであれば問題がないのかなと思います。あとは、どうやったらそういう人たちが参加してくれるかということなんですけども、今ありました農業委員の任命に関しては、年齢、性別等に著しい隔たりがないように配慮することであるとか、中立委員が含まれることとか、あと、原則として、認定農業者数が農業委員の過半数を占めることなどのいろいろな要件があった中で、広く募集をしようという意識が見てとれるんですけども、最後に1個だけ、認定農業者等が過半数を占めることってありますけども、今回の12名の中で認定農業者の方は何名いらっしゃいますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、1名でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 認定農業者の方が12名中1名ということで、本来でありましたら任命

要件として、原則として、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることというのが農水省の通達等であると思うので、そのあたりがなかなかクリアするのが難しいかと思うんですけども、引き続きそのあたりも含めて任期３年間、皆さん頑張ってくださいと思いますので、３年後の任命のときには、また検討いただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから議第10号から議第21号までを一括して討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから一括して採決いたします。議第10号から議第21までの12件の議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、議第10号から議第21号については原案どおり同意することに決定いたしました。



◎議第１号から議第８号の委員会付託

○議長（服部公英） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第１号から議第８号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については、理事者側の答弁を含め１人１時間以内にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については、１人１時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前 1 1 時 2 5 分

令和2年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和2年6月17日（水）午前10時開議

第 1 一般質問について

- 1 番 遠 山 健太郎
- 4 番 牧 浦 秀 俊
- 5 番 竹之内 剛
- 10 番 石 丸 典 子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	吉中隆昭
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
まちづくり創生課長	松井直彦	生活環境課長	吉川昭仁
福祉課長	中本義雄	こども支援課長	寺口万佐代
生き生き対策課長	林栄子	教育総務課長	丸橋秀行

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（服部公英） それでは、1番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（1番 遠山健太郎 登壇）

○1番（遠山健太郎） おはようございます。1番、遠山健太郎です。議長の許可を今、頂きましたので、通告書の記載に従い、私自身通算21回目になりますかね、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からということでマスクをしたままになります。お顔見せできないのは大変残念ですが、ご了承いただきたいと思います。

3月の議会での一般質問の冒頭で、私はこの場で新型コロナウイルス感染症という見えな
い敵との戦いという趣旨のお話をしましたが、そこから3か月がたちまして改めて振り返っ
てみると、あの3月の時点から正直今のこの現状というのは全く予測も想像もできなかった
ということを痛感をしています。あの時点で学校の休校は既に始まっていたのですが、まさ
か5月の末まで3か月も学校は休校になるとか、あと全国一斉に緊急事態宣言が発令され
たりとか、あとインターハイとか夏の甲子園が中心になるなど、子どもたちの夢だった晴れ舞
台が次々と奪われていった。そして自粛に伴う様々な経済活動の中止や停止を受けて、大幅
に経済数値が悪化したこと、改めて我々人類が経験したことがない戦いを強いられたここ数
か月であったというふうに思っています。改めて新型コロナウイルス感染症に罹患された
方々のお見舞いと不幸にも命を落とされた方々のご冥福を祈るとともに、医療従事者の方々
に心から敬意を表したいと思います。

今後は、引き続き感染拡大を避けるための新生活様式の徹底、今中町長も随所で言われて
います第2波、第3波に備えた取組、そして教育などにおける子どもたちへの学習の遅れを
取り戻す各種支援の取組にシフトをしながら、我々議会議員も行政の皆さん、住民の皆さん
と一体となって取り組んでいきたいというふうに思っています。

それでは、具体的な質問項目に入ります。私の今回の質問は大きく2つ。まず1つ目、上
牧町まちづくり基本条例から見る新型コロナウイルス感染症対策の検証。新型コロナウイルス
感染症対策については、上牧町挙げて対策を講じ、様々な対応をされています。今後は対
策を推進することと並行して、第2波、第3波に備え、今後の対策や窓口対応などの効率化
を模索するために、現段階においてある程度検証する必要があります。そこで、横断的見地
から上牧町の最高規範である上牧町まちづくり基本条例の各条項に当てはめ、検証を実施し
たいと思います。

上牧町まちづくり基本条例の第16条には、組織の編成が規定されています。ここでは対策
を検討あるいは実行する上で組織間の連携が図られているかについて検証したいと思います。

続いて、まちづくり基本条例の第27条には情報の公開及び提供、第28条には情報の共有の
推進がそれぞれ規定されています。ここでは住民に対し様々な情報を的確かつ分かりやすく
提供できているかについて検証したいと思います。

続いて、第36条には広域連携が規定されています。ここでは様々な対策を講じるに当たり、
近隣地方公共団体、県、国、その他の機関との連携が図られていたかについて検証したいと
思います。

続きまして、大きく2つ目、避難所の運営についてです。上牧町で昨年、平成31年3月に策定されました全261ページにわたる上牧町地域防災計画の193ページ、第9節、衛生に関する計画、第1項、防疫。これは疫病を防ぐと書く防疫ですね。防疫、保健衛生計画について伺います。

1つ目、防疫活動について、2つ目、防疫用資機材の調達などについて、3番目、愛玩動物の収容対策等について。

以上が質問項目です。

再質問は質問者席から行います。的確かつ迅速な答弁どうかよろしくお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） それでは、まず最初の項目です。上牧町まちづくり基本条例から見る新型コロナウイルス感染症対策の検証ということで、第16条、組織の編成に規定をされています対策を検討あるいは実行する上で組織間の連携が図られているかですが、すみません、とても抽象的な通告で申し訳なかったです。少し補足説明をしながら端的に質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策、以下対策と省略しますが、対策には大きく2つあると僕は思っています。

まず1つ目は、感染を拡大させない、あるいは予防する対策ですね。これが1つ目。そして、もう1つ目の対策としては、この1点目の対策を実施する代償としていわゆる痛みを被った方々に対する支援としての対策。これが2点目。大きく2つの対策があると。より具体的に言うと、マスクや消毒液の購入とか、あと、こういう役場窓口へのアクリル板の設置などが1点目の対策。そして特別定額給付金の給付や上牧町独自の小規模事業者支援金の給付やオンライン事業の取組に対する対策などが2点目の対策となります。それぞれの対策を実施するに当たって重要なことというのは、まず的を射た、ニーズに合った対策となっているか。そして費用対効果がある対策となっているか。そして、必要とされている方々にきちんと周知できて活用されているかなどをしっかりと把握できているかということになります。

ここで上牧町が今まで対策を検討、そして実施してきた中で、庁内の組織間でしっかり連携は図られていたのかを検証したいと思います。では、伺います。具体的に対策を検討、あるいは実行した際に組織間の連携が図られた、あるいは図られているものはありますか。よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1点目の対策を検討する上で組織間の連携が図られているかというところでございます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策については、第2波、第3波に備えるためにはやはりPDCAサイクルが大事ですが、今後に備えるための検証及び、また改善が必要な部分があるというふうにも考えております。そこで、ご質問の部分でございますが、組織間の連携は図られているというところではございますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため、特別措置法に基づきまして新型コロナウイルス感染症対策本部を設置させていただき、感染症対策の総合的な推進に関する事務を検討する上で連携を図ってまいってきました。そこで、新型コロナウイルス対策会議については7回を開催させていただいたところでございます。それと、感染症の対策本部につきましては13回の開催をさせていただきました。

今、具体的なお話というところではございますが、例えば、特別定額給付金、まだ8月20日まで行われるわけではございますが、この部分につきましてはプロジェクトチームを編成させていただき、各課から1名の応援を要請し、連携を図り、現在も進めておるという状況でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、総務部長のほうから話がありました対策本部の設置、そして特別定額給付金事業ですね。この特別定額給付金事業は、今説明がありましたけれども、地下1階で窓口がありまして特別定額給付金係ということで、これは総務課が主体となりまして各課より応援をされていると。窓口に来られる方に、1階の方とか税務課の方とか、あとはその裏側の封筒の開封作業では任用職員の方々とか、様々な方が入れ替わり応援に来て、対策をしていると。それを持ち上げるわけではないですけれども、そのおかげをもってか、上牧町は比較的スムーズに給付がされていて、今94%、5%ですか、給付をされているということは大変評価をしたい。やはり組織が横断的にすることによって一丸となってやるということは大変重要なことだったというふうに思っています。

その対策本部の話は後でまたしようかというふうに思っているんですけども、ほかに連携を図られているという意味では、委員会審議のときに答弁があります、例えば徴収猶予の制度とかも税務課と徴収課が連携をしますという話とか、そういう形ですごい連携をされているということは僕は理解しています。逆に、なかなか言いにくいことかもしれないですけども、まだ検証中だと思いますけれども、反面、もう少し連携をすれば良かったなという

ような対策などがもしあったら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） もう少しというところではございますが、今回、臨時交付金を活用させていただきまして小規模事業者の継続の支援金という部分もございました。その部分につきましても、当初は部局間での応援体制をやっておったという状況もございます。その後、担当課だけの事務処理というふうな形になってきたわけでございますが、その辺は少し検証していく必要があるのではないかとこのふうには考えております。当初、この部分につきましては、議員の皆様にもお示しをさせていただきましたように、200件程度の申請があるだろうというところでのスタートであったわけですが、現在は79件の申請があるという状況で、やはり定額給付金とは、規模的に言いますと全然というか、変わってくるのかなというところで、その辺の部分も検証の余地があったのではないのかというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 部長、ありがとうございます。何か僕がこうやって今メモしているやつがもうばれちゃっているんじゃないかぐらいに。

小規模事業者等支援金の窓口は確かに当初は大丈夫なのかなという心配をさせていただいて、79件。多分これはまちづくり創生課が大変頑張ってもらっているんだと思いますわ。窓口で相談を受けて、これは大丈夫なのかね、いけるのかなと申請書のチェックをして、郵送とかオンラインもあるかもしれないけれども、やはり窓口に来られる方もたくさんいらっしゃるんじゃないかと思っていて、地下の特別定額給付金のところにも「小規模のやつなんだけど」という方がやって、それを案内する場合もあると思いますけれども、今回の件、もっとそうすべきじゃなかったかという話をしましたけれども、僕はこれは全て駄目だったというふうには思っていなくて、正直このコロナウィルスの対策というのは今まで誰も経験したことがない取組なので、ぜひ経験値として。こういう経験値があるからいいかどうかは分からないですよ。ですけれども、次の事態にならないことを願いますけれども、もし万が一第2波、第3波が来たときの次の材料として検討していただければいいかというふうに思っています。

今、対策本部のお話がありましたけれども、私は対策本部については以前からもう少し前面に出た活動をもっとすべきじゃないかというふうに思っていましたし、今でも思っています。この対策本部は、先ほど部長が言っていただきましたけれども、年明け早々に早速対策

会議という形で設置をされまして、これはホームページの資料によるんですけども、1月の29日から4月3日まで全7回の開催をされまして、町民への注意喚起についてとか、公共施設の利用休止、休校措置等が議論されていますね。4月の頭に緊急事態宣言が発令されて以降、4月の8日以降は対策会議を対策本部に移行をして、今まで13回ですか、いろんな議論をされているということでした。これについては、ちょっと手前みそになりますが4月の16日に対策本部の情報をもっと発信すべきだということで私は要望書を出させていただいて、それ以降は逐一ホームページでこういう会議をしていますということ発信されている。この辺については大変評価をしたいと思います。住民の皆さんにとって、こういう未知のウイルスの戦いであるとか感染拡大に対する対策で大事なことは情報発信力だと、僕は本当に常々思っています。

マスコミ報道というのが全てじゃないですけども、実際ここ数か月の情報発信力ということでは情報発信力の高い地方自治体の長がかなり名を上げて、反面、そうではない首長については「何をしているんだ」という怒りを買うような事態になっています。決してお隣の大阪府の吉村知事を持ち上げる意図はありませんけれども、ご存じかもしれませんが、たまたま今日6月17日は吉村知事の45回目の誕生日なんですね。なので、ちょっと持ち上げさせてもらいましたけれどもお許してください。すみません、話がそれましたけれども、上牧町においても対策本部をきちんと設置をして、そこで何が話し合われて、何が決まり、何を上牧町が目指そうとしているのか、しっかり発信することが住民の皆さんにとってとても大事なことだと思いましたので、そういう要望をさせてもらいました。

今、情報発信という話をさせてもらったので、次の情報の公開、提供、情報共有の推進に移りたいと思います。住民に対して様々な情報を的確かつ分かりやすく提供できているかについてです。こちらについてお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 次の質問の内容でございます。情報につきましては、新型コロナウイルスに対する対策としまして、先ほども言っていただきましたように、徴収猶予の関係とかそういう部分の発信も各課からも提供させていただいておるところでございます。

それと、情報発信の方法につきましては、利用者の方が容易に情報を取得できるためには、新型コロナウイルス関連情報を集約させていただいたホームページを作成させていただき、見やすく情報発信をさせていただいたところでございます。それ以外にも広報等を通じまして、情報発信をさせていただいたという内容になっております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 様々な情報を的確かつ分かりやすく提供という意味で、ホームページでバナーが1個、「新型コロナウイルス感染症関係」ということでは一応とありますよね。赤だったか、ちょっと色は忘れましたが、そういう形でそこで見やすくしたということで、それについては大変評価したいと思うんですけれども、今回の対策について、やはり問題になっているのが情報難民といいますか、要はネット環境がない方がどの程度いるのかという問題にもなってくるんですけれども、ホームページが見られないとかいう方たちがどうやって情報を得られるかという、現状では無線ですね。それと広報しかないんですね。そうだと思います。私の85歳の父もそうです。この方たちというのは無線もありますけども、もう月に1回の広報が主ですね。

という中で、これは広報の号外をぜひ発行してほしいということで僕は要望させていただきました。この広報の号外というのは何が言いたいかというと、今20枚ぐらいの広報を毎回号外で出すというのではなくて、上牧町はすごいチラシも出されているじゃないですか。特別定額給付金のやつも、これ、東議員でしたか、委員会の時に「これ、詐欺違うか」と思われたというやつね。あれも表に「広報かんまき号外」と書けばいいんです。そうしたら「あ、広報かんまき町の号外なんだ」といって見るんですね。という形で、要は広報かんまきの号外的一种として出すよということを頻繁に情報発信するということで、広報の号外を出していただきたいというふうに思いました。

それと、あとネット環境にないと駄目なんですけれども、ホームページについても大変難しい問題がありまして、ホームページというのは情報を得ようと見に行く人しか見られないんですよ。だから、要は攻めの方だけしか見られない。そういう意味では上牧町は公式のフェイスブックがありますよね。フェイスブックがもう少し活用できなかったのかなと。僕はこうやって言いながら、フェイスブックは1つ、ちょっとうれしかったのがあって、上牧町の公式フェイスブックの4月20日の記事が近隣の花の写真だったんですよ。今、自粛している皆さん、散歩とかできないと思うから近隣の写真を載せます。それでぜひ癒されてくださいというフェイスブックがあって、全然対策と関係ないんですけれども、ちょっとそれに感動しまして、すごい逆の発想というか、今までこういう対策があります、こういうことをやりますと言いながら、そういう癒やしがあったというのはすごい感激をしたんですけれども、それとは別の話としても、フェイスブックでこういう形で注意喚起をするとか、こういう形で対策をやっています、対策本部をこういうふうにやっていますということを逐一発信

しても良かったのかなというふうに思っています。

これについても、今後、第2次補正予算が成立をしまして、国から新たな支援策が構築される可能性が高いというふうに思っています。4月の時点でも要望しましたけれども、改めてこの冊子とかチラシとか、できれば、もうそろそろの段階で新型コロナ対策の1個の冊子として。たしか、先週の木曜日の文教の時に石丸委員だったかが、冊子がちょっと分かりにくかった、あれは議会の資料じゃないかと。そうだと思っていて、あれをしっかりとめるような形で新型コロナウイルスの対策についてということで1個の冊子を広報かんまきの号外みたいな形で出すなどの取組をしていただきたいと思いますけれども、この辺りはいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 情報発信につきましては、やはり住民の皆様にとって分かりやすく、それと、内容の部分につきましても、丁寧な形で情報発信ができればいいのかなというふうには考えております。それともう1点、今回、地方創生臨時交付金で別に冊子を設けさせていただきました。その冊子につきましては、住民の皆様に対しての支援がこういうふうな形でありますよというふうな形もお示しをさせていただいたところでございます。

議員から言っていただきましたように、新型コロナウイルス感染症に関する号外、これはやはり大事な部分にもなってくるというふうには考えております。そういうふうな部分も含めまして、この前の石丸議員の話ではないですが、国民健康保険税の免除の関係、介護保険の免除の関係、どういうふうな形で情報発信できればいいのかという部分も含めまして、そういうふうな部分も含めながら検討し、発信をさせていただきたいというふうには考えております。

それともう1点、先ほどフェイスブックのお話もしていただきました。その中で、町のホームページの中にもユーチューブでときめき体操、やはりこれもコロナの関係がございました。コロナの関係で、住民の皆様健康を維持していただくために、ユーチューブでときめき体操を発信させていただき、健康の延伸を図っていただこうという趣旨も含めまして発信をさせていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ときめき体操は僕も拝見しました。あれは良かったですね。ちょっと話がそれちゃいますが、あれは続けてほしいと思います。今回自粛が終わって、ああいうことは必要なくなったかもしれないけれども、何かの形であれは残していただきたいなど。上

牧町のときめき体操についての発信みたいな形でね。それが宣伝にもなるかなというふうに思います。ぜひお願いをしたいというふうに思います。

フェイスブックでの発信については、僕はたまたま昨日広陵町の一般質問を傍聴に行っただけですけども、千北議員だったか、公式ラインでの発信をしたらどうかという。広陵町は公式ラインを持っているんですね、上牧は持っていないのかな。昨日の一般質問の受け売りですけども、ラインというのは今、全人口の66%かがもう使っているということで、そうすることによって、要はこちらから攻めの発信ができると。要は、さっき言いましたけれども、ホームページというのは見に行かないと駄目だけれども、ラインとかフェイスブックというのは通知が来るので、それを見て情報が提供できるということで、その辺りもぜひ今後、視野に入れていただきたいというふうに思います。

前向きに考えていただいているということで、僕も支援については自分の中でちょっと遊びでじゃないですけども、遊びとは言っちゃいけないですよ、例えば、イエス、ノーみたいなものをして、「あなたは売上げが落ちましたか」。イエス、ノーでイエスに行きますよね。

「2割落ちましたか」、イエス、ノー、「3割落ちましたか」と、それによって、じゃあなたは減免がいきますよとか、2割落ちました、個人事業主ですか、イエス、そしたら小規模事業者のほうに行けます。あなたの受けられる支援は次のとおりです。3ページ、5ページ、8ページですと。3ページには小規模があって、5ページには猶予があってと、そういうゲーム感覚とは言わないですけども、そういうのを自分で今作ってみたんですが、そしたら、切りがなくなっちゃって途中でやめたりするんですけども、そういう形で情報発信をするというのも1個の案なのかなと。これが全てではないですよ。例えば、そういうことで横断的にするというのも1回視野に入れて。これがだから先ほどちょっと、何でも全部関連するんですけども、組織の横断的な意味でも、これ、教育委員会でこれがいけるな、教育委員会は関係ないかな、福祉課ではこれがいけるな、保険年金課ではこれだなとかということで、こういう形で支援をまとめていこうということも必要なのかなということで、お願いをしたいと思います。

では、次の第36条の広域連携に行きます。まず、こっち、2つに分けていますけれども、近隣地方公共団体との連携についてお願いできますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 近隣の連携というところでございます。この部分につきましては、北葛4町で情報を共有し、連携を図っております。まず、この部分につきましては北葛城郡

4町での教育長会で町立の幼稚園、小・中学校の関係の協議をされ、その情報を首長会に上げられ、協議をし、連携を図ったというところでございます。

具体的な内容につきましては、先ほど遠山議員からも冒頭でお話ございましたように、幼稚園、小・中学校の臨時休業、それと社会教育施設や文化施設の臨時休業、イベントの中止、それと感染予防の啓発など、さらにはこの特別定額給付金の事業、それと地方創生臨時交付金の事業におきましても、どういうふうな事業を行われるのかという部分も含めまして、情報共有をさせていただき、進めてきたところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今回の定例議会、そして2回の臨時議会などで、様々な場面で北葛城郡4町でいろいろ話し合って統一した見解でということで、今、教育委員会の話もありましたけれども、教育長の答弁でも教育長会議を何度もされているということで、この3密の状態の中で、大変な中で会議をしている、大変敬意を表したいというふうに思っていますけれども、そういう形で4町でやったと。

いろんな支援施策の中で私もこの広域連携ということを行政側に強いるというか、お願いするのであれば自分もしなきゃいけないなということで、今回たまたま休会の日程が結構ありましたので、ほかの3町の一般質問を傍聴させてもらっていたんです。そこでもいろいろ話をすると、同じものもあれば若干違うものもあったり、同じものもあるけれども、逆に今まで僕のイメージしたのと、例えば違うまちだったら答弁の内容が上牧町とは違うことなんだなとかいうのを感じたりもしました。じゃ一方で、上牧独自でしたもの、4町と協議をしたけれども、4町と同じことをやりますけれども、本当の独自なというイメージでは何か代表例とかがもしあったら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今回、小規模事業者等の継続支援金事業につきましては、ほかの3町と違う町の独自の事業としてさせていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） これ、ちょっとあえて議事録に残したいと思って、ここで話をしたんですけれども、先ほど79件の話がありましたけれども、恐らくまだ申請をされていないというか、自分たちが該当じゃないという形の方が多いかもしれないので、これについては僕も大々的にいろんなところでも宣伝をしたいと思っていますし、私の知り合いのところでも特に多いのが上牧にお住まいだけれども他市町村で仕事をされている方、具体的に言うと、例え

ば上牧で仕事をしていて広陵町に事務所のある方という方でも、これは今回の支給対象になりますでしょう。住民の方だから。ならないのですか。上牧に住所がある方で……。

○総務部長（阪本正人） 上牧に事業所がある方。

○1番（遠山健太郎） である方ですね。すみません、僕、ちょっと今、勘違いしていましたね。

もっと宣伝をしなきゃいけないなというふうに思っていて、これも昨日とか先週とか北葛のほかのところで言いますと、例えば「商工会に入ってなきゃ駄目だよ」であるとか、あと「セーフティネットの融資を受けた事業者さんじゃないといけないよ」とか、その大前提として県の休業要請に応じた事業者じゃないといけないとか。県の休業要請に応じるということとはイコール、例えば飲食店は時間の加減もあるし、例えばスポーツジムとかであって、私がちょっと議論があるのが製造業とか農家の方とかそういう方というのは対象外なんですけれども、上牧はそうではなくて、上牧にお住まいで上牧に事業所のある方というのは2割の減で一律10万円の給付をするという本当に独自の事業だと思いますので、これについては環境部長も言っていて、町長の肝煎りだということで、全部の事業者さんをもう救うんだという強い意志の下にやったということは大変評価をしたいと思うので、これについては先ほど79件ありましたけども、200の予算があるので、原課は大変だと思いますけれども、ぜひもう一度、幾度となく周知をしていただきたいと思います。

では、次に県、国、その他の機関との連携でもし何かしていることがありましたら教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 県と国といいますより県のほうに要請させていただいた部分がございます。この部分におきましては、感染拡大防止に向けた迅速かつ適切な取組を実施するために必要な情報を町村会を通じまして県に要請をさせていただいたという部分がございます。

内容につきましては、在宅療養の基本マニュアルというのを作成してくださいというふうな部分でお願いをしたところではございますが、この部分につきましては在宅療養の基本マニュアルというのはなかなか難しいという部分があったのかなというふうには思うんですが、そこで感染された方の部分、やはり当初の部分でつきましては中和保健所管内とかというそういうふうな表示の仕方であったというふうには認識しております。それ以後につきましては、市町村の名前が入ってきて、そこで感染が発生したというふうな報告だったというふうには認識しているところなんです、そこでこの療養の部分につきまして、どういうふうな

形でマニュアルを作ったらいいいのかという部分も、首長会の中でお話が少し出ましたので、その部分につきまして町村会を通じて要請をさせていただいたというところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 県と国というのはどちらかというと連携というよりも、今回の事案については要請とかお願いということが多々あるのではないのかなと。例えば、町単体ではできないものについて国に対してこういう形でお願いして。在宅療養の話もありましたし、たしか感染者の公表というのが、今、部長言われましたように、当初は保健所だったんですね。中和保健所管轄で何名とか奈良保健所管轄で何名。それだったのが今言われたとおり、市町村名を公表するようになったというのは、たしか市町村から県への要請によってできたものだというのは私もニュースか何かで拝見をさせていただきました。

では、その他の機関、例えば、段ボールベッドとかいろいろな協定を結んでいるところがあるじゃないですか。その他の機関というようなところとの連携というのは、もし何かあったら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 強いて言えば、段ボールベッドの部分につきまして、2次補正と言うたらまだあれなのかも分らないですが、その部分に備えまして協定を結んでおるところにつきまして情報を頂いておったというところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 次の段階ということなので、なかなかまだ決まっていないことであれかもしれないですけども、その他の機関というのはいわゆる民間の団体であるとか様々なところですね。そういうところからの情報というのも民間だったら情報を得られるところも多いと思うので、そういうところも積極的に活用をぜひしてほしいし、これから、もし次のことがあったときにはしてほしいなど。あと、うちは大学との連携というのもあると思うので、ちょっとば一んと振りましたけれども、逆に大学は今、学校も閉校していて、すごく困っていましたよね。そことの連携の中で何かできなかったのかとか、そういうことも今後、考えていただきたいというふうに思ったりをします。

ということで、以上の大きな項目の1つ目の新型コロナウイルス感染症対策の検証というのはこの程度に収めたいと思いますが、この項目で改めて、先ほど情報発信力という話をしましたので、お手間をおかけしますが、今中町長、上牧町のトップである今中町長にこの場を利用してトップの発信力というのはぜひ発揮をしていただきたい。今後の新型コロ

ナウイルス感染者に対するここ数か月の住民の皆様の自粛要請に対する自粛の行動であるとか、あと先ほどありましたけれども、今、実施している交付金を活用した事業、それとあと、この対策に対する今中町長の考え方、これをいま一度、私ちょっと早口でしゃべりまして時間を用意してありますので、ぜひ住民の皆様に発信していただきたいと思います。お願いします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 遠山議員、町長としての発信力を遺憾なく発揮せよと、こういうご質問でございますが、町長のコメントとしていろんな形でコメントはさせていただいております。ただ、先ほど、大阪の吉村知事のお話も、大阪、愛知県、東京、それと和歌山、兵庫、大変よくテレビで出ておられました。最近は東京と大阪が中心になっておりますが、我々の場合はそのようにマスコミが取り上げていただけるといようなことでもございませんので、いろんな場面で、今おっしゃっていただいているようなコロナに対する考え方でございますとか取組をできるだけ多くの方々に発信をしていくというこの考え方は、今でもいささかも変わっておらないわけでございますので、方法論としていい方法があれば、おっしゃるようなコメントをこれからもしっかりと考えていくということで、これからも頑張っていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ホームページのところで今中町長のメッセージというのも幾度となく発信をされていました。それに基づいてといいますか、先ほど話がありましたけれども、上牧町という町なので、先ほど言いました東京都知事とか大阪府知事と違ってテレビ局が来るわけでもありませんし、マスコミに出るわけでもないですけども、やっぱり住民の方々というのはこの自粛期間中はすごい情報がたくさん入ってきて、テレビばかり見ているものですから、もう情報で頭が満杯になってしまっ。そうするとどうしても比較というのが、比較の怖さというのはすごい感じたんですね。こういうふうに「うわ、出てくるな。うちのほうはどうなんだろう」とか「うちのところはどうなんだろう」と言っている、それは全然レベルも次元も違う話だけれども、例えば「ここの町の町長がこうやって言ってるな、うちの町は何もしていないな」と。何もしていませんよね。それは情報を発信するマスコミ媒体に乗っていないだけの話で実はやっている。そういう意味でしっかりこれからも発信をしていただきたいというふうに思います。

委員会でも僕は話をしましたけれども、公共交通機関じゃない場合、上牧町は香芝インタ

一から下りて大阪府から一番近い町というふうに僕は認識をしているんですね。という中で感染者がゼロということは、いろんな理由があるかもしれないですけども、やっぱり住民の方の意識も高かったということも思いますので、第2波、第3波に備える取組として、町長のほうにおきまして今後も引き続き情報発信をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

では、次の大きな項目2つ目に行きます。避難所についてです。避難時における新型コロナウイルス感染症への対応については4月1日付で厚生労働省の通知というのがあるのを知っていますか。お持ちですかね。4月1日付で内閣府と厚生労働省健康局から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」という通知が出ているんです。さらにその翌週の7日には「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」という通知も出ています。理事者側においては、この2つの通知を基に避難所の感染防止対策の備品とかの購入をされたのではないかというふうに思っています。

ここで通告1、2、3とありますけれども、通告の1と2についてはピンポイントに的を絞って伺いたいと思います。もし、いろいろ準備をしていただいたと思えば、この2点については今日の次の牧浦議員と明日の富木議員の通告にも重複しているところがありますので、そこで存分に使ってもらいたいなと思います。

まず、1つ目の防疫活動、疫病を防ぐという防疫活動についてです。これについて、もしご用意しているのがありましたら答弁をお願いできますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防疫活動につきましては、地域防災計画の中にもうたわせていただいておりますように、被災地の防疫は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、及び奈良県防疫必携に基づきまして、中和保健所の指導の下、実施するというふうにごうたわせていただいております。ただし、町の被害が甚大で、町単独で実施が不可能な、また困難なときは中和保健所に応援を要請し、中和保健所または中和保健所管内の他の市町村から応援を得て実施するというふうには規定をさせていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 地域防災計画に記載している内容を今、言っていただきました。感染を防ぐという観点で、ちょっと話を戻しますけれども、先ほどの通達の中でいろんな通達がありまして、検討材料として可能な限り多くの避難所を開設すべきであるとか、親戚や友人の家などへの避難の検討をしてほしいとか、在宅療養者等の避難の検討をしてほしいとか、

あとは感染症ガイドラインとして来た方の検温をするとか、そういうものがあるかというふうに思うんですけども、ちょっと細かいところで伺いたいと思っていて、この避難所の感染予防対策として、今回の地方創生臨時交付金事業としてテント、僕はあえてテントという言い方をしますが、テントが7施設に各30基、合計210基設置されますね。テントはもう臨時議会で承認されたので買うことに対して全く異論はないんですよ。だから、その中でちょっと聞き漏らしたといいますか、聞けなかったことで、このテントと防疫活動の関係、これをちょっと教えていただきたいと。

ちょっと具体的な話になりますけれども、このテントの中に感染された疑いのある方を入れるのか。分かりますか。それとも、ちょっと具合が悪くて熱がある人を入れていくのか。あるいは感染したくないという家庭に貸すのか。その選別方法、どういう形で利用しているのかと考えているのか、というのは、私はこれに持論がありまして、今回の7施設というのが学校と体育館というイメージですけども、僕は学校と体育館というのは先ほどありました段ボールベッドと段ボールの間仕切りで十分ではないかなと。どちらかというところのテントはもっとコアな施設、僕が言っているのは具体的に公民館とかね。もっと小さなところの公民館でちょっと熱っぽい方がいらっしゃる。じゃ取りあえず、そのテントの中でお願いしますという形になっていって、そこから大きい避難所に移動するときには逆に療養施設のほうに移動していただくという形のイメージがあったんですけども、そのテントの関係と防疫活動の関係、もし何かありましたら教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、テントと段ボールベッドの住み分けと言ったら変なのですが、段ボールベッドにつきましては、今言っていましたように体育館のほうで段ボールベッドの使用をやっているかというふうには考えておるところでございます。テントにつきましては、天候等々のいろんな問題もございますが、やはり公民館とか、あとはグラウンドであったり、そういうふうな部分での横断的な形で柔軟に対応していこうというふうには考えておるところでございます。

それともう1点、感染症の疑わしい方につきましては、避難所を開設させていただきに総合の受付窓口をやはり開設しなければならないというふうに考えております。そこで、非接触型の体温計を基に体温を測らせていただいて、やはり疑わしい方がおられれば、学校、教育委員会とも連携をしていかなければならないんですが、普通教室のほうに避難先として考えていかなければならないのかなと今はそういう部分で考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、大きく2つ、お話しいただいたと思うんですけども、やはり僕もテントについては、どうしても体育館の中にテントがぼこぼここと30個あるイメージが湧かないんですよ。これは具体的な防災計画のときには鳥瞰図と言って平面図で大体どんな形で配置をするのかというのは、今後もイメージされると思うんですね。というのは、今まで1人当たり1.何平米だったのが4平米なきゃいけないとかそういう通達もあったりするわけですから。これは牧浦議員が通告されているので、収容人数の話になってくると思うので詳しく話しません。テントがぼこぼこというイメージよりも、どちらかというとコアな公民館であるとか、場合によっては、先ほどありました可能な限り多くの避難所という意味で校庭とか広い公園とかにテントとかをある程度配置をしていって、そこに移動するというイメージがあって。なので、じゃ備蓄場所はどうするかということも今後考えていかなきゃいけないというふうに思っています。その辺りを今後、考慮していただきたいというふうに思うんですけども、先ほど言いました収容人数の話は牧浦議員が話をされますけれども、具体的な避難所の平面図ですね。これはもう大体イメージとかはされていますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） イメージ的には机上である程度。どれぐらいの段ボールベッドが置けるのか、それと、テントも配置できるのかという部分は机上の部分では試算はさせていただいてるところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 分かりました。その辺については収容人数との関係もあるので、後できっちり議論をしていただきたいというふうに思います。

では、次の防疫用資機材の調達についてなんですけれども、これは明日ですか、富木議員の通告の各避難所の備蓄について、感染予防に必要な機材や備品の確保というのに委ねたいと思っていますのでここは省略します。

次、僕は次の愛玩用動物の収容対策について行きたいというふうに思っています。災害時などの避難時における愛玩用動物、いわゆるペットの取扱いについてはあまり大々的に報道はされませんが、実はペットを飼っている家庭にとってはとてもとても大きな問題です。ペットは家族から見ればもう完全に家族なんですね。身内です。ただ一方、全く関係のない方、他人の方、あるいは動物自体が苦手な方にとってはもう全く違うもの。対象とか考え方が全く違って、避難所のような狭い空間の中での共存というのは大きな問題となります。

ちょっと今日は持ってきていないんですけれども、奈良県では「はじめよう ペットの災害対策」という冊子を作成して、常日頃から常備備品についてや、しつけや健康管理について周知を図っていますね。また、奈良県では2年前、平成30年に環境庁より発行された「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づいて人とペットの災害対策に取り組んでいます。その一環として今年の1月25日なんですけれども、これ、すみません、個人的に僕の50歳の誕生日だったんですけれども、橿原市のイオンモールで「考えよう 人とペットの災害対策」というイベントを公益社団法人奈良県獣医師会協力の下に開催をされました。また、今年4月には避難所運営者向け、これはですから自治体向けだと思うんですけれども「避難所におけるペット受入れ検討の手引」というのを策定して公表しています。そこにはペット同行避難者を受け入れる場合の原則などがとても細かく書かれています。

そこで、上牧町でのペット同行避難者の受入れの検討状況などについて教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ペットの受入れ状況というご質問でございますが、数年前だったと思うんですが、少しの記憶しか残っておりませんけれども、たしか長岡議員だったと思うんですが、このペットの受入れの部分についてのご質問があったのかというふうには認識しております。その時には町の体制として何もできておられなかったような状況であったのかなと。そのペットの受入れにつきましては、専門業者と言ったら変なんですけど、やはり民間の動物病院なり獣医師会の協力を得てというような形だったのかというふうには認識しております。ところでございますが、今回の奈良県の避難所におけるペットの受入れの検討の手引きも出ておりますので、そういう部分も含めながら、場所の確保をする部分等々も発生してくるのではないのかなというふうには思っております。

先ほど、遠山議員から今回のこの愛玩動物の収容体制につきましてのいろんなお話をしていただきましたが、やはり環境省でも「人とペットの災害ガイドライン」というのも出ております。奈良県の「ペット受入れの検討の手引き」というのも出ておりますので、町としましては、今後といったら変なんですけど、早急に3密を避けるための避難所のマニュアルも作成をしようというふうに今考えております。それと同時にこのペットの受入れ検討の手引き等につきましても、今後、町としてもそういう部分も含めながら、作成し、検討していく、余地があるのではないのかというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎）　ずっと新型コロナ、コロナと言っていて急にペットの話になって申し訳ないと思うんですけども、僕は自分の一般質問は2年か3年計画で、12回ぐらいでやろかなというのでたまたま、当時は平成32年でしたが、平成32年の9月にはペットの避難所についてやろうともうメモで書いていたんですね。今回は新型コロナがあつたのがばつと上のほうを取られましたけれども、本当はこれで1時間ぐらいしっかりやりたいというふうに思っていた内容ではあつたんですけども時間の関係上。これはまたいずれやりたいというふうに思っています。

何年か前に長岡議員が質問をされたということも私は確認をさせてもらって、詳しい議事録まではめくってはいないんですけども、具体的な対策というのはまだこれから考えていきたいというような内容だったということは確認をさせてもらっているんですけども、ただ、現状として上牧はかなりの方のペットがいらっしゃると思いますね。犬猫が主にされるかなと思うんですけども、じゃ上牧に、例えばワニがどのぐらいいるのかとかそれは分からないですよ。爬虫類がどのぐらいいるのかとか、それが来たらどうするんだということまではしようがないかもしれないけれども、少なくとも犬、猫のペットについてはかなりの数がいらっしゃると思うので、例えば避難になりました。じゃ、犬猫は連れていったいいのか、駄目なのか。連れていったときはどうしたらいいのか。その辺りは今回たまたまといいますか、新型コロナの関係で避難所のマニュアルというのを全面的に見直すことにもなると思うので、ぜひそこは入れていただきたい。上牧町の地域防災計画の193ページには3行、4行ぐらいしか、少ししかないので、そこをもうちょっと膨らますような形で。県からも環境省からの通達が来ているので、具体的なペットはどこに置くのか、どこに管理をするのか。

私なんかは思いつきではなくてずっと前から思っていたのは、ペットを連れていくけれども避難所の中には入れられないよね。じゃ、どこに行ったらいいか。私のイメージはまず思いついたのはゲートボール場だったんですよ。屋根もありますし外だし。あそこにどこかと協定を結んでゲージとかを置いて、一時的にあそこにペットをまとめて避難をさせるということも1個じゃないのかなとか。あと、上牧町内、近隣の王寺町とかには動物病院が多いので、そこと協定を結ぶとか、そういうことも今後ちょっと視野に入れていただいて、何年か前にありまして、まだ考えていないけれども今後という話があつたけれども、そこから何年もたっていて、今この状況なので、ぜひ今回、避難所マニュアルを改定するに当たってその辺りもちょっと今後しっかり考慮していただきたいなと思いますけれども、その辺りはいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、動物病院のお話をさせていただきました。今回の質問じゃないですけれども、組織間の連携の部分でございます。この部分につきましても、ペットの関係、動物の関係になりましたら生活環境課になるんですが、この一般質問が出てからというようなお話になってきますけれども、生活環境課と連携をさせていただきまして、動物病院での受入れ、それとまたは協定はできないのかというふうな打診もさせていただいたところでございます。そういうふうな部分も含めまして今後、企業、民間、それと協定できる部分、できない部分等がございますが、そういう部分も含めながら研究、検討していきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） めちゃめちゃ前向きな答弁をありがとうございます。これを機にというのが、新型コロナとかそういうものがこれを機にというのはあまりいい話ではないのかもしれないですけれども、あえて言います。これを機に、今みたいな形で動物病院と協定を結んでいこうということを考えていく。それが今ありました組織の横断じゃないですけれども、考えていただけるといのは大変ありがたいことだと思いますので、ぜひともお願いをしたいなと。これについては推移を僕も見守っていきたいというふうに思っています。

というわけで、改めて本日の貴重な答弁、そして、新型コロナウイルス感染症対策のために各課、今すごい大変なお忙しい時期だったと思います。にもかかわらず、上牧町議会につきましては質問を受け入れていただきまして、迅速な答弁も頂きました。また、様々な準備もしていただいたと思います。本当にありがとうございます。

以上をもちまして、私の通算21回目になりますけれども、質問を終わらせていただきたいと思います。今日もありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で1番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

◇

◇牧 浦 秀 俊

○議長（服部公英） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い質問いたします。

世界で猛威を振るう新型コロナウイルスのパンデミック、日本でも4月に入り、7都道府県で緊急事態が宣告され、その後、全国に拡大、期限も5月末へと延長され、長期にわたり外出の自粛や休業要請が行われる事態となりました。感染拡大がどう収束していくのか、先は見えませんが、国内外の社会、経済に大きな影響が及ぶのは明らかなです。そうした中で地方自治体や地域では、これから何が起き、何が求められるのか、様々な観点から考察しなくてはならないと思います。その中で私が我が上牧町で考えておかななくてはならないと思うことを2点、質問いたします。

1つ目は、新型コロナ時代の防災についてです。5月19日から20日の朝にかけて雨が降りました。大和川大字地点の水位データは累積76ミリ。この雨が水防団員待機水位を上回ったのです。あの雨でというより、こんなことがあったのですかというようなレベルです。まさに上牧町の西を流れる葛下川と大和川の合流地点での出来事です。それと、南上牧、松里園、中筋出作で遊水池のような役割を果たしていた田んぼの住宅建設、また地上げが相次ぎ、これから梅雨入り、台風シーズンへと続きますので、新型コロナ感染症を踏まえた避難所運営についてお聞きいたします。

1つ目、災害発生時、新型コロナ対策をしながらの避難はどのように考えているのか。

2つ目、新型コロナウイルスの感染症が疑われる方が避難してきたらどのような対応をするのか。

3つ目、避難所での新型コロナウイルス感染対策の必要性が出た場合、居住区分はできるのか。

4つ目、上牧町町では災害対策用プライベートルーム、テントのようなものを各小・中学校、体育館、各町民体育館で30基備蓄予定だが、それぞれ3密を考えながらどれくらいの収

容できる人数を確認しているのか。

5つ目、大きな災害が起これば、コロナ対策を考える上では収容場所が足りないのではないか。

6つ目、防災組織についてコロナ対策用につくり直す。

2つ目は、コロナで見た教育の問題です。

1つ目、小中全学年の終わっていない授業時数はどれくらいあるのか。

2つ目、各小・中学校で各教科の授業時数は、学校教育法施行規則に基づき、今年度は計算上足りるのか。

3つ目、小学校5年生以上を中心にプログラミング教育はどのようなになるのか。

4つ目、中学3年生の1,015時間は可能なのか。

5つ目、小中高を対象に有線無線の校内情報通信網、LANの整備の進捗状況は。またタブレットはどうなのか。

6つ目、オンライン授業が新型コロナの影響で必然的に始まりましたが、ICTへの教育は以降はどうするのか。

質問については以上です。再質問につきましては質問者席で行います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 先ほどの議員もありましたが、本当にこの時期、コロナ対策云々、コロナ関連がたくさん議員と重なりました。先ほどの議員も細かいところはもうほとんど一緒だったんですけれども、私はその中でも細かいところを言います。新型コロナ時代の防災について、各自治体でマニュアルができていると聞いていますが、当町ではどのようなになっているかということです。

まず1つ目、災害発生時、新型コロナ対策をしながらの避難はどのように考えておられていますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） コロナ対策をしながら避難はどのように考えておられるかというご質問でございます。

まず最初に、避難とは難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅での検討も視野に入れなければならないと。それともう1点、避難所以外への避難を検討するにおいて、親戚や友人の家と、また自宅での垂直避難等が一番最初に考えなければならないのかなと。避難所だけじゃなし

に、今お話をさせていただいた部分、そういう部分も含めながら検討をしていかなければならないというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） もう先ほども答弁いただきました。本当に分散避難という考え方、例えば食事。食事や食器を運ぶ担当者は固定をするとやとか、避難者の自炊は中止をするであるとか、食事の際は向かい合わずに同じ方向を向いて座るなど。また、ごみ、共同のごみ箱は足踏み型にするなど、また、そしてここで一番聞きたいのは台風や豪雨のときに換気はどうするのか。これについてお願いできますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきましたように、食事とごみの部分につきましては、基本的にはそのような考え方でいいのかというふうに思います。それと、換気につきましては、やはり台風のときにつきましては避難所の出入口を全部開放するというのはなかなか難しい状況があるのかなというふうには思います。ですけど、その場所におきまして開放できるところがあるのであれば、そういうふうな出入口の部分につきまして開放をし、それと1時間に1回、10分程度開放をして、3密の拡大を防いでいかなければならないというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさにそうです。しかしながら、台風のレベルにもよってくると思うんです。これは本当に全く開けられないというときにどうしたらいいかということですね。これは多分、調べておかななくてはいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり言っている部分は認識はさせていただいております。そういう部分も含めながら、今後、避難所の3密に関しての、コロナに関しての避難所運営マニュアル等も作成していかなければならないというふうには考えておりますので、その部分も研究しながら進めていきたいというふうには考えています。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

それでは2つ目、新型コロナウイルスの感染症が疑われる方が避難してきたらどのような対応をするかをお願いしたいんですが、電話やオンラインで避難所から保健医療調整本部や感染症の専門家に相談できるような体制づくりはあるのかどうか。また、どこかの核となる

病院との提携はもうしているのかどうかを教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ご質問の2番と3番は内容的には少しかぶってくるのかなというふうには思っておりますので、2番と3番を同時に回答させていただきたいというふうに思います。

避難所を開設する場合は、先ほどもありましたように、まず入り口で避難者の受付を設置いたします。ここで避難者の体温を非接触型の体温計で測定させていただき、避難者の健康状態を聴取した後、避難所に入っていただきます。受付で発熱や体調不良などの感染の疑いのある方につきましては、学校の空き教室を利用させていただき、そこを専用スペースに設けさせていただき、居住スペースと完全に分離し、収容していかなければならないというふうには考えております。また、発熱者のご家族等も同様に専用スペースを設ける必要が出てくるのかなというふうには考えております。

それと、先ほどの医師会等の部分でございますが、ここでは避難者、避難所運営のスタッフ全員の検温もしていかなければならないし、体調の管理も毎日していかなければならないというふうには考えています。そこで上牧町の医師会の協力や、先ほど言っていただきましたように、ここは中和保険事務所の指導の下、対応をしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） もう本当に早急にやっていただかないと、この前の雨でもそうですね。結構降ったというのか何というか、先ほども言いましたように葛下川ですね。本当に住宅地で埋められたところ、それと地上げがしたの。中筋川、古川はもう本当にあふれてきております。だから、こういうことで本当に先に核となる病院というのは探していただきたいと思い、お願いをしときます。

それでは3つ目を今、同じようやと聞いたんですけれども、この居住区分についてお伺いします。調べましたところ、4区分あるということなんです。避難者の4区分、感染者、医療機関につなぐか個室確保を支援する。症状のある人、症状のある人と濃厚接触者のスペースを分ける。要配慮者、福祉避難所などへの移行を支援する。一般の人、一般の避難スペースへの案内とありますが、これについて、どう思われますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどのときに少しお話をさせていただいた部分もかぶってくるわ

けでございますが、やはり感染症の疑いのある方につきましては、空き教室を利用させていただき、そこにスペースとして居住をしていただくと、家族の方につきましても同様にそういうふうな部分のスペースを設けなければならないと。もう1点、要配慮者の部分につきましては、やはり福祉施設、福祉避難所等もございますので、そういうふうな部分につきましては、今回コロナの関係にはなっておるわけでございますが、福祉避難所につきましては連携協定を結ばせていただいておりますので、そういうふうな部分につきまして、今回コロナの関係の部分も発生してきましたので、再度そういうふうな部分で連携を図っていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よろしくご配慮をお願いいたします。

それでは、4番目、上牧町では災害対策用プライベートルーム、テントのようなもの、先ほど遠山議員からもあったと思うんですが、各小・中学校体育館、各町民体育館で30基備蓄予定ですが、それぞれ3密を考えながらどれぐらいの収容できる人数を確認しているのかどうかなんですが、ちょっと先ほどもありましたが、僕もプライベートテントというのよりもなぜ協定を結んでいる段ボール会社。イメージ的にはやっぱり段ボールのつい立てであるとか段ボールベッドとかそういうものを。先ほど答弁いただいたんですけれども、それをどのくらい離して、例えば、上牧中学校、上牧小学校で、各体育館で何人ぐらいが、人数ですよ、どのくらい的人数が収容できるか、もう計算されておられるでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 端的にお答えをさせていただきます。

各小学校、中学校の体育館におきましては、段ボールベッドを設置するに当たりましては、56のスペースが必要になるのかと思います。これは先ほども少しお話をさせていただきましたように、机上での台数でございます。やはり、そこには1メートルから2メートルの間隔を空けなければならないという部分も含めまして56。それと第一、第二体育館につきましては24のスペースしか取れないのではないのかなというふうには考えております。それと、あともう1点、西館3階に集会施設がございますので、その集会施設等を合わせますと、約350のスペースだけになってくるというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そのスペースというのは人数じゃないんですけれども、最低は何ぼでマックスは何人までというのは大体予想はしておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） スペース的にどういう形でというか、家族の構成等いろいろそういうふうな部分もまた発生してくるのかなというふうには思っておるんですが、避難者家族のスペースを考えると、もう少し変更していかなければならないのかなと。今は1人で段ボールベッドと間仕切りをした場合には350のスペースが要ると。やはりそこには家族構成、いろいろそういうふうな部分も発生しますので、そういう部分につきましては今後、考えていかなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさにそうですね。避難してきて「ここは制限人数がいっぱいです」とこういうことが起こらないように、避難者のたらい回し、こういうことができないように、本当に早くからそういう対策をお願いしておきます。今の話を聞いていますと本当にまだスペースだけのあれなんですけれども、ある程度人数も把握していただきたいと思います。

それでは5番目の、大きな災害が起これば、コロナ対策を考える上では収容場所が足りないと思うんですけれども、体育館それから学校の教室及び公民館をどう使っていくのかどうか。また、使わないのかどうか。お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 以前、防災ガイドブックというのを永久保存版で住民の方にも配布をさせていただきました。そこで災害の種別によりまして掲載をさせていただいております。例えば地震の部分におきまして、例えば地震が発生したとしました場合、26の施設等があったのかというふうにちょっと記憶はしているんですが、そのスペースに避難をしていただくというふうな形になってくるのかというふうに考えておりますが、この部分につきましては、先ほども少しお話をしてさせていただきましたが、議員も言っていたように分散避難というのもございます。先ほどお話しさせていただいたように、自宅での垂直避難というのも考えていかなければならないというふうには考えておりますので、全体的なお話もございしますが、そういうふうな全体的な部分も含めながら、コロナの関係につきまして考えていく必要があるのではないかというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） まさにそうですね。本当にそうなってくると、職員の方だけでは足りないのではないかということが頭の中で浮かんでくるんですよ。それで、その6番目の質問になってくると思うんですけれども、防災組織について。コロナ対策につくり直すといった

ら、ちょっと言い方があれなのかも分かりませんが、本当に職員の方の中でも遠方に住んでおられて、すぐに駆けつけられるかどうか分かりませんが、例えば自治会・町内会役員であれば地元におられます。地区防災会の人も地元におられます。防災士もやっぱり地元におられます。こういう人たちをその職員の足らない部分と一緒にここで組み込んでいけないかなということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきました内容につきましては理解をさせていただいたんですが、やはり、自分の命は自分で守るというのが一番先決ではないのかなというふうには考えております。言いましたように、自分の命を守っていただくためにどういう形で行動を取っていただくのが一番いいのかな。やはり先ほども言いましたように、避難所の部分も大事ではございますが、分散避難というところも視野に入れながら考えていかなければならないというふうには考えております。

自治会や防災士、自主防等のお話もございます。そういう部分も含めまして、今後、何をしたいってもらわなければならないのかというふうな部分もございますので、そういう部分につきましては、先ほどから何回も少しお話をさせていただいておりますが、避難所の運営マニュアル等々もございますので、そういうふうな部分の中で考えていく必要があるのかとは考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうですね。でも、私も先ほど言いましたように、避難所は恐らくこれからコロナのせいで人数制限ができてくると思うんですよ。そこで避難者のたらい回しが起きないようにするためには、やっぱり自治会であるとか町内会の協力が必ず必要になってくると思うんです。連絡なくして先に避難所へ行きました。避難所へ行ったけれども「ここはいっぱいですから、よそへ行ってください」。よそ行くとまたここでもていうようなことが起こり得るかも分からないんですよ。そこで私はここ自治会であるとか町内会の役員とか、こういった役割分担、自分の命は自分で守るのかも分かりませんが、例えば連絡周知というのはどういう具合にしていっていいのかなということでちょっと質問させてもらったんですけども、どうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 連絡体制というのは、台風の例をとらせていただいた場合には、いつも自治会を通じまして連絡もさせていただいております。大雨が降っておれば防災行政無

線が聞こえないというふうな部分の苦情も聞いておるわけですが、そういうふうな部分も含めながら、自治会等の連携も必要になってくるのかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） その点もまたよろしく願いいたします。本当に前例のない事態に自治体とか自治体職員はどう向かい合うべきなのか。前例がない事態に直面しているからこそ自治体行政に立ち返って、また考えていただきたいと思います。これについてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは次、新型コロナで見えました教育の問題についてお願いいたします。ここでは、6月5日に文科省初等中等教育局より「学びの保障」総合対策パッケージが発表されました。基本的なことをお尋ねいたします。1番目、小中の前の学年の終わっていない授業時数はどれくらいあるのか、まず教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 小・中学校において前回、つまり前年度の3月についての授業日数の欠けている部分について報告いたします。小学校、中学校とあるんですが、学校によって多少の誤差はありますが、ほぼ見えるようなものになっております。それについて、学年の違いもありますけれども、小学校におきましては80時間から90時間、中学校におきましては80時間です。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 一番遅れているところがありますよね。その学年はいつまで遅れた部分に時数がかかるんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 特に中学校につきましては、教科書的には全部終わっております。ただ卒業式や3学期の行事を見込んだ上で、1つの教科については数時間の遅れとなります。その部分については、当然4月の分散登校の時から始めているところです。ただ、小学校におきましては、どの小学校もほぼ一緒なんですけれども、国語に対しては10時間ちょっとの欠けている部分があります。これについては先ほども言いましたように、分散登校の中でまずはこの部分からやっていただいて、ほかの教科については教科的には一応終わっていたんですけれども、復習をする時分であったので、その部分も復習をしながらということで進め

ております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。本当に遅れを早く取り戻していただきたいと思います。

それでは、2番目の各教科授業時数は、各小・中学校で学校教育法施行規則に基づき、今年度は計算上足りるのかどうかお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず先ほどの部分から言いますと、3月1日から6月13日までの普通授業になるまでの部分で欠けた部分というのは、小学校におきますと257時間から300時間、中学校におきますと、175時間から250時間となります。この部分について、先ほども言いましたように、まず、前年度の欠けた部分についての復習作業を行い、また今後の部分については、欠けた部分の保障ということ、確保ということで考えていることは、まずは夏季休業の短縮ということでは言わせていただいている。これでほぼ101時間の確保ができます。

また、各学校行事の精選と縮小。いろいろな行事があるんですけども、子どもたちの活動の中で必要なものは当然必要ですけども、必要でないという言い方ではないんですけども、その授業の見直しということによって50時間程度確保できます。

また、モジュール授業といいまして、朝に15分とか20分を前日また前回の復習テストとかで復習を行うことで、その積み重ねが1週間毎日すると12時間でしたら50時間程度になるので、それでもまた一つ時間の確保となると。このようなモジュール授業を使いますと30時間から60時間。

また、そういうことを使って、あと3月までを計算したところ、小学校においては問題なくいけると。中学校におきましては、それにプラス受験等もいろいろ、また個々の学習問題もありますので、中学校については1日の授業を現在6時間でしているところを40分授業の7時間授業に切り替えて、時間数を出しているところであります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当によく頑張ってくださいています。総合対策パッケージではこのように書かれていました。「感染症対策を徹底しながら、まずはしっかりと学校での学習を充実。最終学年（小6、中3）は優先的な分散登校等も活用し、学習を取り戻す。ほかの学年は2年から3年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障」とありますが、今の答弁を聞きますと上牧町はもっと進んでいると思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今そのように言われておりますけれども、いろんな授業の見直し等も含めて、例えば、先ほども言いましたけれども懇談のとき、中学校におきましたら懇談日というのは3日から4日を取って半日授業にしているのをもう懇談日を2日にして、あとの分を授業にして時間の確保とか、また試験期間、例えば中間試験、期末試験がありますけれども、これもあえて日にちを1日2時間、3時間の試験にしているところを、今回でしたらもう2日で終わらせるとかいうことで短縮をかけることでほかの日の余裕が出てくると。ということで、また2年かけるということもあるんですけれども、やはりそうなると、どこかでこの問題がしわ寄せが来ることもありますので、まずは1年間でしっかりしていくということを目指しております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ほんまにそうですね。もうあらゆる手段で子どもたち誰1人残すことなく、最大限に学びの保障をしていただきたいと思います。

それでは、3つ目の小学校5年生以上のプログラミング教育なんですけれども、これは一応進めていっていくんですよね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） プログラミング教育については進めます。ただ、この教育についてはいろんな考え方がありまして、誤解もよくあるんですけれども、プログラミングとしての教科化をして授業をしていくというイメージが多く持たれてはいますが、これについては、基本的にはプログラミング教育というのは各授業の中に、例えば数学や理科、音楽、技術も含めて大方の授業の中にパソコンを使い、プログラミングを活用することによって、プログラミングの思考を育むこと、また、プログラムの働きやすさに気づくこと。各教科で学ぶよりもそのことで確実な授業にすることとなっておりますので、この部分についてはもう各学校のパソコンにソフトを入れていきますので、そのソフトの中でいろんな授業を組み込まれて、これからも行っていきます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうですか。各教科の中にこのプログラミングが入っていて、プログラミング教育ということの単体ではなくて、各教科の中でやっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、そのとおりです。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○４番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、次をお願いいたします。

もうピンポイントになるんですが、中学３年生の１,０１５時数は可能なかどうか。僕は１年前か、一般質問の中でも聞いたと思うんです。中学３年の１,０１５時間がなかなか大変だと。この今のコロナの中で１,０１５時間というのは本当に可能なかどうか教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 過去でも聞かれた質問ありますけれども、普通に何も問題なければ、問題なく１,０１５時間は可能です。ただ今回、先ほどもありましたように、コロナの問題によりほぼ３か月間の穴ができていますということがあります。そのことについては、先ほど言いましたように、１日の４０分の７時間授業や各授業のやり方の見直し等を含んで、時間の確保は問題ありません。

ただ、受験を控えた中学３年生については、本人、保護者とも不安が非常に大きいと考えております。両中学校とも特に重点的に補充を行い、私立高校の受験までには学習内容を終えて、ハンディが生じないように学習計画を立てているところです。また、県におきましても高校受験について、一部、受験範囲の縮小をしていただいたということも発表があり、子どもたちはその辺も少し安心につながっているのかと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○４番（牧浦秀俊） ということは、４０分の７時間授業、今、奈良県下で奈良高校であるとか畝傍高校であるとかがやっている方法と同じで考えていいんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そうなります。ただ、ふだんは５０分の６時間ですけれども、そういう意味では時間的に少なくなるということもありますが、その分、集中して授業ができると考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○４番（牧浦秀俊） 分かりました。本当に上牧の生徒さんに高校入試で不利益を被らないための措置をよろしくをお願いいたします。

それでは次の５番目、小中高を対象に有線無線の校内情報通信網、ＬＡＮの整備の進捗状況を聞かせていただきます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ＧＩＧＡスクール構想による校内通信ネットワーク整備事業につき

まして、第1回定例会で補正予算を議決いただき、進めているところでありますが、その中で国の補助金が半分になるという問題もあり、その部分については国の動向や国の考え方というのは調査してまいりました。そのことについて再度、工事費も今、見直しができ終わったところであり、当初予算では9,320万5,000円だったものを、設計金額ではありますが、ほぼ7,330万ぐらいまで抑えることができましたので、このことについて今、入札作業にかかっているところであり、また、この入札については7月の中旬ぐらいになるかと思っております。その後、請負業者決定後、また金額的にも議会の承認を頂いて、工事請負計画の締結をし、校内工事の着手と考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。

本当にここは総合対策パッケージの中には「1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備など、GIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びの保障ができる環境を早急に実現」、また「自治体への補正予算交付決定を待たず、遡りでの整備着手を可能とする措置」とあるが、当町の考えについてはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、1人1台のタブレット、パソコン等の部分については、前回の補正予算では小学校5年生から中学校3年生全員の分を補正計上させていただいて、今、県の進めるGIGAスクール構想推進協議会に参加して、共同調達の準備をしているところであり、これについては7月の中旬に入札が行われ、その後、各市町村との契約ということになっていると思います。これはいずれまた議会の承認を得なくてはいけないので、またご連絡はさせていただこうと思っています。

また、今言われました部分については、国からは令和4年度、5年度までに計画している、上牧町でいえば小学校1年生から4年生の分のパソコンについては、今年度に先送りをして進めるようにという指示も出ております。その部分については、まだ完全な詳しいものも来ていないし、またそれに付け加えて、第2次のコロナ緊急対策において、その部分に見られる部分もあると聞いておりますので、その部分は今、検討しているところであります。

最後にもう1点、各家のWi-Fi環境についてですが、この前の調査でいえば、調査上は80%以上の方はWi-Fiが家にあると言っておられはするんですけども、ただ携帯を

持っているだけでもW i - F i ができるということもありますので、本当の総合通信ができるかというのはもう一度調査する必要があると考えております。その辺の調査を踏まえながら、また学校の整備で町内L A Nができた時点で、その時点で教師の研修も進めていこうと思っておりますので、この部分と含めて今後の計画として考えていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にまさにそうですね。本当に上牧町は小中のエアコンもいち早く設置いただきました。これについてもやっぱり、いち早くという言葉が正しいのかどうか分からないですけども、よろしくお願ひしたいと思います。恐らくこういうことというのは教育熱心な方々だけじゃなくて、皆、注目しておられると思いますので、この辺もよろしくお願ひいたします。

それでは、次の6番目でお願ひいたします。本当にオンライン授業が始まりました。もう新型コロナの影響で本当に何の準備もなく始まったと思うんですよ。それが急に始まったけれども対応ができました。でも、これをこれだけ対応できるのに、I C T教育は先生を教育するのはなかなか難しいであるとかどうのとかいろいろあったんですけども、オンライン授業がいかにこうやってできたのにもかかわらず、I C T教育の移行ももっと簡単と言うたら申し訳ないですけども、もうちょっといけるんじゃないかと思うんですが、この辺の考え方をお願いできますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今回のこのコロナ対策において、上牧町オンライン授業というホームページでのユーチューブを利用した小学校1年生から中学校3年生までの授業動画の配信というのが1つの成果として出ております。また、これについてもいまだにまだ活用していただいているところであり、また学校でも使えるのではないかとということで指導をしております。

また、このことについて、先ほども言われましたように、研修する以前に先生方は自分らで作っていただいたということが大変大きいことだと考えております。今回これについては、上牧町の全部とは言いませんけれども、各学校のほとんどが作ったことに関わっております。ということで、各学校で作ることのノウハウもできてきたしということもあるので、これを機にまた研修も当然進めようと思っているんですけども、そういう部分では今後もっと発展していけるんじゃないかと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○４番（牧浦秀俊） 本当に先生間の協力というのはあったと思うんです。本当に教育委員会でも頑張っていたと思います。

ちょっと聞きたいんですけども、令和２年の５月から始めましたＩＣＴ活用アドバイザーは今うちのところでは使っているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今現在うちではまだ導入しておりません。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○４番（牧浦秀俊） それは予定がないのか、それとも、そういう人は必要がないのか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 予定はないということではなくて、校内ＬＡＮ、また１人ずつのパソコンが手に入った時点で、当然職員研修をしておく中で、またそれに対していろんな教材の作業も行われますので、来年度はその部分を活用したいとは考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○４番（牧浦秀俊） 部長、本当にいろいろとありがとうございます。今、答弁いただきまして、ちょっと安心したところがあります。本当に感染症対策を講じつつ、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことを鑑みますと、新学習指導要領が目指す学びを着実に実現していただきたいと思います。これで私のこれについて終わらせていただきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、４番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時４８分

再開 午後 １時００分

○議長（服部公英） 再開いたします。

————— ◇ —————

◇竹之内 剛

○議長（服部公英） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 皆さん、こんにちは。5番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

私の質問は大きく1点であります。新型コロナウイルスに関連した対応について。新型コロナウイルス感染症による社会活動の制約は健康、子育て、教育等、様々な分野で人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。そこで今回は、教育活動を再開した学校教育等について質問します。

1、小・中学校の教育について質問します。学習保障への取組について。オンライン教育に対する取組について。感染対策について。

2、公共施設、体育館、グラウンド、学校施設について質問します。

3番、地方創生臨時交付金事業について質問いたします。

再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 新型コロナウイルス感染症の影響で健康、子育て、教育、福祉等、様々な分野で大きな影響を及ぼすことになっております。今回、質問の内容は教育に関しての質問に絞らせていただきたいと思います。新型コロナウイルスの社会復活の正常化を全力で支援するために、国・県、そして本町においてもいろんな協力、ご苦労されて、日頃尽力されていたことをお礼申し上げます。そして、コロナウイルスで今、崩壊というか、日課を崩されてしまった学校生活において、散らばった点線が1つの線に結んで、より早く新しい日課を取り戻していただくためにいろんな尽力をされていることを理解して、質問させていただきます。

先ほどの委員からも少し出ておりましたけれども、まずは文部科学省の施策で「学びの保障」総合対策パッケージというのが出されたと思うんです。こちらの全体の概要としましては、あらゆる手段で子どもたち、誰1人取り残すことなく、最大限に学びを保障するというものであります。柱としましては、授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数を効果的に指導する、最終学年以外は指導事項の一部を次年度以降に移す特殊対応を可能にする、そして、人的・物的体制の緊急整備。こちらは非常に重要だと思うんですけれども、教員加配が全体で3,100人されています。学習指導員、スクールサポー

トスタッフの追加加配、追加配置というのもあります。学習指導員というのはもう 6 万 1, 200 人、そしてスクールサポートのスタッフは 2 万 600 人という数字を出して定義づけられています。ICT 活用によるオンライン学習の確立もその 1 つであります。

秋以降の第 2 波、こちらは来ないものではなく、必ず来るものとして準備をしなければいけないというものであると思います。そして学校においても、今、少し心が緩んでいるところではありますが、皆さんの心が緩んでいるところでもあると思われるのですが、学校においても第 2 波は来るものである。その来るときにどのようにできているかということが大事になると思うんです。医療関係においても発熱外来の設置、そして、患者外来の病床の確保を今きちっとされている状態であります。気を緩めることなく、我々もそれに準じて心構えをしていただかなければならないと思います。

さて、質問に入らせていただきますけれども、6 月 1 日より分散登校が開始され、15 日から給食の開始もされて、学校が始まりました。そちらの現状といいましても、まだ学校が再開されて 2 週間、そして給食が再開されて今日でまだ 3 日目でありますので、現状といいましても限りがあるので、その辺は考慮してお願いいたします。そして質問の中でさきの議員と重複するところもありますので、私のほうから質問を順次、都度、変更、割愛等を加えながら質問させていただきたいと思います。

まず、1 点目の小・中学校の教育においては、学習保障への取組についてというところでは、先ほど部長からも答弁があったと思うんです。学校行事等で 50 時間の確保や、時短で 6 時間を 7 時間にしていく、そして朝の小テストを入れていくというところで、時間の確保はもうお聞きしました。そして、今まで補わなければならない時間が小学校で 80 時間から 90 時間、そして中学校で 80 時間。それはもう理解いたしましたので、この質問におきましては、15 日に給食を再開されまして、体育の授業について、そして部活について、そちらも限定というか、絞らせてもらって質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、体育の授業についてですが、まず 1 点目は、体育については、まずプールについては今年は子どもたちの安全確保ができないということで中止ということとさせていただきます。その部分については、保健体育も含めながら、この暑い中、外でする体育もありますし、体育館でする体育も当然 3 密を防いでしていく中で、暑い中というものがあるので、まずこの暑い期間は保健体育の授業を前倒しでもしながら 1 年間を進めていきたいと考えております。

併せまして、次に中学校のクラブ活動については、これも基本的には3密を防ぐ、またクラブの競技中以外はマスクをして、練習の時はそれは仕方ないんですけども、その辺の部分を含めながら安全確保を進めて、従来から言っていますクラブ活動の指針というのを出示しております。それについてはもう週1日でも休み、また土日はどちらかを休んで、土日については3時間以内でクラブを行うという条件の下に進めていただいているところであります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 体育の時間の多くは保健体育の保健のほうで補えるということで理解しました。

それで、体育については水泳が今年はもうやらないということで、気候のこともありますし、梅雨のこともありますので、体育館は使用できると思うんです。その時の少し細かい視点なんですけれども、4月の時点で1年間の体育の授業の、例えば個人競技、団体競技、協調性を上げよしなんかが出てくると思うんですが、その辺は学校の先生にお任せしてやられていると思うので、最後の感染対策についてちょっと出てくるんですが、ここではもう体育館のことにだけ、授業の時だけについて、感染の予防といいますか、3密とおっしゃいましたけれども、その辺の予防対策としてどのようなことを予定されているか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 詳しい内容については学校にお任せしているところがありますが、当然3密ということで、距離を空ける、密接にする競技は極力避けるということで、競技も授業内容も見直していただきながら、3密を避けた内容の授業を進めていただくようお願いしているところであります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今答弁いただきまして、その中で、例えば我々は今マスクを着用しての会議となっておりますけれども、学校においては、マスクをしないと学校に入れないとか、授業中はマスクをしているとか、ほかの手だてがあるとか、その辺はどうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的にはマスク指導はしております。ただ、いろんな生徒の事情もありますし、また精神的な問題も当然あるのも事実です。その部分で、まず忘れたり、持っていない場合については学校で用意しておりますので、貸出したり貸与とかはできるので、そういうのは問題ないと考えております。

あと、ほかの対策ということで、コロナの緊急対策で急遽、総務課にお願いして、しても

らった部分としてフェースガード。今、フェースガードを教師全てと生徒分も用意をさせていただきました。マスク、これも授業中ですが、基本的には子どもたちの状況を見ながら着けていただいていると。また、7月の上旬には3面のシールドを各机に発注しているところで、それが来たら、もう少しフェースガードのほうを抑えられるのかなと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） マスクについては多分忘れる生徒がいると思うんです。そして、今おっしゃったように、家庭の事情でもしかしたらない方もおられます。マスクは学校で用意してもらっていいと。

そして、もう1個、フェースガードとおっしゃいましたが、我々も常任委員会の際にフェースガードを用意してもらったんですけれども、これ、フェースガードを着けた状態で会議はいいと思うんです。マスクであっても特に支障はないので。これが体育の授業のときに、すいません、体育の授業で今いろんな問題があって、マスクをしていると酸素欠乏状態になって熱が出て、ちょっと具合が悪くなるといった状態になると思うんです。これ、フェースシールド、これを同じようなものを各生徒に配られたのか、それとも、もしかしたらスポーツ用で何かこういう短いものもあるのかなという、ちょっと疑問があったので、その辺ちょっとお答えをいただいていいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 少し品物は違いますけれども、基本的には同じような感じのもので、ちょっとここにあるおでこ当てのところがもっと簡易なもので、基本的に生徒1人に2枚ずつは貸与できるように枚数は用意したので。ただ体育の授業にこれを使うというのは特別指導はしていませんけれども、先生のは極力お願いしているところです。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうですね。指導者側は必ず着用というガイドラインもあると思うので。体育もいろんな競技があるので、できることをその時にと思いますので、体育の教師、専門家の方がおられますので、どんなフェースガードがあってもできると思うんです。

我々の場合はここに名前まで書いていただいて、「壊したら弁償でっせ」とか言われながら、大事に使わなければいけないと思って直しているんですが、子どもらはこういうのをすぐ、てんごというんですか、がちがちとして割ったり潰したり、「先生、潰れました」と来るんですが、その辺の補充についてはどうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほども言いましたように、全て1人2枚分の用意をしてあります。

全ての子が2枚使うとは限らないし、どこまで使えるか分からないのですけれども、また今後、どうしても長引くということがあれば補充も考えていますが、今のところはその2枚分があるので、極端な言い方をすれば1人で5枚潰す子がいてるかもしれないけれども大事に使う子もいてるということもあるので、今のところ対応はできていると思っています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 多分時間がたつにつれて児童、生徒によったら、この辺にテープを貼っている子も出てくると思いますが、学校のほうでやっぱり極力大切に使ってくださいということで指導をお願いしたいと思います。

こちらの件に関しましてはこれと、それで3年生、特に受験生ですね。こちらの保障というか不安といいますか、今回出されたと思うんですけれども、入試について中学校3年生が非常に不安を感じているので、県のほうで対象のアンケートをとっていただきました。その中で何が不安か。「出題範囲に不安がある」という子どもたちが約半分、そして「学習活動に不安」という生徒が74%になっています。ここで県のほうで県内の教育長33人と中学校の校長先生95名に併せてアンケートをとられて、77%が「入試については一部削減すべきだ」と回答されまして、奈良県の吉田教育長が判断されて、3月の一般入試におきましては5教科中、数学、社会、理科、3教科で一部範囲を除くと、そして2月の特色選抜、こちらにおいては国語、数学、英語の3教科の中から数学を一部削減するという方針が出されました。こちらで3年生は不安を解消できたのかなということで、受験生の不安を少しでも取り除き、受験に向かえるようにサポートしていきたいという教育長のコメントも出されましたので、こちらで3年生はちょっと楽になったのかなと。こういった形で始まって流れの中でいろいろサポートの仕方や、出てくると思うので、こちらはもう今は見えないところでありますので、その都度いろんなことを考えていただけていると思うので、そちらのほうで進めていただきたいと思います。

この1番、学習保障への取組については以上です。

次にオンライン教育に関する取組についてなんですけれども、こちらでも重複するところがありましたので、こちらはオンラインということで、今回、5月11日でしたか、北葛4町でユーチューブを作成いただいて、最後40名の方にDVDテレビを配っていただいて全員が見られるようになりましたという報告を受けております。そのユーチューブの、今そのまま、そのところで止まっていると思うんですけれども、これからどのように活用されていくのか

について少しお聞かせ願えますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在ユーチューブは全部で、小学校では75本の動画、中学校で56本の動画をアップしているところであります。これについてはまだ消してもいいし、見られる状況にはしております。

これは一応、特に4月、5月の授業の範囲ということでやっていただいているもので、当然、今その部分が4月、5月の授業範囲ということでやっていただいています。この部分を今、追いかけてながら授業をしていくという中で、1つは、これは復習材料に、予習材料にもなっているんですが、ということで、学校でもこれも使ってもらっても結構ですよということも言っていますし、また、先生が自分の教え方もあるところもあるのでということで進めています。今現在ではこの先がどうなるか分からないんですけども、しばらくこのアップはこのままにしておきたいと思うし、もし何らかのそういう教材がアップできそうでしたら、これをまた利用していきたいなと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） このシステムは非常に評価できるものだと思います。整備できたということはこれから使っていけるということで非常に有力だと思うんです。1つ、提案ですが、この中には、先ほども質問した中に含まれますが、体育の授業というのは、部長がおっしゃっていただいたように保健という分野と体育という分野があって、体を動かす分野と健康を補う教育の分野があると思うんですけれども、これはユーチューブを利用して、例えば動画等を作成して、体育の先生が4町で集まって話をしてユーチューブを作るという構想はあり得ないんじゃないかと、ありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今のところまず1点、体育ということにこだわったものでは全くありません。というのは、今、議員言われるように、体育の授業も当然そういうのが必要だとは考えますが、ただ、今回まず北葛4町で共同で作ったということもありますので、その部分は今後の状況に応じて、また増やすべきかというのは考えていくところだと思うし、また町独自ですということも可能だとは考えていますが、ちょっとそれは、これからICT教育の中でこの部分が必要というのは多少は考えていますので、考えていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） できましたら4町、もしくは今おっしゃっていただいた独自でという形を取れると思うのですが、体育の先生に話し合っていていただけてやってもらえればと思います。

午前中の答弁の中で総務部長からときめき体操のユーチューブの話が少し出ましたので、こちらはときめき体操の高齢者の方の予防の体操なんですけれども、指導者の方と大学の方と数名が集まって今回ユーチューブを作られたと。そして、これが反響を呼んで、新聞に報じられ、そして町にも反映されているということで、あらゆるところで見ていただいています。文化教室におきましてもヨガの先生がユーチューブを作って流しておられるということを知ったことがあるので、もし今、学校が始まって、ユーチューブを作製となったらそんなもの無理やと僕は思うんですけれども、時間があればということもいただいたので、今すぐ見られるものもあると思うんです。こちらは僕は何度も見えていますけれども、高齢者の方の体操といっても、体幹、ストレッチ、そして筋力トレーニング、全部入っているんですよ。ですから、これを推奨するというか、こちらも見たらいかがかということと言われたらどうかと思うんですが。こちらは町民の方は誰でも見られるようになっていると思うんです。今、作っていただいたユーチューブはIDがないと見られない状態ですよ。ですから、そちらのほうも大切だと思うので、今あるものを活用して提供するというか、見てくださいねという周知も必要ではないかと思うんですが、そちらはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに周知も必要ですし、そういう部分が乗っていくのも大変いいことだと考えています。また、今、出なかったけれども歴史講座についても2講座のを使っています。そういうことで上牧町の宣伝にもなることもありますし、また上牧町内での学習ということにもなると思って、またその部分については、関係分野等いろいろ話し合いながら前へ進めていけたらとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） よろしく申し上げます。

学校も再開されまして、体育は体を動かすという意味で大切だと思うんですよ。ストレスやら心の問題やら。子どもたちのお母さんに自粛期間中によく聞かれました。「どないしたらいいんでしょう」。いや、そんな方法はないんですけどね。ただ僕はもう言っていました。ずっと言っていたのは、今はもう力いっぱい悩む時やと。もう精いっぱい悩んでいただいて、もう心いっぱい考えてくれと。それが今の宿題ですとあって、ずっと今でも言っていますけれども。やっぱり体育というのはストレスがたまったり、いろんな症状が出てきますので。

3か月の中で高齢者の方なんですけれども、ちょっとうつ病になられて、ある教室に行かれていたという方がおられて、それは高齢者の方は外に出るなど。1人で住んでおられて、家族の方から「出るな」と、「どこにも行かんといてくれ」という形でストレスがたまつたと。小中学生も同じことが言えると思うので、大丈夫であろうというのではないと思うので、やはり、ここはひとつ、注意をして見ていただきたいというところです。

オンライン教育については以上です。

続きまして、感染対策について、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 小・中学校の感染対策ということで、最近やっと何とか無事に学校が再開する運びとなりましたが、まだまだ感染リスクがあり、予断を許さない状況であるため、感染防止の最大の対応を行いつつ、学校生活を取り戻す取組をやっているところです。

文部科学省では新しい学校や学校の新しい生活様式ということで、衛生マニュアルも出ております。そこには健康観察表を持たせ、発熱やかぜの状況があれば自宅で休養させるようにしなさいということで、本町においても、全児童、生徒の分の健康観察表を作成し、毎朝家庭において体温の表示と、それを受けて、朝は各クラスにおいて確認を行っているところであります。

学校では3密対策として、児童、生徒の距離、授業中においても1メートルの確保をしているところであり、それについて授業も行っております。先ほど言いましたけれども、授業に当たり、教職員はマスクとフェースガードを必ず着用すること、児童、生徒もできるだけ、その部分が精神的に苦痛のない部分ではありますが、できるだけそのようにしてもらうようにと。また、これも先ほど言いましたが、飛沫防止のためのアクリル板が7月初旬には届くということになっておりますので、それについてはまた対応していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、教室についての感染も含めてお聞きしました。アクリル板等のことと、あと指導者のマスク、フェースガードということで。体育館については先ほどお聞きしましたので。教室についても対策もしていただいていると。

今1つ出ましたのが、僕の書き方じゃ健康管理ノートと書いているので、多分同じようなものだと思うんですけれども、こちらで体温を測って学校に届けるということで、保育園もそうでしたけれども、体温を測って書いていくと、チェックをすると。ここで1つ問題が生じると思うんです。というのは、ある町の教育長がおっしゃっていたんですけれども、「管理

ノートは体温を適当に書きよるやつがおんねん」という問題があるらしくて、そこで質問なんですけれども、非接触型の体温計は学校にあって、もしかしたら測っていつてはるのか、子どもの体温をそのまま信用されているのが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 非接触型の体温計は学校に2台ずつ設置しております。ただ、生徒数もありますので、まずは先生の見た目による判断から、ちょっとしんどそうだなとなれば、すぐそういう分で測ってもらうということになっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 学校に2台というのは非常に少ないと思うんです。あくまでも子どものおうちで測ってくる熱を信用しないといけないというところもあって、外見の判断ですということ、その辺の注意も学校で「そんなええかげんなことしやんと、ちゃんと測って書いてくんねんぞ」と言っていると思うので、その辺はお任せしたいと思います。

この非接触型の体温計は安価ではなく非常に高価ですよ。ちょっと調べていましたら、大体6,000円から、高いものと2万5,000円するんですよ。これを学級に1台、学年に1台となってくるとなかなかしんどいので、それは何か機能もあるんですよ。1秒で測れるやつ、これが一番売れ筋だそうです。どこのメーカーかは知りませんが1秒でピッ。私らは介護で病院に行っても、すぐ測ってピッピッ、「はい、どうぞ」となるので、その辺をやっぱり、予算はどうなるのか分からないんですけれども、これからちょっと台数を増やしていただきたいと思います。それはいかがですか。大丈夫ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） この部分についても、教育委員会では用意することはできませんでしたので、総務課のほうから受けたところであります。また、この部分ですが、今、機械につきましては結構早く、一、二秒でできるようなものです。今後もちょうとだけできるだけ体制の確保に努めたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） その辺の整備をよろしくお願いします。

次ですけれども、その中で体力の心の健康と位置づけさせてもらいたいんですけれども、先ほど体力の話をしましたけれども、心の健康につきまして、いろんな今の新型コロナウイルスに関する学習も必要だと思うんです。そして、先生からの指導もあると思うんですが、スクールカウンセラーの方も学校が始まる前の5月の中旬にスクールカウンセラーの研修会

というのをやられていました。そこでどのようにするかということはもう話し合っておられると思うんですが、子どもたちにとって、これからスクールカウンセラーや心の教室というのはよりどころになってくると思うんです。

4月当初から本来なら学校は始まっております。これはちょっと別の観点からのデータなのですが、毎年4月に小中学生の自死、自殺が多いんですよね。ですけども、今年は2割少ないらしいのです。それは明らかに学校がなかったからということで、これからそういうことも含めまして、やはり心のケアが非常に重要になってくると思うんです。ですから、スクールカウンセラーの整備といたしますか、時間帯といたしますか、増やせないのかなと思ったりもしますし、本当に大事なところは困ったときに困ったタイミングで相談できる、これが救う手だての第一歩だと思うんですね。ですからスクールカウンセラーの時間帯、心の教室の時間帯を増やすことはできますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員がおっしゃられたように、長い休みの間に子どもたちはかなりストレスがたまっていると考えております。ただ、今、言われたようにスクールカウンセラーについては急な増やし方は難しいとは考えておりますが、心の教室については何とか対応していきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） できる限りでやっていただきたいと思います。

続きまして、感染のところで今、教室、体育館等はお聞きしました。そして続けて、給食の配膳は今の特にないという、配膳はもう簡易なものになっていると思うんですが、給食及び給食室についての対策をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず給食室、どっちかというと衛生面は今までとそんなに変わらないと思っておりますので、なんですが、まず1つは、給食調理員さんの暑さ問題がこれから問題になってきます。これについては空調ベストを全ての方に用意させてもらって、実際に使ってもろうたら、今のところ、温度がまたこのくらいなのかどうか分かりませんが、かなり好評を頂いております。

それと、簡易給食とありますが、給食自体が簡易じゃなくて配膳等を省くという意味の簡易なので、カロリーについてもほぼ守っておりますし、もう2回行いましたけれども、今現在も時間的にもロスなく、作るほう、また配膳するほうもロスなく時間どおりいけている状

態であります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 給食員につきましては空気のあれがついたベストですね、あれを配置していただいたということで、本来3月のほうで1人2着できたらなと思っているということをお願い、今、整備していただいていることで理解しました。

感染についてはどこまでやったらどうだということはないので、やはり注意がけて、心がけて、生徒、児童、そして指導者を含めまして、みんなで予防していかなければいけないと思うのでこれからも、始まったばかりなので、これからいろんな問題が出るかもしれませんが、感染と予防、予防については大げさで駄目だということはないと思うので、その辺を含めてこれから続けていっていただきたいと思います。

この1番の小・中学校の教育についての質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは、2番目の公共施設、体育館、グラウンド、学校施設について質問します。この中では緊急事態宣言期間中の管理状況について少しお聞きしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 緊急事態下の管理状況といたしまして、一応公共施設の利用休止に伴い、社会教育施設全般につきましても町の広報かんまきやホームページで、5月31日までの期間、利用中止という周知がされました。このことを受けて、まず貸出ししている団体にはすぐ連絡を入れまして、中止の事情を説明して、一応この期間は使えないという部分で、また予約については、また聞いていきますのでということで、事務は進めさせていただいているところでした。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 非常に長い期間使えなかったわけで、体育館、グラウンド、学校施設については、遊具についてはピンクのテープを貼ってもらって「これは使えません」と子どもが見ても明らかに分かるように貼っていただいたと思うんですよ。ほかの施設、グラウンド等についてはいかがでしたか。何か、例えばスポ少に関わる人たち、そして大人の人たち、前回の臨時議会の質問では、子どもらが勝手にというか、入って遊ぶのは結構ですが、団体の使用は控えてもらうようになっていますと、それは小・中学校の開放時も同じですということがありました。何かその辺についてありましたか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 各施設、特に体育施設、グラウンド関係ではほとんどのところは管理できていたんですけれども、一部公園と一緒にいる東公園グラウンドについては、こちらとしてはもう公園という考えもあったのでフリーに使っていただければという考えもしていたんですけれども、ちょっと住民からの連絡もあり、スポーツ団体が使用しているというのも聞きました。これについてはすぐ次の土、日に行ってもらい、事情を説明した上でちょっと改善を求め、注意もさせていただきました。それ以後はそこの3団体は使っていないという状態です。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今言っていたように問題はあったということですよね。東公園は本来、施設がないですよね。あそこは多分避難所にもなっていると思うので、そこまではできなかったと思う。これははっきり言ったら、指導者側の倫理的なモラルやと思うので、それを社会体育のほうに責任を、ないとは言いませんけれども、これから防止するためには、午前午後1回ずつでもいいので、やはり一定の見回りというのは必要なかとちょっと僕は今思ったんですけれども、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議員がおっしゃるとおり、当然、封鎖なり、そういうことをお願いしているからには、教育委員会、施設管理する側としてはその部分は当然必要やったと考えております。今後もし、次にいつやるかというのは言えないんですけれども、このような状況になった場合はちゃんと管理していくということで、見回りという部分も行っていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 注意だけでペナルティー的なものはなかったと今、把握しましたが、参考までにおっしゃっておきますが、隣の香芝市では無断使用した場合は1年間の使用禁止という厳しいルールがあるんです。やっぱりそこまで設けなくても、モラルがあるのではないかという範囲のだと思うんで、そこまで作らなければいけないようになるのか、それとも指導者が倫理感を持って、規範意識を持ってできるのか、その辺のてんびんだと思うんで、その辺は社会体育の課のほうで判断していただきたいと思いますと思いますが、我々も指導する立場にあるとしながら、なぜだろうというのはこの辺が疑問がたくさんありますが、その辺は我々がどうこう言う問題ではないと思いましたので、それはこれからの社会体育のことで、進めて

いっていただければと思います。

では、緊急の管理についてはパトロールもしていただけるということで、検討するという
ことで理解しました。

次に、再開後の感染対策について、ここは、ちょっと絞って質問させていただきたいんですが、1日から学校が始まりまして、ホームページにも記されましたけども、スポーツ少年団及び一般の開放がされましたけれども、グラウンドにおいても体育館においても人数制限や時間制限があったと思うんですが、ここで質問ですけれども、学校施設を使わせてもらいますが、後の消毒とかがありますよね。例えば体育館もそうですが、ノブを拭いてくださいね、何か拭いてくださいねとあるんです。言いましたら、その辺の消毒液ですよ。それはマニュアルによりましたら「ご自分で利用してください」とあったんですが、今はアルコールが手に入らないところがあるので、その辺はどう考えておられますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一応、基本的なところでは受益者のほうでお願いしているところではありますが、どうしてもこの事情であるので、ないということをしていただければ、社会体育のほうで用意も考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。そちらに任せますよと任せたら、これは疑うわけではないですが、きちっとされているかどうかというのはなかなか問題になってくると思うのでそこら辺はこれから細かいマニュアルといいますか、必要になるかもしれませんが、その辺はまたお任せしますので、よろしくお願いします。

以上でこの2つの点は質問を終わりますが、ここで教育等に関連しておりましたので、ご足労なのですが、教育長のほうから少し、学校関係等、子どもたちも関連しておりますので、ちょっと思いをおっしゃっていただければと思うので、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず、すっかりディスタンスやリモートという英語が定着をいたしました。私のイメージでは、この秋の10月の27日に予定をしております台湾との交流を、今ちょっと中断をしておりますが、リモートを使ってオンラインの英語の授業を今考えておりますので、また時間が許すようであれば、このまま授業の再開がうまく続けていった場合、10月の27日に上牧中学校で午前中に行いますので、よろしくお願いします。

そのように思っておったんですが、新しい生活様式は学校生活の中でもしっかりと位置づ

けていかなくてならないとつくづく考えております。多くの議員から教育関係でコロナに関しての意見がたくさん出てきておりますので、竹之内議員の場合では学校の安全対策も含めて、先ほどの部長の答弁と重複する部分が多々出てこようかと思いますが、お伝えさせていただきたいと思います。

もちろん朝の検温から始まって、マスク、手洗い、アルコール、3密を避けるというのは当たり前でございます。そのほか掲示物、それから朝の会、終わりの会等での毎日の放送アナウンスによる周知徹底、それから授業中の机の間の机間ですね。机の間の机間と熱中症対策へのクーラーを合わせての換気、また、前の議会の質問で遠山議員から質問もございましたが、上牧町独自の弁当式給食を一昨日から再開させてもらっております。昨日も小学校、中学校の校長さんが訪れてくれまして、「使い勝手はどうや」と聞かせていただくと大変早くできているということで、まだ3日目ですが、そういう好評を得ておりますので、この場をお借りしてお伝えをさせていただきたいと思います。

もちろんこの食べ方のルールは、子どもはちょっと寂しいんですが、一方の方向に向いて、黒板のほうに向いて静寂のまま食事をするというスタンスを取らせてもらっております。もちろん先ほどから出ておりますフェースシールドやアクリル板のその対策の1つでございます。

今日の朝のニュースを聞いておりますと、九州の一部で2波が発生して、小学校の休校をまた取られている学校もあるようです。専門家の話では、授業中はもちろんなんですけれども、授業中に前と後ろを向いて会話をします。それから登下校中の子どもたちの接触というのが大きな要因になっているのかなという、一部の専門家の話ですが、そういうことも聞かせてもらっておりますので、この弁当給食をさせてもらったのが何らかの形でいい効果が表れてきたらいいなと。早くできるということ以上にそういう健康管理も備え付けておる、そういう弁当給食にさせていただけたらな、9月まで一応この弁当給食を続けていきたいと考えております。

また、先ほどから出ております体育の授業のことももちろんなんですけれども、保健室の別室、保健室のもう1つの部屋も設けさせてもらっております。それから音楽の歌唱指導、それから家庭科の調理実習、それから清掃時間の中止、整列体系をとってのトイレの使い方。何メートルおきに赤いラインを引っ張って、順番にトイレを使いましょうねというところの学校も出てきております。

また、幼稚園におきましても、非常にこれ、子どもが密集する幼稚園バスです。だから、

幼稚園バスの便数を増やしてもらったり、また、幼稚園の園児の乗る数も減らしてもらって、そういう対応もさせてもらっておるところでございます。

中学校の部活についても、先ほどから出ておりましたように、本町のガイドラインに沿って、もう週に2日でなしに3日、4日、半分を休養日にしてくれと私は言うております。それで、短時間で実のある効率の高い練習方法をそれぞれ考えていただきたいと。そんな換気をするとか密を避ける、そんなのは当たり前のことであって、それ以外のことをしっかりと体育の教員も相談して、何か分からなかったらまた教育委員会に投げかけてねとそういう話もさせてもらっておるところでございます。

先生方には働き方改革で大変ご苦労願っているんですけども、ドアノブ、その他スイッチ、そんな部分の清掃、それも毎日やっけていただいております。石丸議員のほうからちょっとそういう働き方改革のご質問もその中にはあったんですが、そういうことでとにかく学校運営には県教育委員会のパンフも出てきておりましたので、パンフレットを全家庭に配布させてもらっております。その中には常識や伝統にとらわれない大胆な行事の精選というのが、その中に文言がございます。このたびのコロナでは授業確保も含めて、この授業は、この行事はやらなくてもいいん違うかと。これだったらちょっと削減して授業を生み出そうかという部分も学校と教育委員会で十分協議をしながら、朝からのほかの議員の質問にもございましたように、全て教育委員会が提出したペーパーにも各教科の数字を表してもらっておりますので、そんな形で進めさせてもらっているところでございます。

大変多く申し上げましたが、ひとつご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 我々は本来、学校のことが見えなくて、今、教育長のお話の中、そして部長の答弁の中で、教育長の中にも始まったばかりだということもありますが、こういう形でやっていくということでお聞きすると、電波を通じて見ておられる方も保護者の方も安心できると思うんです。ですから、これから発信力という形でほかの議員からもありましたが、その辺をしっかりと、やられたことを発信していただいて、それが安心につながると思うので、これからは教育にしっかりと従事してほしいと思います。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 最後の質問なんですけれども、時間的に残り11分となりましたので、少しまとめた質問にさせていただきたいと思います。こちらでは質問が抽象的になってしまっ

て申し訳ありませんでした。補足説明を入れながら質問をさせていただきたいと思いますので、お願いします。

こちらの地方創生臨時交付金につきましては、広報で配っていただいて、周知はできているところだと思います。この中で1点だけなんです。臨時議会のを少し出させてもらいましたが、この中で小規模事業者等事業継続支援事業についてのことだけです。こちらでは1番目に、事業者が他町で事業をしていて住民票が上牧、2番に、本町で事業をされていて住民票は他町というところの問題と、他町に住んでおられた場合はセーフティネットで借入れをされてそちらの証明書がなければ、これは10万円という額なんですけれども、支援してもらえないという形。はざまに挟まれた方が上牧の中にも、私ちょっと調べましたらたくさんおられたので、こうなるかもしれませんよと町長にちょっとお聞きしたんですが、こうなってしまったのでね。

現状は今79件の申請がされていると朝の答弁であったと思うんですが、この中で多分、申請に来たけれども駄目だったという人も含まれていないと思うので、その辺を短くで結構ですので、ちょっと考えというか現状をお聞かせ願いたい。まとめると、上限200件のうち79件が来ています。これはもう支援できますよ。残りの件数は200いったら打ち切り、それは結構、79件は支援できますよという形で7月31日までになっていると思うんですが、この辺で今言いました1番、2番の該当する方の助ける作戦はないのかなということを1つ聞きたいんですが、短くよろしくお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず質問の内容で、2つは何かあるような気がします。

まず、今現在なんですけれども、80件の申請のうち79件は一応交付するという形で今予定しています。そのうち町外の在住の方が申請に来られたんですけれども、その方は交付決定外という形で1件ございます。

それと、もう1つ目なんですけれども、今回の小規模事業者等の事業持続支援の目的という趣旨は2つございまして、まずは上牧町に住民票があるということは上牧町に税金を納めてもらっているということと、それと町内の経済活動活性化に寄与していただいているという、この2つの最大の目的を、条件を指して、この小規模事業者はしています。また、他町にない上牧町独自の施策として実施していきますので、今現在のところ2週間になっておりますので、また、この推移の状況を見極めて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今お考えをお聞きしました。他町にない独自のことでということです。

ですが、この質問をした理由につきましては、このような理由から質問しております。経済がいろいろ起こっている中で、感染対策をするために同じような犠牲を払って、休業等に協力していただいた事業者はおられるわけで、本来はその方々が等しく扱われてねざらわれるべきでないのかということもありますし、いろいろ立ててもらいましたが、この中でこの事業は私は一番大事なのではないかなと思うんです。交付の優先順位をつけるとするならば、これが一番大事じゃないかと思うんです。これが地域の実績に応じたものであったのか、もしくは工夫されたものだったのかで懸念されるところですけれども、あとはちょっとまとめて言いますけども、第2次補正予算が閣議決定されました。これからまた交付金がされるという話もあるんですが、そのことを含めまして、これからそのライン際で挟まれて何ももらえなかった人の対策も含めて、第2次補正予算の案も含めて、最後で結構ですので、町長からちょっとお話しいただければと思います。すみません、時間は短く。申し訳ありません。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） その趣旨については、今、杉浦部長からお話をさせていただいたとおりでございます。結論をまず申し上げます。今、竹之内議員がおっしゃっていることについては考えてはおりませんで、その理由は先ほど杉浦部長が申し上げたとおりでございます。まず税金を払っていただいているということ、上牧町の経済活動、まちの活性化に貢献をしていただいていると、この2つを最大条件としてこの施策を実施をさせていただいたということでございます。

それで、逆に竹之内議員に反問でもございませんが、竹之内さんは「みんなに出してやれ」とこういうふうにおっしゃっているんですか。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） いえ、その辺はやはり総務部長から聞いたら何度も話をされて、私らの意見を聞いていただいてこうなったと結果を出していますので、みんなに出すというよりも、ちょっと挟まれた方の意見を何人か聞いてきたので、まとめて言えば、今はもうこういう決定になりましたが、第2次補正の閣議がされたのでそのときには入れてもらえませんかという、ちょっと緩和した、もうちょっと幅広いことで考えてもらえませんかという意見を私は持っております。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） その結論が、だから今の段階はそういうことは考えておらないと。これ

はもう議員さん、今たくさんおられるわけでございますので、皆さんそれぞれ意見をお持ちだろうと思います。竹之内議員の意見は当然、今聞かせていただいたとおりでございます。

名前はちょっと言うと失礼なので周りの議員さんがひょっとしたら、要は国から交付金として出てきている部分であっても町の財源をプラスをして施策をやっているということであれば、極端に言えばこの2要件を満たしていないのに出すのはいかなものかと、こういう意見も片方で当然出てくるだろうというふうには私は考えているんです。全て公平にと。だから上牧町で商売をやっておられる、住民票はお隣の町ですよという方もおられます。逆に上牧町の住民さんがお隣の町で商売しておられる方もおられます。それを全て1つにということであれば、もっと数も増えますし、財源も必要になってくるだろうと。そういう方たちにまで上牧町の税金を投入するのはいかなものかというご意見があったとしたら。議員さんがみんなやれということであればこれは別ですよ。そやけど、なかなかそういうわけにもいかないだろうというふうに思いますので、今の段階は上牧町としてはそういう考え方は持っておらない。もし、そういうことであれば、お隣の町、国なりが何らかの形をお考えいただくのがいいのではないのかというふうに今現在は考えているというところでございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 町長の意見として今の答弁を受け止めておきます。ありがとうございます。いろんな意見があるということで、今回、これに限って質問させてもらいましたけれども、上牧町のために上牧町の人にとということで地域支援させていただいたと思いますので、これからいろんな意見を少し学習もしながら、自分自身どのように住民さんが幸せに暮らしていけるのかということを考えながら、町長に頂いた意見も踏まえて、しっかりと真摯に受け止めながらいきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、私の質問を全て終了させていただきます。長時間ありがとうございます。

○議長（服部公英） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇石 丸 典 子

○議長（服部公英） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。ただいまより一般質問の通告書の内容で質問を行わせていただきます。

まず1点目は、学校再開に当たっての学校教育について、2つ目はごみ処理についてです。

まず1つ目ですけれども、学校再開に当たっての学校教育について。この事項につきましては、さきの議員、また午前中の議員も聞かれてまいりましたけれども、重複しない内容でさらに深めて質問をしたいと思います。

緊急事態宣言が解除され、6月1日から学校が再開されました。上牧町では15日から一斉登校となりました。長期の学校の休みで子どもたちの学習の遅れと格差が広がりました。また、これまでに経験したことのない不安やストレスを子どもたちはため込んでいます。5月に行われました国立成育医療センターのアンケートでは、多くの子どもたちが「コロナが怖い」「集中できない」「いらいらする」など心への影響が表れるという回答が明らかにされました。遅れた学習を取り戻すことはもちろん大切ですが、まず、子ども一人一人に丁寧に寄り添うことが何よりも大切です。

その観点から次の4つの項目について伺います。

まず、その第1点目には、安全に学ぶ環境について。この点では登下校時の対応、少人数指導、必要な人の確保。この件につきましては、さきの議員等の質問でも明らかにされましたけれども、感染防止対策としてまず必要なことは身体的距離の確保ということで、最低1メートルを空けるということが言われておりますけれども、これを何よりも保障するには少人数学級、少人数指導、そして必要な人の確保が重要だと考えますが、この件も含めてお願いいたします。そして、マスク、消毒液などの配備、また保健室の体制と対応について、ご説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、収入が急減した家庭の子どもたちへの支援についてです。この件につきまして

は就学援助制度もありますけれども、必要なときに受けられるような柔軟な対応が必要ではないかと思います。この基準につきましては明日行われる東議員の質問にありますので、基準については答弁は結構です。

そして3つ目、実施できなかった授業や学校行事は子どもたちの実態を踏まえた柔軟な対応を求めます。遅れた授業を取り戻そうと土曜授業、また7時間授業、学校行事の削減での詰め込み教育ではさらに子どもたちにストレスをもたらしてしまいます。

そして4つ目は、教職員が健康に勤務できる環境整備についてです。学校では消毒や清掃、また健康チェックなど、教職員への新たな負担が生じています。感染症対策と同時に、子どもたちに手厚く柔軟な教育を行うためにも教職員の増員が欠かせないと思われます。そして、何よりも子どもに関わる教職員が健康で元気で、子どもたち一人一人の状況を把握をする。このような立場からも職員の配置、加配が必要だと考えますけれども、これについてお答えをお願いしたいと思います。

そして2つ目は、ごみ処理についてです。山辺・県北西部広域環境衛生組合での上牧町も含む10の市町村による新ごみ処理施設整備事業の進捗状況を伺います。この件につきましては、今年の3月議会での確認では2023年、令和5年度中に供用開始予定。しかし、昨年8月に建設予定価格が公表されましたけれども、3月に施設建設用地の一部が洪水浸水想定区域となり、入札が中止となったというところまで確認をしております。そして、この事業については2年程度遅れるというのを確認しているところですが、その後の状況、また進捗状況をご説明いただきたいと思います。

再質問につきましては、質問者席から伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、1つ目の①安全に学ぶ環境について一通りお答えいただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一通りと言われましたけれども、一応、下校対応ということからでよろしいでしょうか。

○10番（石丸典子） はい。

○教育部長（塩野哲也） まず、登下校の対応ということで、学校再開後の登下校については新型コロナウイルスの感染予防と交通安全、不審者対応を両立させるべく配慮しているところであります。小学校ではボランティアの方に立哨していただくとともに、密集、密接状態

をつくらない形での集団登校を指導しているところでもあります。児童に注意喚起をし、保護者にも子どもに対して一定注意を促していただくよう、そして見守ってもらうよう要請しているところでもあります。

小学校1年生については、入学式の後すぐに臨時休業に入って慣れていないこともありますので、特に注意を払って見守ってくださいますようお願いをしております。中学生については、基本的には個人での登校となりますので、同様の注意を与えながらも友人との距離を取るなどを指導し、咳エチケットなど感染防止のための行動をとって登校するように促しているところでもあります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。

6月に入ってしばらくは分散登校ということで、暑いさなかの登下校が大変だったろうと思われますけれども、今後については、基本的にはマスクを着けて登校ですけれども、距離があればマスクはなくてもいいというふうな報道もされていますけれども、その辺の徹底はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的にはマスクというのは必要だと考えております。ただ、子どもにとってはマスクが苦痛になる者もおりますし、その時の健康状態、また苦しくなるというのも当然なので、その部分は踏まえたことは学校で指導していただいているところであります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きをしておきます。

では、次の少人数指導というところでお伺いいたしますが、先ほどお聞きしましたらアクリル板等準備中ということなんですけれども、密にならないようにということ、最低1メートルは空けなければならないということなんですけれども、今の現状はいかがですか。上牧町では40人学級ということで、現状では30人以下、20人ぐらいのところが多いんですけれども、当初予算の資料で見ますと学校のクラスによったら40人1クラスというところも現にありますけれども、その辺は離すということはできていますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに小学校において1学年1クラスというところがあります。この部分については教室を変えて、広い多目的室とか等で授業を行って距離を離しているとい

うのが現状になります。中学校においては基本的に35人以下なのですけれども、体格が大きいこともありますので、ぎりぎりというところなので、授業中はマスク、フェースガード等の使用をお願いしているところであります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分散登校のときには午前と午後ということで、結果的に少人数の指導ということだったんですけれども、今後においても、町として少人数クラス編成に切り替えていくというふうなお考えはでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、分散登校でいうと当然来ている生徒が半分ということもありますので余裕でできたんですけれども、まず1つ、国から3,100人の少人数用の教師の増員ということが来ていますので、これには手を挙げて。ただ、全国で3,100人なので奈良県に何名来るか分からないんですけれども手を挙げているところです。また、それ以外のところについても教師の人数の問題が一番大きくあり、その部分の解消と、あと学校の考え方というのもありますので、それを今、相談しているところであります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今お答えいただいた中で、国の第2次補正ということでコロナ対応で補正が上げられていますけれども、教員の増員ということで案が出されていますけれども、全国の小・中学校にすると10校に1人配置するという枠で、なかなか十分ではないと言われているところなんですけれども、これについては奈良県の6月の補正で支援策も幾つか上げられていますね。その辺の活用もぜひしていただきたいのと、もう1つは、国の全体の規模で2兆円ということで2次補正で上げられていますけれども、この交付金を活用できるかどうかというところで、基本的には職員の人件費は対象とならないというふうにされているんですけれども、新型コロナ対応の体制拡充などはこの限りではないということで、そして任期の定めのない常勤職員でも時間外勤務手当や特殊勤務手当は充当できるということになっておりますので、この辺りも十分研究いただいて、これまで新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金事業ということで様々取り組まれているわけなんですけれども、ソフト事業というのはなかなか難しいんですけれども、人の配置というのがやはり一番大事だと思いますので、その辺については十分検討もいただいて、全体の中で、国の補助金であったり、また町の独自の施策として上乘せも、その費用の代わりに町単で加配をするということもできると思いますので、ぜひ検討をいただきたいと思います。これは安全に学ぶ環境というこ

とで、感染防止策という観点での少人数学級ということをぜひ検討いただきたいと思います
が、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられたように、国・県、またいろんな資金の活用という
のは積極的に行いたいとは考えております。また学校との相談の上で少人数の部分について
も進められる部分は進めていくとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、先ほどの多目的室で授業をやっているということなんですけ
れども、アクリル板では教室では使えないということで、今後についてはずっと多目的室を
使われるというふうな予定ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今ちょっと学校のそこまで確認しておりませんが、2つの考
え方があると思うんですけれども、1つは、その部屋でアクリル板を使いながらするという
考え方と、アクリル板が来たことによってある程度確保できるというなら教室に戻れること
もあると思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きをしておきます。

それでは次、マスク消毒液などの配備はどのようにされているのかお伺ひしたいと思います
す。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 感染予防のために児童、生徒については体育の授業を除いて、常に
マスクの着用を義務づけております。このことによって忘れてくる子どもも学校にいますので、
その分は学校にストックしているもので与えることで補っていきたいと考えています。

また、一時的にマスクが市場から出回っていませんでしたけれども、今ではもう買うこと
が可能となっていますので、その辺も家庭に任すわけではないですけれども、こちらとして
は当然用意していきながらマスクの確保も大丈夫だと考えております。また、消毒液につい
ても手に使用するアルコール消毒液は各校の玄関や階段等に設置しております。これもでき
る範囲で、今のところは供給できておりますが、これについても努力していききたいと。ただ、
もしなくなるようであれば手洗いの充実、当然今も手洗いは行っていますけれども、その辺の
充実をより図って行って、対応していききたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。消毒に至らなくても水道水で石けんを使って十分払うというだけでも大変効果があると言われておりますので、石けんなどの配備もしっかりされて、十分な手洗いができるよう対策をお願いしたいと思います。

それでは、保健室の体制と対応ということで、さきの議員の質疑の答弁の中で保健室の別室も用意をするということもありましたけれども、この体制と、それと体調が悪くなるということと心のケアという部分も入ってくると思われますけれども、その辺の対応も含めてお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 学校で熱が出た場合ということで、不調を訴える児童、生徒が出た場合、養護教諭が保健室で対応することになっています。ただ、このコロナのウイルスの感染の対して疑わしい部分も当然ありますので、全てがするとは言いませんが、高熱が急に出たりということで疑わしい場合は別室ということで、もう1部屋用意して、その部屋をパーテーションで仕切って、4人ぐらいまでは何とか入るぐらいのスペースを確保しております。そこで一応、待機してもらって、保護者の方にお迎え、また病院にかかるような指導をしていきたいということで進めております。また、このことについては、全体的にこういう対応をしますというのは各保護者にはもう周知させていただいています。

また、本来の保健室はけがやいろいろなことで子どもが出入りすることもありますので、そういう部分で別室というのをを用意させているということになります。

あと精神面ですが、これについては担任の先生がもう極力、きめ細やかな目を光らせていただくということで今、対応をお願いしている。また、実践していく中でいろんな問題が出てくるとは思いますが、今のところはそういう形でお願いしているところです。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 保健室の体制ですけれども、保健師さんの体制については増員ではないんですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一応、学校に1名の養護教員がいますので、保健師等の増員は今のところは考えておりません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。どちらにしても、その学級の担任の先生の気づきであ

るとか心配であるとか、しっかり様子とか意見を聞いていただけるような状況をつくれるかどうかというのが大切になると思います。お聞きをしておきます。

それでは、2つ目の収入が急減した家庭の子どもたちの支援策というのをご説明ください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 収入が激減した家庭ということで、新型コロナウイルス感染者の影響、また、これ以外でもあるかも分からないんですけれども、収入が激減したことにより経済的に生活が困難とされ、就学が困難な児童、生徒の保護者には就学援助金の規定を満たさない場合においても、その状況に応じて就学援助金を出す準備はしております。ただ、全ての方が条件に応じてなるとは限らないけれども、その分はきめ細やかに相手先方とお話の上で決めていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） この就学援助につきましては、今回は期限が設けられていましたかね。

6月に学校に提出をするというふうな申請の期日があって、学校に一斉に提出というふうなことのようでした。いつ学校が始まるか分からない状況で、この情報で申請をしたいということの場合は直接役場へ届けるなり、また郵送で申請をするなどの柔軟な対応が今後。今回は学校にまとめて持ってきてくださいということであつたらしいです。ただ、一刻も早く申請したいと、生活が大変になってきたというところの場合は柔軟に、役場へ直接申請をするであるとか、郵送で申し出るなどの対応が必要かと思いますが、それはそのような申請方法は可能ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 休業するということもあり、そのような場合も当然あると思います。

その分、役場のほうで対応しながらも、今後また学校との相談も当然そのときに入れさせてもらうので、極力保護者の方々には負担がかからないようには考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしく願いいたします。

それでは、学校行事の縮小であるとか7時間授業ということもさきの議員の質問の中で出されましたけれども、これについては、子どもたちの実情に応じた柔軟な対応ということで、何が何でも遅れた学習を取り戻すという観点だけではなく、行事も子どもたちにとっては大事であり、また、大事な違う意味での教育の場の1つであると思いますので、この点については、本当に子どもがさらにストレスを抱えないような形で、柔軟に対応していくべきだと

と思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 1つは、授業確保ということで7時間授業というのも打ち出してはおります。これについてはあくまでも中学校のみで小学校ではこの対応はしませんので、小学校については、またあるいは小学校についても、いろいろな取組によって、時間の確保というのはしていきます。また文科省のほうから、こういう場合ですので、必ずしも時数を確保できなくても問題ないという通達は来ておりますが、やはり安心感、子ども自体の安心感、1つ、勉強としてですけれども、それと生活面、言われたような心の問題も含めながらの柔軟な対応が必要と考えて、それは徹底いただいているようにしていると考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 政府の通知でも児童や生徒の負担が過重とならないよう配慮をするということであったり、また、学習指導要領で指導する学年が規定されている内容も含めて次の学年にしたり、また次々学年に移して教育課程を編成するなど、いろんなことが示されているんですけども、この問題については町独自でなかなか大変な部分もありますし、何よりも受験を控える特に中学3年生であるとか、また、進学を目指して小学校から頑張っている子どもたちにとっては大変不安なことだと思いますので、教育のシステム全体をどうするかという観点が大事になってきますけれども、十分議論ができたり、子どもたちが負担にならないような形で、教育の制度そのものも今後、コロナの終息後、変えてしまうような大きなことになると思いますので、この点については本当に教育とはどういうものかという観点で対応していただきたいと思います。

なるべく、これまでやっていた楽しい行事等もできるような工夫をしていただきたいし、子どもたちの意見等も十分反映していただき、また保護者等の意見も聞いていただいて、十分対応されますようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 子どもたちのモチベーションというのも当然ありますし、精神的な苦痛というのもあります。その辺は当然配慮して、行事の見直しをする中でもやっぱり楽しめるところは楽しめるという部分も当然つくっていかなくてはならないというのは、もう教育委員会、また学校との共通理解をしているところでもありますので、今、議員がおっしゃられたように、そういう部分を心がけながら進めたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしく願いいたします。

それでは、4つ目の教職員の勤務の環境ですけれども、この件についてお願いをしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教職員の健康に勤務できる環境ということで、これは先般、県教育委員会から教員の働き方改革のリーフレットが6月に全保護者に配られました。その資料もあり、また文科省調査で小学校教員の3割、中学校教員の6割が過労死ラインを超えているという調査結果も出ております。特に今回はコロナでいろんな部分で先生方にお世話をかける部分が出てきているのも事実であります、そのことも踏まえて、これから極力いろんな方法を使いながら、また、人件費でも協力できるところは協力しながら、まずは先生方の負担があまり増えない状態をつくっていきたいと考えております。また、そういうこともありまして土曜学習というのも今のところは考えていないところでもあります。

また、教職員の皆さんが健康で元気でなければ教育ができないというのは、これは事実でありますので、教員の健康問題は子どもたちの学びや成長に直接影響してくるものと考えて、教育委員会では各学校で考えて、こういうことはあれなんですけれども、タイムカードの導入も今年度からいたしました。これは教職員を縛るものではなく、できるだけ自分の勤務時間というのを見直していただき、また、こちらからもその分で極力もう残業とかを減らしていただくことを念頭に導入したものであります。

また、学校に留守番電話も設置させていただきましたので、その部分についても夜間遅くまで残っているということもなく、留守番電話で全て対応できるとは考えませんが、そういう部分でも教職員の勤務時間を少しでも減らして楽をしていただきたいという、楽と言いは問題がありますが、教職員の健康管理を努めたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） いろいろおっしゃっていただきましたけれども、教職員が健康で、子どもたちに寄り添って勤務をするには、教職員の増員がまず一番だと思いますが、学習支援員等もいろいろいらっしゃいますけれども、この方も入れて、教員の方も含めて、今後は20人くらいの1クラスにしていくというのが理想ではないかと思っておりますけれども、それに向けて町独自の今できる施策を何か、加配教員ということでぜひしていただきたいと思いますけれども、この件についてはお考えはいかがでしょうか、町長なり教育長なりのお考えをお願いしたいと思います。

上牧町では、子育てとか教育に力を入れて、いろいろ子育て支援、また教育の支援で入れていただきますけれども、要は人の配置が一番重要だと思います。その件で町独自の施策をぜひ検討いただきたいと思います。すぐしなさいとは言いませんけれども、やはりきめ細かな、子どもたち一人一人に丁寧に寄り添った教育をするためには人員の配置がまず必要だと思いますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 先ほどから出ておりますように、これから子どもたちの、また教職員の命、これをしっかり守っていくということが我々の責務でありますし、今までもそうでしたしこれからも、そんな形で進めていきたいなと。本当の意味での終わる終息が一日も早く来るように願っています。そのためには今、石丸議員がおっしゃられたように、教員の働き方改革を少しでも進めていく。そのためには人員の確保が必要だと、我々、県の町村の教育長会のほうも国にこの具申をさせていただいている部分もございました。教員の配置を少しでも多くやってほしいと。今、石丸議員がおっしゃっておられることは、町単独の、そういう町費の教員をどんどん増やして行ってほしいと。そうなれば、教員1人の子どもを見る目が少なくなって、さらに少人数の授業が充実するの違うのかと。コロナのことも含めてそうなることを、これからも先は考えていけたらなと。これはなかなかすぐにできるとは私はこの場では申し上げられませんが、財政のことも十分考えていきながら、1人でも多くの先生を獲得できるように。

ただ、今回のこの3,100人の話ですが、先日県教委から私に直接電話がかかりました。これは1割でちょうど300人、1パーで30人ぐらい。奈良県下でその3,100人の割にどれぐらいかかってくるのかと。その中で小学校が3つと2つの中学校があるんですが、ちょうど30人ぎりぎりの学級が1つありまして、その学校に手を挙げていただいたら、少しでも県のほうで国からの人数が配置された時点でまた考えさせてもらうので、書類を出してくれという話もございましたので、早速手を挙げさせてもらいました。ただし、そのこともすぐに実現可能かと言うたら定かでないと思いますので、また様子を見守っていききたいなと。

その県費のことも含めて、今の町費のことにつきましても、また町の財政当局と十分話をさせていただきながら、少しでも1人の教員をもらえるように、また頑張っていきたいと思っています。ただ、すぐに配置がされても、教員を探すのがまた大変でございまして、その部分のことも校長先生方と十分密な連絡を取らせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 既にいろいろ考えていただいて、県の交付のところでも手を挙げていただいているということで、動いていただいているということは理解いたしました。ただ、枠がなかなか少ないというのは、この全体の規模でしてもまだまだですので、その辺については、また国や県にもしっかりと要望していただきたいと思いますし、私たちのほうでも声を上げていきたいと思います。

コロナ関係で、感染症対策ということで、安全に学ぶ環境ということでお聞きをしましたけれども、その中でもやっぱり、担任の先生がいろいろ対応されているということで、本当に業務が増えて、新たな負担がこれまで以上に大きくなっているということで、精神面でも大変だと思います。先生が元気でいてくださらないと、子どもたちも大変不安になりますし、しんどいことも言えないというようなことでは困りますので、まず教職員が健康で元気に勤務できるような十分な環境整備、配置を今後も研究していただきたいと思います。

そして、子どもにとっても少人数であればゆっくり先生に聞けるであるとか、また身体的な距離の確保ということで今後ずっとマスクの着用、手洗い、そして最低1メートルは人と距離を置きましょうということは長らく続く問題だと思いますので、今後の教育の設備であるとか環境にもずっと影響してくると思います。上牧町では幸いといいますか、各学校に空き教室がありますので、少人数クラスにしても教室を使うと思えば可能ですので、その点からも十分今後検討いただけるようお願いしたいと思います。答弁は特に結構です。また研究等いただいて、先生の負担軽減、子どもたちが元気に、楽しい学校になるよう、勉強も含めて、行事も含めて生き生きと学校に通えるような環境整備をぜひお願いしたいと思います。

この件はこれで結構です。ありがとうございます。

それでは、山辺・県北西部の広域環境衛生組合の施設整備事業の進捗状況をお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 山辺・県北西部組合の新ごみ処理施設計画の進捗状況ということで、先ほどの議員のほうの質問で3月議会で説明させていただいておりますが、同じような内容になりますが、ご回答させていただきます。

平成28年、天理市を含む10市町村で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合が設立し、令和5年、令和6年2月中の稼働を目指しておりました。その中で奈良県が公表する1000年に1度の降雨を想定する家屋倒壊等浸水想定区域は新ごみ処理施設、マテリアルリサイクル

施設、不燃ごみ、粗大ごみの一部が想定区域内に入ることが判明し、令和2年3月6日、新ごみ処理施設の総合評価一般競争入札が中止になりました。それと、令和2年5月25日、新ごみ処理施設エネルギー回収型廃棄物処理施設、可燃ごみですね、落札者の取消しが決定されました。

以上のことにより、マテリアルリサイクル、不燃ごみ粗大ごみ推進施設及びエネルギーの回収型廃棄物処理施設、可燃ごみは、当初の令和5年、令和6年の2月の稼働を目指しておりましたが、おおむね令和7年4月から6月頃の完成延期になるということで、今現在、報告を受け取っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 既に説明受けているところと違うところは、令和2年4月27日に業者が決定したというところ、ちょっとホームページを見ますと、業者が決定をしたというところと、それと、5月25日では落札者決定の取消しということで、ある事情で取消しになっているということなんですけれども、今まで聞いていました建設用地の一部が洪水浸水想定区域となったというのが不燃ごみ等のマテリアルリサイクル施設ということの施設は入札が中止となったと。もう一方の可燃ごみのところについては、業者が決定していたけれども落札者決定の取消しということなんです。これらが一緒に今後どのように。これは2つの可燃ごみの施設とリサイクル施設と、どちらもこの1社の業者が建設を行うということの理解ですか。たしか入札予定価格の公表のところでは一緒になっていて、業者が一緒かどうかそこまではちょっと確認していなかったんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） もう1回整理させていただきます。可燃ごみの部分ですね。エネルギー回収型廃棄物処理施設、こいつの落札者の取消しにつきましては、落札決定された後にこの落札者が請け負った工事、これは県外の工事になりますが、これで下請会社の労働者が労働災害事故に遭われたということで、これが書類送検されたということを受けて、天理市でこの入札措置要件に該当するということで入札参加停止を行ったということに伴っての落札者の取消しということになっております。

可燃と不燃の落札者につきましては同一業者ではないと認識しております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そうしましたら今後の予定ですね。マテリアルリサイクル、不燃ごみとリサイクル施設の入札については洪水の浸水の想定区域になるということで中止になった

ということですが、これは今はどのような動きですか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今後のスケジュールでございます。

まず、エネルギー回収型廃棄物処理施設、可燃ごみの部分でございます。これにつきましては、令和2年10月に入札を再度公告すると伺っております。そして、本格稼働につきましては令和7年の4月から6月、これを目標に行うということでございます。そして、もう一方のマテリアルリサイクル施設、これにつきましては令和3年の1月に入札公告を行うと聞いております。そして、稼働につきましては令和7年4月から6月にかけての稼働ということで伺っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） これは本来なら議員全体でまた説明をいただきたいと思う案件で、ほかの議員も質疑等あろうかと思えますけれども、大枠のところを今回、一般質問という形でお聞きをしておきますが、落札者が決定して取消しということになっておりますけれども、これは業者は1社ですか。この請け負う事業者は、この事業者がまた入札に参加をされるというふうな見込みでしょうか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） これにつきましては入札参加停止ということである一定の期間、入札参加停止があるかと思うんですが、ただ、これは入札公告の日程を見て、このタイミングで入札停止が解除と言いますか、期間が過ぎておれば参加される可能性はあるのかなと考えます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 要は、お聞きしたいのはこの大きな建設事業に参加される業者はどのくらいあるのかなという観点で、また同じ業者が入札にされるのかなという観点でお聞きをしたんですが、それはそのような理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） その辺は詳しくはちょっと分からないんですが、ただ、数多くはないのが現実かと思えます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） その辺でお聞きをしておきます。

それで、今後の上牧町への影響ということなんですけれども、建設費用は年々少しずつと

いうか上がってきていて、それは影響があるかと思いますが、今現在行っているごみの分別収集ですね。廃プラ類でビニールの透明の袋で分別をしているところにおいては、それまではずっと今の状態で集めて、民間の委託のところでは結果的には焼却というふうになっていますけれども、それまで今までの形でこれまでどおりで、住民の皆さんの協力をいただいて分別をしていくということですね。いつ始まっても同じ状態でしていただくというふうな理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） またこのごみ処理については、ごみ処理問題等も開いていただけるようでしたら開いていただいて、しっかり内容についてもご説明いただけるようにしていきたいと思いますので、今回の質問はこの程度で終わらせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

令和2年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和2年6月18日（木）午前10時開議

第 1 一般質問について

7 番 富 木 つや子

2 番 東 初 子

9 番 木 内 利 雄

11 番 東 充 洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	吉中隆昭
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
まちづくり創生課長	松井直彦	生活環境課長	吉川昭仁
福祉課長	中本義雄	こども支援課長	寺口万佐代
生き活き対策課長	林栄子	教育総務課長	丸橋秀行

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇富 木 つや子

○議長（服部公英） それでは、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可どおりに、先般通告しております内容に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福とご家族の方々にお悔やみを申し上げます。また、治療、療養をされている方々の一刻も早い回復を心

よりお祈り申し上げます。そして、ウイルスと闘いながら、地域医療を懸命に支えてくださっている医療従事者の皆さん、町民のために、コロナの対策の職務に連日懸命に取り組んでくださっている職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染については、新規感染者数も減少傾向にあるものの、医療の専門家は、ほとんどの人がウイルスの免疫を持っていない現状で、今後、第2波、3波が来る可能性が高いと見て警戒しています。緊急事態宣言の解除を受け、以前の状態に戻ったかのような社会全体の気の緩みが懸念されている中で、宣言の解除は決してゴールではなく、新たな日常のスタートであると捉えていかなければなりません。これからは感染拡大の予防と社会生活をどのように両立していかなければならないのか、より大きなテーマが求められます。ある女性の言葉が心に残っています。人を責めても何も変わらない、敵はコロナでもなく自分の中にあると、まさにそのとおりだと思います。一人一人の基本的な対策が重要です。感染第2波の備えとして、まずは私たちが意識すべきことを確認し合い、できることから実行していく、そのためには、新しい日常における生活、災害、教育の観点から、大きく3点についてお聞きしてまいります。

1 番目、感染第2波への備え、新しい生活様式の定着として、新しい生活様式の実践と推進について。

2 番目、コロナ禍を踏まえた防災、減災対策として、災害時の感染拡大防止対策について。

3 番目、新しい教育環境として、学校の感染対策と学習保障について。

以上が質問の内容でございます。再質問は質問者席で行ってまいります。ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7 番（富木つや子） それでは、1 番目の新しい生活様式の実践と推進について、答弁よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1 つ目の新しい生活様式としての認識と取組についてというご質問でございます。新しい生活様式としての認識でございますが、認識はしております。その中で、新しい生活様式には4つの指針がございます。

1 つ目は、一人一人の基本的感染対策、2 つ目は、日常生活を営む上での基本的な生活様式、3 つ目は、日常生活の各場面での生活様式、4 つ目は働き方改革の新しいスタイルでございます。この部分が専門者会議の中から出ております指針でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 認識をお聞きさせていただきました。今、部長がおっしゃっていたのは、厚生労働省の新しい生活様式の実践例ということで、そこから言っていたと思います。具体的な様々な場面で、具体的なイメージとして4つのポイントが示されています。今後、そのようなことがしっかりと生活の中で定着していく、またしていかなければならない、今後のことを考えながら、一人一人が基本的な生活に慣れていくということでございます。

それと、初めに、国民の間で感染予防と日常生活を両立させる新しい生活様式の定着化については、今、ポイントを言っていたしましたが、初めに町職員の感染防止、また健康管理、業務の遂行上大変重要であると思いますが、職員が万一感染した場合、本人、同僚、町人はもとより、ご家族へも感染リスクをもたらしてしまいます。そこで、現在での役所、また職員に関する感染予防についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 感染予防につきましては、町におきましても、職員のマスクの着用と消毒の徹底、それと、住民と職員を守るため、窓口のパーティションを設置させていただいてところでございます。それと、職員は、以前は2班体制の勤務体制でございましたが、今現状は通常どおり戻っております。以上が町の職員の現状でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 4つのポイントから、職員に対しての感染予防ということで、今、庁舎内についてもどこの課においてもパーティション、しっかりと設置していただいて、また、定期的な時間帯で消毒をしっかりとさせていただいてるのが私も見て取れます。働き方改革、新しいスタイルの4つ目には、働き方の新しいスタイルということもございまして、前は2交代制とか、そのような形でしっかりと職員の体制を整えていただきましたけれども、今はもう、全員が通常の職務に時間帯で就いているということで、今後、テレワーク等、働き方改革も含めた形で、時間差等、それから、会議はオンラインとか、いろいろ今後でも取り組んでいくことはたくさんありますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 4つ目の働き方改革の新しいスタイルでございしますが、まず、議会の皆さんにおかれましては、ITの推進会議の中で、オンライン化の協議をされたというふうなお聞きをしております。町につきましても、テレワークとかローテーションの勤務、ま

た、第2波、第3波が発生してきましたら、そういうふうな部分も考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますが、現状は通常どおりの勤務をさせていただいておりますので、状況を見ながら、今後判断していく形になるというふうには考えております。

それともう1点、時差での通勤でゆったりとという部分につきましても、以前もそういうふうなお話を、協議の中で職員のほうにさせてもらってたんですが、その部分については職員一人一人が、マスク等を徹底しながら通勤をするようにというふうな部分の協議のほうをさせていただいていたというふうな内容でございます。今後につきましては、先ほど言いましたように、状況を見ながらの判断になってくるというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、議会のこともおっしゃっていただきました。議会もこの前、Zoom会議のテストをさせていただきまして、今後に備えて準備を進めていただいております。ここで、今の職務についてのお話をさせていただきましたが、今後、行政においても、新しい生活様式として考えられる職務分野、昨日は既に教育でも、学校の新しい生活様式ということでマニュアルを基に進めている、取組をしているというお話がありましたけれども、行政における職務分野、考えられることをお教え願いますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今後の行政における職務分野につきましては、今回も地方創生臨時交付金の中で、新型コロナウイルスの感染症対応支援事業にもお示しさせていただいておりました児童手当の現況届に係る部分で、以前でしたら、窓口申請であった部分が郵送で受け付けることにより、感染予防を図ることなどが一例として挙げられるというふうには考えております。それと、7月の中旬ぐらいでしたか、遠山議員の方から要望書等が出てまいりまして、その中で郵便申請ができるものとできないものが、どういうふうな部分があるのかというふうな部分もございました。その中で、今後につきましては、郵便申請できるものとできないもの、やはり精査していかなければならない部分が出てくるというふうには考えております。この部分につきましては、令和3年度の当初予算のヒアリングを行わせていただくときに、各担当課におきまして、郵便申請ができるもの、できないもの、それ以外に、この新しい生活様式に合った取組はどのようなふうな部分があるのかも精査しながら進めていかなければならないというふうにも考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。今、郵便申請ができるものできないもの、今後しっか

りと精査して進めていくということでした。今、少しずつ以前の生活が戻りつつありますけれども、決して気を緩めることはできませんし、政府の専門家会議では、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避けるための取組として、やはり有効な治療法とかワクチンが確立してない中では、再びの流行を抑え込むのはやっぱり日常生活のあらゆる場面での感染対策の徹底、長丁場に備えての今後、新しい生活様式に移行する必要があると、強く指摘をしておられます。今、町に対する業務についての分野の中で、電子入札とかも考えられるのではないかと思います、その点、以前ちょっとあったと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、少し電子入札のお話をさせていただきました。もともとといいますか、昔は本庁の方まで来ていただきまして、入札させていただいていたという経緯がございます。それから、改善をさせていただきまして、郵便入札に切替えさせていただいたという現状でございます。今後、電子入札におきましては、いろいろと考えていかなければならない部分が多くあるというふうには思っております。

まず、1点目につきまして、考えなければならないのは、町内業者、育成する部分につきまして、どういうふうな形で電子入札ができるのか、できないのかという部分も含めながら、電子入札につきましては考えていかなければならないと考えております。ですから、もう少し時間が必要というふうには思っているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 電子入札、大変いろいろと育成とか、そういうことも時間の要することと私も思っておりますが、移行していくということでは、お取組を進めていかなければならないと思っております。

次ですけれども、専門家会議のよくテレビとかで登場されている尾身茂副座長ですけれども、やはりこの感染症は無症状、軽症の人であっても、他人に感染を広げる可能性があるということで、自らが感染するのではなくて、周りの人にも感染をさせないということでは、一人一人の心がけが何よりも重要であるということで、以前だったら、マスクをしようと思ったら、家の中、何か家探しせなあかんくらい、そのような状況でしたけれども、今となったら、マスク、手洗いは当たり前ということで、尾身副座長は、当たり前のことがかなり感染防御に役立つと述べられています。本町でも町民一人一人が正しい生活様式に、基本的な感染対策の意識を持っていただくための、要は基本的な生活に慣れていただくための取組、今後、どのように皆さんに周知されていくのか、その点についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 周知の方法につきましては、やはり町広報紙やホームページで新しい生活様式の周知を図り、町民の皆様のご協力をいただきながら、今、議員言っていただきました内容につきまして、定着をしていかなければならないというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） やはり、今の時期に2波、3波、今後はしっかりと、そういうあたりも皆さんが警戒をしていく時期ですので、新しい生活様式、町として住民さんに伝えられることはしっかりと活用しながら、皆さんにお伝え、啓発活動をしていただきたいと思いますので、今、幸いに上牧町、1人も感染者が出ておりません。やはり皆さんの意識等もかなり気をつけられているということで、このまましっかりみんなで協力しながら続けていくことが大事ですので、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上です。部長、答弁ありますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 同じような回答になるかも分かりませんが、周知の部分につきましては分かりやすく、それとまた、住民の皆様に理解していただけるような内容で、周知を図っていききたいというふうには考えます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） よろしく申し上げます。ちょっと押しつけになってもあきませんし、だからと言って、皆さんに徹底するには、工夫をした啓発活動、大事だと思います。よろしく申し上げます。この質問は以上です。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 総務課には引き続きお願いいたします。

次ですけれども、コロナについての踏まえた防災対策でございます。政府は今回、いつ起こるか分からない自然災害に備えて基本計画を、国や自治体が講ずべき災害対策の基本的な方針を示しました防災基本計画を修正しております。今回の防災基本計画の見直しの注目点は、新型コロナウイルス感染症対策の実施です。これは大きな見直しになっております。その点を踏まえて、5月29日に総務課にお世話になりまして、東議員と学校の避難所、それから備蓄品を現地に行きまして点検させていただきました。いろいろとお世話になりありがとうございました。

1番目ですけれども、①の避難所の3密を防ぐ対策についてですが、今回の災害とそれから

教育の問題については、昨日の議員からも多くの質問があつて、答弁もほぼ出そろったというか、たくさんの答弁もしていただきましたので、私は違う、ちょっと聞きたいところもありますので、重複したところは割愛させていただきますして質問したいと思います。3密を防ぐ対策も昨日ありました。細かい内容も多くお聞きしてきましたので、ここは避難所や備蓄品の点検を踏まえて、確認もしながらお聞きさせていただきます。

まず、今回の見直しでは、台風、河川、それから国の防災基本計画、河川、気象の情報提供、それから長期停電への対応とか強化とか、新型コロナを含む感染症対策の拡充が大きく盛り込まれております。新型コロナを含む感染症対策については大きく2点で、ここはちょっと確認でございますが、1、避難体制として公的施設以外の分散避難の構築と訓練ということ、2番目が避難所の点検として、避難所の健康管理、備蓄品の拡充、それから避難所の運営など、分散避難については、避難所を開設するとより多くの開設では備品が必要となってきます。そのあたりで、今回、避難所を点検させていただいたわけですが、この避難所についての考え方は、昨日、細かくありましたけれども、今、避難所は何カ所あるかということと、その避難所について、今後、公的施設以外の分散避難ということになってますので、そのあたりはどのようなところになるのか、もう一遍、確認したいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 避難所のできる数でございますが、昨日も少しお話をさせていただいたんですが、災害種別によりまして、避難できるところとできないところというふうな形での、防災ガイドブックにも掲載をさせていただいておりますので、1つ例で、地震の場合でおきましたら、26カ所避難ができるところでございます。

後の、先ほどからお話をしております分散避難の件でございます。分散避難につきましては、いろいろとまだ協議をしていかなければならない施設等もあるというふうには考えておりますが、上牧町の場合、なかなかそういう施設等もございませんので、やはり、大きな市でございましたら、ホテルとか旅館とかという部分がありますが、分散避難ができるのでありますけど、先ほど言いましたように、上牧町の場合、なかなかそういうホテルも旅館もございませんので、やはり、まず、自分の命は自分で守ってもらうという考えから、自宅の避難ができるのかどうかという部分が1番大きなところになってくるのかなと。それともう1点、その友人や知人のところでも避難ができないのか、そういう部分も含めながらしていかなければならないというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回のこの見直しの中では、公的施設以外に、分散体制としては、旅館とかホテルとか、上牧町はそういうのがございませんので、先ほど部長が言われたような形を今後とっていかれると思います。避難所が増えますと、どうしても備蓄品が必要になってきます。今回、避難所の点検をさせていただいて、その中で備蓄品について、いろいろと説明を受けさせていただきました。今回、必要な機材とか備品の確保について、今後、感染予防対策には3密とかいろいろデリケートな部分で気をつけていかなければならないとする、たくさんの大きな機材等も必要とすることが分かっております。テントとか間仕切りとか、もっといろんな機材、必要になりますので、この間の臨時議会のときにも、感染予防対策としての備蓄品とか機材については、テントとかは計上しておりましたけれども、それ以外、今後、またそろえていかなければならないと思いますが、まずは大きくは、どうしてもこのような機材が上牧町においては必要というところ辺は、あればお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、臨時議会でもお示しをさせていただきましたように、感染防止対策として300万を最初組ませていただきました。その後、地方創生臨時交付金で感染症予防対策で310万円ほどの予算を計上させていただいて、その中では、消毒やマスクを備蓄をさせていただこうという形で計画を進めておるところでございます。順次、そういう部分につきましては、納入されてきております。今言っていただきました、大きな備品、備蓄する部分でございますが、テントを210購入する予定でございますので、テントの収納する場所はないという部分もございますので、そういう部分につきましては、コンテナなり倉庫が必要になってくるというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 大きなところ辺では、今回、210基のテント等、いろいろとそろえていかれるようでございます。少し前ですけど、私たちは液体ミルクも推進させていただいて、購入して、保健センターにおいて活用を、また賞味期限もありますから、その点もしっかり取り組んでいくということでございました。今、部長が言われたように、私たちも見に行かせていただいたところが、学校の避難所については、いろいろ備蓄品、それから機材を体育館の裏の空きスペースにどっさりと備蓄されておりました。この点については、空きスペースがあるうちはいいいんですけれども、今後、やっぱり感染対策のための、そのような大きなものを購入していくとなりますと、部長、さきにおっしゃいましたけれども、やはり倉庫が必要になってきます。その点が、必要な物資と、それから機材と、避難場所にすぐ届けるた

め、また設置をするためには、その学校の避難所敷地内に防災倉庫なり倉庫がなければ意味ないと。せっかくこのようにしっかり取り組んでいただいているのに、やっぱり置くところがなかったら、国のほうもこのように臨時交付金でしっかりと取組なさいとあるんですけども、一生懸命買っても納めるところがない、置くところがないとなると、やはりどうしても倉庫が必要になります。今回の２次の臨時交付金の中で、いろいろと段ボールベッドとか、それからほかの機材も購入することが可能になっていまして、県の購入に対しての対象の物をちょっと調べていただいたと思いますが、その中にも、倉庫が購入できると理解したんですけども、その点はどのように捉えておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 次の第２次の交付金の部分でございます。倉庫につきましては、ハードというふうな部分がございますが、交付金対象になるというふうには情報はいただいておりますので、そういうふうな部分もありますので、第２次の補正予算の交付金がまだ確定はしておりますが、各市町村がどれぐらいの臨時交付金が入ってくるのかという部分がまだ見えてこないで、そういう部分につきまして精査をしながら、どれだけいけるのかというふうな部分もございますので、そういう状況を見ながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○７番（富木つや子） 現在、ずっと回らせていただいたら、役場の庁舎の周辺にも倉庫が幾つかありまして、それからあと体育館、それからほかにもコミュニティーセンターにあるのかな、今設置をされてるのはどんな状況なのか、どこにどれだけということで、教えていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 本庁の裏のところに、防災倉庫１カ所と裏の駐車場のところにも１カ所ございます。そこにある程度、備蓄の部分は入れさせていただいております。違うところにも、2000年会館なり機材倉庫なりにも、備蓄させていただいてる部分につきましては、保管させていただいてるところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○７番（富木つや子） 先ほども、臨時交付金の対象になるということでしたので、庁舎の中に、周辺に置いてでも、どうしても避難場所に必要なものを、物資を運ぶ、機材を運ぶことになると、いざというときには間に合わない状況にもなりますので、今回、交付金をしっか

りと活用されて、防災倉庫の設置を考えていかなければならないとは思いますが、その点についてよろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防災倉庫につきましては、必要な部分の備品になってくるというふうには考えております。防災倉庫につきましては、やはり、学校に置く場合につきましたら、教育委員会と連携を図りながら進めていかなければならない部分が出てくるというふうには、1点考えております。やはり先ほどから言っているように、その場所にあれば、すぐに対応できるのが一番いいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。では、次に進みたいと思います。

次ですけれども、感染者が発生した場合に搬送する医療機関への連絡体制については、昨日もございました。まずは保健所のほうに、中和のほうに連携等を取りまして、確かに地域防災計画の中に、防疫それから保健衛生計画で、中和保健所の指導の下に医師に連携を取って対応するというところでございましたが、その点はそのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 連絡体制はそういうふうな形で結構です。ですけど、まず1点目、かかりつけのお医者さんがおられれば、かかりつけのお医者さんへ行っていただきまして、そこで診断していただくのが一番いいのかなと。その後、上牧町でしたら中和保健所に連絡していただいて、そういう体制を取っていかなければならないというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。ここでとても大事なことなんですけれども、やはり庁内、それからまた避難所で発生した場合に大事なことは、個人情報が一番大事だと思いますので、そのあたり、個人情報の配慮、また家族への配慮、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 個人情報の部分につきましては大事な部分があるというふうには認識しております。参考と言ったら変ですが、愛知県の新型コロナウイルス感染症の氏名等が495件、誤掲載されたという情報もございました。これにつきましては、先月の話になるんですが、5月4日に愛知県新型コロナウイルス感染症に関するウェブページに、県内発生事例の一覧表を5月5日に掲載されるよう設定した際に、患者の個人情報が掲載されたファイル

が誤って登録してしまったという事例も発生しております。やはりこういうふうな事例もございまして、個人情報につきましては大事な部分でございますので、情報等は守秘義務と言ったら変なんですけど、そういうふうな形で進めていかなければならないというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） そうですね。やはり大事な個人情報というのは、一番守るべき大事なことだと思いますので、愛知県のことも情報をニュース等で見たんですけども、危機管理も含めた上でしっかりお取組が大事だと思います。分かりました。

次、4番目お願いいたします。運営マニュアルの改訂なんですけど、これは国が防災基本計画を修正しておりますので、地方においても、地域防災計画、また運営マニュアル等も改正していかなければならないと思います。これは2019年の3月に、分かりやすい上牧町の防災ブック、見直しされて保存版でございます。この点についても、中でまた変えていかなければならない部分もありますし、また、男女共同参画ということで、私たちも女性の視点からということでもしっかりお訴えさせていただいて、ここにしっかりと掲載をさせていただいております。今後について、防災計画、またガイドブックの見直しについて、どのような計画をされ、取組をされていかれるのかお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防災計画の見直しでございます。この部分につきましては、国のほうからも避難所開設運営訓練ガイドラインは出ております。3密を避けるためのガイドラインということで、いろいろ避難所運営に関しての方針等が出てきておるわけでございますが、その部分を含めながら、上牧町に合った避難所運営マニュアルの見直しが必要であると。その部分につきましても、どうなるかはちょっとまだ分かりませんが、考えておるのは、第2次の補正で対応できるのであれば、この部分の避難所運営マニュアルを作成させていただき、保存版の冊子を作成したいというふうには考えているところでございます。作成させていただきましたら、全戸配布も検討しているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。計画的に進めていかれるということですけども、せっかくいいもの、上牧町のうちの実情に合ったものをしっかりと分かりやすく、高齢者でも分かりやすくというのが大事だと思います。本当に分かりやすく掲載させていただいてます。でも、保存版なんですけど、全戸配布しても、見てない方、たくさんいらっしゃるんです。だ

から、この活用もしっかり考えた上で作られたほうが、もったいないと思いますし、非常に
今後は大事なものになります。だから、ハザードマップでもやっぱり調べておかないと分散
避難もできないから、その部分をしっかりお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 活用の部分につきましては、大事なところになってくるのかなと。
永久保存版で、全戸配布させていただいても見ておられない方がおられるというところもご
ざいますので、やはり、昨日の牧浦議員の質問じゃなかったですが、自主防も自治会を通じ
て、役に立っていただけるような避難所運営マニュアルを作成させていただき、自治会ごと
に、そういうふうな啓発もしていただき、その中で進めていってもらえば一番いいというふ
うには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。

調査についてですけれども、NPO法人の環境防災総合政策研究機構というのがありまし
て、4月に避難経験のある15都道府県の住民5,261人に聞き取り調査をしております。結果は、
新型コロナの感染拡大が避難行動に影響すると答えた人は73%、影響を受ける行動として、
車中泊避難をするが42%、それから、これ、多いです、避難所に行くが、様子を見て避難先
を変える、感染防止対策して避難所に行くなどが続いています。そういうことで、住んでい
る地域の災害リスクをしっかりと把握するためにも、この防災ブックは大変重要になってく
ると思います。この間、熊本でも、先日ですけれども、大雨があったときに、早速、避難所の
分散避難であるとか、そういうことを経験というか、お取組をしなければならなかったとこ
ろがありますけれども、今、調査の結果をお話をしましたけれども、やっぱり車に車中泊をす
る方もたくさんいらっしゃったということで、今後、そういうことも増えてくると思います。
特に避難所の感染対策は今後急務ですので、しっかりと災害に備えるということで、万全を
期して取り組んでいただきたいと思いますので、これをお願いいたしまして、私の質問とさ
せていただきます。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） では、次の質問ですけれども、新しい教育環境ということで、学校の
感染症対策と学習保障について、①番からお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず1番目の3月の休校による教育現場への影響ということで、休校期間中、感染防止のために教師による家庭訪問を自粛し、ポスティングや電話連絡などで、限られた手段でしか子どもと接触することができず、また子どもの状況を把握することができなかった面が課題となっております。再開後はこれについて特に気をつけるべきだと、学校とは相談しているところです。また、そうと言うものの、学習の遅れも大きく、どのように補充するかという課題はありますが、まずは子どもたちの不安な気持ちを受け止め、苦しい時期を乗り越えてきた頑張りを認め、安心感を持たせつつ、徐々に元の学校生活に適應できるようにと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。子どもたちに普通の長期休暇ではなくて、突然のあのような休暇でしたので、学校現場の中でも3か月も休みが続いたわけですから、保護者の方、先生、また学校関係者はもちろんですけども、社会全体として教育に対して非常に不安を抱きながら心配もしてまいりました。部長も言われたように、とっさのことでしたので、学校は限られた手段でしかできなかったということで、その中で子どもたちの様子もあまり把握ができなかったということで、先生からもお聞きしたことがあります。先生方も大変おつらかったのではないかなというふうに察したんですけれども、やっぱり再開した後が重要ですので、その点については、今言われたように、子どもたちの不安な気持ちを受け止めて、苦しい時期を乗り越えてきた頑張りを認めてあげて、そして安心感を持たせて、学校生活にしっかりと今後は適用してくるような仕組みづくりを、学校側と教育委員会と保護者、様々な角度から応援していただきたいと感じております。しかしながら、保護者の方は、始まったら始まったで、授業についていけるのかなとか、それから、これまでとは違う学校生活ですから、その点も大変心配をしておられました。私としてもいろんなところでお話を聞きますけれども、昨日もありましたように、授業については、やっぱり詰め込むということも、状況によってはしっかりと寄り添っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次、学校再開に伴う感染予防対策についてお願ひしたいと思ひます。お願ひします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） これにつきましては、先日から言うていることもありますので、要点をまとめながら言ひます。

まず、各児童、生徒については、健康観察票を作成して渡してあります。これによって、

毎日の体温や体の状況を学校との連絡に使っていただいております。また、これについても、毎朝担当教師から確認することによって、今の生徒の状況把握に努めているところであります。また、当然学校の中では、3密対策として、身体的な距離は1メートル以上座席を離すということも当然のことで、また、授業中におきましては、マスクとフェイスガード、これは先生、また生徒、両方ともできるだけすると。先生については必ずするというところでやっております。また、7月の初旬には、飛沫防止の亚克力板が届く予定なので、全生徒の机に設置させていただきたいと考えております。

以上のことが対策として行っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 昨日もいろいろと行っていただきました。ありがとうございます。何度も申しわけないです。あと、昨日からありましたけども、理科とか音楽とか、いろいろ実習であるとか体育とかいうのは、感染のリスク対策を講じて感染リスクが高いものについては当面見合わせるとか、トイレが混み合うからしっかりとスーパーのように区切りをつけて順番に使用していくとか、いろいろありとあらゆることに関して、学校の感染予防対策をしていただいております。この中で今回、第2次補正では、コロナ対策として自治体向けの地方創生臨時交付金2兆円の中で、学校再開支援としては、学校保障に必要な人的体制の強化や、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等の経費の支援が盛り込まれていると思います。昨日もありました学校、学習保障について必要な人的配置は、小、中、最終学年に対しての少人数クラスについての人的支援ということで、昨日もありましたように、県に手を挙げられているということでしたが、学校としてはどこが対象の学区になっていますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 学校といたしましては、第二小学校の6年生が対象となっております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。少人数で2クラスに分けるということで、人的配置ということだったと思います。しかしながら、県内では300人でしたか。上牧町としては大体県内の中では1人しか、人的配置はしていただけないということをお話しされてたと思いますけれども、今回の補正の再開に向けての支援の中には、ほかにもあります。放課後、長期休業中を活用した補習学習、習熟度別の学習とか家庭学習の支援等を行うための学習指導員の追加配置、また、先生とかを手助けするといいますか、サポートをするためのスクールサポ

ートスタッフの追加などもあるんですけども、そこら辺はどのように、上牧町として当てはまるかどうか分かりませんが、活用をして子どもたちのためになるということを考えておられるのか、今はちょっとまだ見えてないところがあるのか、あるかもしれませんが、その部分はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほどおっしゃられました放課後の授業補習については、各学校等の要望も聞きながら、また、県や国の補助金に、積極的に取り入れながら進めたいと考えております。また、例えば、教員の業務が増える部分もありますが、消毒の作業とかは教員がされます。その部分については、現在、支援スタッフとして、時給で雇っている先生方もおられますので、その方の残業も構わないということで、先生がしないというわけじゃないですが、協力をしながら進めてくださいというのは、各学校には伝えているところであります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） それは教員の業務をサポートするということの人的配置を考えておられるということでよろしいですね。分かりました。

そしたら次ですけども。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） この再開の中ではもう1つあります。これは、感染症対策と学習保障に係る経費の支援ということでございまして、昨日もこれもございました。いろいろとそろえておられる中で、今回は消毒液とか非接触型体温計、それから、保健衛生用品、換気に必要なサーキュレーター、調理員の熱中症対策に必要な経費、サーモグラフィー等が支援の交付金の対象になっています。また家庭学習のための教材の購入、電話機、それから空き教室を利用した事業の実施に必要な備品購入に係る経費も含まれてるんですけども、ここでは、昨日ちょっと思ったんですけど、非接触体温計が学校に2台しかないのは、あとの教室とかはどうしてるのかなと思いますし、体温というのは測るのは大変に大事、これも新しい生活様式の中で、本当に基本的なことになっておりますので、そのあたり、2台しかないということについて、今回の臨時交付金を活用した購入をされないのか、また空き教室のエアコン等については、ついてないところもあるとお聞きしていますが、この交付金の活用について、このようなところについて活用されるお考えはありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也）

○教育部長（塩野哲也） まず、非接触型郵便につきましては、当然、少ないと考えておりますので、今、追加購入の部分について、臨時交付金も視野に入れながら、それで使う等はないんですけども、それも全体的な話の中にもなることもありますので、また検討していこうと考えております。また、給食や臨時空き教室の部分で、クーラーのない部分については、それに見合うようなスポットクーラーなりも、いま一度考えているところであります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ぜひお願いしたいと思います。では、子どもたちの安全をしっかりと確保していただくためによりしくお願いします。

次、3項目目、お願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 休校中の学びの保障として、オンライン環境の整備ということですが、これについては、まず1つは、GIGAスクール構想による校内通信ネットワーク整備事業が現在進めております。これについては、補正予算で計上してきておりますが、今後の状況ということで、まず、今の予定でいきますと、7月上旬に入札を予定しております。工事契約業者が決定次第、その後、議会の承認をいただきたいと考えております。その承認を得た後で契約を締結し、工事の着手と考えております。その工事につきましても、当初は夏休み期間を利用するという計画はありましたけども、どうしてもこの状況の中で、夏休み期間が短くなっていることもありますので、どこかの休日、祝日を中心に、子どもたちの学習や学校活動の妨げにならないような工事を進めながらも、また、それを進めることも必要ですが、校内無線LANの使用試験や教師等への研修も年度内には必要と考えております。そういうことを思いまして、令和3年2月までには、無線LANの使用を可能とすることを考え、ただ架設工事なり、幾分残る部分もあると思っておりますので、その分については3月末までということで、契約も考えているところです。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） これについては、第1回の定例会でも上がっておりまして、タブレットの分です、小学校3校の5、6年、また中学校全員の分、328と521、2年度、3年度、4年度については、後からということだったんですけど、今回まで前倒しということになりますが、最終的に台数はどのような数字になりましたでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今現在、予算的に通っている部分につきましては、小学校5年生、

6年生、中学校1年生から3年生の分のタブレット、または端末機ということになっております。最終的には、あと1年生から4年生の分が577台必要となり、それについて、また各学年1台程度の予備機も必要となりますので、その辺を考えますと、あと589台は必要と考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。これについても、県の調達ということでございますので、しっかりお取組をお願いします。

それから、GIGAスクール、問題点が何点かあると思うんですけれども、その点についてはWi-Fi環境がどうであるかということと、それから通信料についても課題になっていると思います。Wi-Fi環境は、昨日もありましたようにアンケートで80%の中の90%が環境が整備しているということだったんですけど、これはやっぱりもう一度見直す使用があるということで、理解させていただいております。通信料についても、今般、就学援助の要保護世帯と特別支援学校の要保護世帯については、恒久的な措置を講じられて、令和2年度の特例として定額1万円の支給が決まっております。これについては、国からですので、今回、先日もありましたように、給食費についても、準じて要保護世帯についても、今後やはり対応が、声が出てくるとは思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その辺につきましては、確かに国の方から、要保護世帯についての月額1万円を上限としてという部分が出ております。当然、それについては、準要保護も準ずるところがありますので、今後の計画として見直さなくてはいけないと思いますが、まずは、1つ先ほど問題がありましたように、どの家庭もWi-Fi環境があるのかなのか、また、Wi-Fi環境につきましても、値段がピンキリということもあるんですけれども、安いものから高いものもあると、それを助成する等のことを考える中で、一定の基準はこれから考えていかなくてはいけない。それと、考えることとともに、当然、それを利用できる状況が上牧町にあるのかというのも1つありますので、当然、事業としてそれを活用できる部分ができ上がってもないのに、それだけ先にしても難しいところもありますので、その辺も含めながら、今、再度、研究、協議しているところであります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。では、そのほうで進めていただきたいと思います。

最後、4、5ということですが、子どもたちの不安、昨日もスクールカウンセラー

等も、心の教室等もありました。始まったときにメンタル的なことで、受験生に対してもしっかりと寄り添っていただきたいと思いますので、4、5、最後、よろしくお願いします。時間、ちょっとありませんので、お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 最後のまとめになりますが、当然、やるべきことをやっていって、子どもたちに寄り添いながらというのを基本に考えております。ただ、今回、1つは、欠席児童のことも問題としてたんですけれども、結果的に、6月1日から5日の間に、前年度までに15日以上欠席者が、小中合わせて、小学校だけでは33名おりました。そのうち30名が何もなく、欠席なく登校してくれています。また、1名だけが全日欠席と。中学校におきましても同じような状況なんですけれども、その中でも、90日を超える長欠、不登校気味に該当する生徒の中でも、1名は登校してこれるようになりましたし、あとの3名については、休みながらも登校しております。ただ、4名だけは、一日も出席していないという状態なので、この辺ももう一度学校に戻っていただけるようなことで、今、学校で取り組んでいただいているところです。また、これにあわせて、今見えない、新しく休む方も出てくるので、ただ、この状態なので、それがどういう理由の欠席か分からないので、その辺、心を配っていくところであります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 部長、ちょっと急がせまして申しわけないです。不登校の子どもたちもちょうと心配していたんですけれども、そのようなことで、また新しいスタートということで、一緒に学校生活を送られているということでよかったと思っております。またしっかりと寄り添いながら、この暑い夏休み、登校するわけですので、その点、熱中症対策にもしっかりと取り組んでいただいて、よろしくお願いしますと思います。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（服部公英） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇東 初 子

○議長（服部公英） 次に、2番、東議員の発言を許します。

東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 皆さん、こんにちは。2番、公明党、東初子でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告書のとおり行わせていただきます。

質問事項は、福祉と環境について。①紙おむつ処理のためのごみ袋の支給について。人生100年時代がこれからのキーワードと言われ、社会保障の中心は、高齢者福祉プラス子育て支援となっています。住民の皆様の小さな声に耳を傾けさせていただく中で、若いお母さんより、赤ちゃんが生まれると、今までの生活よりもごみの量が増えて、有料のごみ袋買う頻度が多くなり、家計に響いています。近隣の市町村では、紙おむつの処理のためのごみ袋を支給されているところもあるみたいで、上牧町でも支給していただけたら助かるのですが、とのお声です。紙おむつを使用されている高齢の家庭の方からも、同じようにお聞きしました。おむつを使っている家庭のごみ袋の支給について、本町のお考えをお聞かせください。

②番、使用済み紙おむつのリサイクルについて。高齢化が進む中で、大人用の紙おむつの需要が増加し、使用済み紙おむつの処分が課題となっています。現状はほとんどが焼却処分されていますが、水分量が多く、燃えづらく、焼却処理の際に、温度低下を防ぐための補助燃料を使用すれば、焼却炉を傷める原因ともなり得ます。そこで、近年では、官民の連携で、分別して回収した使用済み紙おむつを、殺菌などの衛生面の処理をし、再資源化する動きが出てきました。ごみや処理費用の削減のほか、焼却炉の安定的な稼働、二酸化炭素排出量の削減で環境負荷を低減できるなどの利点があります。また、国連の持続可能な開発目標、SDGsが掲げる持続可能な消費と生産のパターンを確保することなどにも貢献できます。環境省は、こうしたリサイクルの動きを全国に普及させるため、自治体向けのガイドラインを本年3月に公表しました。本町の現状と取組についてお伺いいたします。

再質問に関しましては、質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 紙おむつ処理のためのごみ袋の支給について、若いお母さんより、赤ちゃんが生まれると、今までの生活よりも有料のごみ袋を買う頻度が多くなり、家計に響いています。近隣の市町村では、紙おむつの処理のためのごみ袋が支給されているところもあるみたいとのことですが、近隣市町村は生駒市、御所市、斑鳩町で実施されているようです。上牧町でも支給していただけたら助かるのですが、とのお声です。おむつを使っている家庭のごみ袋の支給について、本町のお考えをお聞かせください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1番の紙おむつ処理のためのごみ袋の支給ということで、議員から、紙おむつ処理のためのごみ袋を支給していただけたらという要望という形で、本町の考え方ということで、ごみ袋の支給については、ごみの有料化として、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、住民の皆様にごみの処理費用の一部負担をご協力をしていただいております。令和元年度、可燃ごみの処理費用として1億8,000万のうち、紙おむつの処理にかかる費用を算出することは困難なんですけども、使用済み紙おむつの再生利用に関するガイドライン、環境省が示している中では、本町では約358トンの使用紙おむつが排出されていると試算できます。処理費用は1,182万円となっております。このことから、ごみ袋を支給するのか。有料化の対象外、無料として回収するのか、それとも、紙おむつを支給するのか、本町としてどんな形がいいのか、いろいろなことを検証してみました。

まず、乳幼児におきまして、本町の出生数が約100名おられます。紙おむつ使用年齢を0歳から3歳とした場合には、約400名の乳幼児に対して支援が必要とされます。環境省のガイドラインから試算すれば、88トンの紙おむつの排出量が予想されます。また、子ども・子育て支援事業として、様々な施策を展開されております。この事業の充実として紙おむつの支給を考えた場合に、また、ガイドラインになるんですけども、1日5枚の紙おむつを使用した場合には、年間約73万枚の支給が必要と考えられます。介護のほうもなるんですけども、家族支援事業として、在宅の要保護介護高齢者の介護をしている家族に対して、紙おむつも支給することで、家庭の支援を行っているというの、福祉のほうで聞いております。在宅から出る紙おむつは家庭系廃棄物として、施設等に入居されている排出される紙おむつについては、事業系の一般廃棄物として取り扱っているのが現状でございます。そういった収集体系も違うことから、今後、整理しなければならないことがたくさんございます。今、議員も言われております紙おむつの無料回収は生駒市がやっております。それと、御所市も紙おむつの指定ごみ袋の無料支給もやっております。斑鳩町も御所市と同じように支給されてお

ます。近隣を調べましたら、北葛もそうだし、香芝市も今現在のところはやっていないということなんで、今後はこれから高齢者、どんどん増えていくこともあるし、もう少し、どういった方法がいいのか、関係部局と協議しながら、検証、研究しながら考えていきたいというふうに、原課では思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはり、紙おむつの量がどんどん増えていくということで、約88トンの紙おむつの排出ということで、それに伴ってごみ袋がどんどん必要になっていくということなんですけど、そこを町のほうで負担していただくというところもなかなか難しいようにも思います。しかし、若いお母さん方、また、高齢の方もそうですが、おむつ交換の、子育ての大変さがございまして、子どもはすごくかわいいんですけれども、24時間子育てをしていく中で、おむつの交換を一生懸命やったりする中で、やっぱりいらいらしてきたりとか、そういうこともあります。おむつがこんなにあるから、またごみ袋も買わなあかんわとか、ちょっと下世話な話かもしれませんが、そういうようないらいらとしたようなことも起きてくるように思います。そういう形の中で、町からおむつ用のごみ袋をもらってからのという気持ちで、ちょっと心をほっとさせるようなことにつながればというふうに感じております。その辺、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 自分も子どもを育てて、今は母親も89歳ということで、小さいとき、母親も紙おむつをしている状況です。議員もおっしゃったように、やはり育児、それと高齢者については、紙おむつは必然的だと思います。今後は、先ほども言った関係部局、部署とさまざまな支援もしてございますので、何度も同じなんですけども、また検証、研究していきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。高齢者の場合は、紙おむつ数の支給も行っていたかというところなんですけど、若い子育て世代は、収入もあまり多くない世帯も多いのではないかなというふうに思います。共働きで、上牧町に住んでいただき、家を建てておられる方もおられ、この少子化の時代に頑張ってお子さんを産み育てておられる、上牧町の町の宝だというふうに思っております。そこで、今中町長にお伺いいたします。今中町長はこれまでも、子育て施策にしっかり取り組んでこられたことはよく存じております。このたび、第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画も策定されました。その中でも、子どもの最善の利益が優先

される社会を実現するために、誰もが安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみを感じられるまちと、子ども自身が健やかに育っていけるまちづくりを目指しますとのお言葉がございます。子育て応援、子育てに優しい上牧町、高齢者も安心して暮らせる上牧町として、ぜひお取組をお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長から説明をさせていただきました。それで、子どもの紙おむつが、例えば、30リットルのごみ袋の中に20枚程度は入るのかなというような、今、意見もございましたので、そういうことから計算すると、極端に言えば、子ども1人に年間100枚程度のごみ袋が必要になってくるのではないのかなと。例えば、そういうことから計算していきますと、金銭的な問題ばかりではないんですが、おおむね子ども1人当たり30万程度の金額に、計算はちょっとしてみないと、子ども1人当たり年間100枚紙袋が必要だとして、年間400人ということにもなるわけですが、そういうことから、1人当たり、例えば計算式で、金額的にそう高額にならないことになったにしても、全て子育ての支援として、行政が負担をしていくのかということは、私、ちょっと違うんではないのかなと。やっぱり、保護者としての責任もございますし、また違う意味で、我々もなかなかできにくい部分について、町としては助成をさせていただいているということでもございます。そういうことから、今すぐに、子ども1人当たりについてのおむつの袋を支給すると、年間分をしっかりと支給することにはなかなかないのではないのかなと。例えば、出生届を取りにこられると、そのときに町から1回きり、こういうものの考え方もあるわけですが、町からのごみ袋がお祝いとして理解していただけるかどうかは別にして、例えば、そういう意味合いも込めた形は、まだ検討の余地もあるのかなというふうには考えますが、子ども1人当たりの年間のおむつの処理の袋を、例えば3歳まで全て町で負担していくということは、私は、考え方が少し違うのではないのかなと、その部分です、それ以外のことは別にして、そういうふうにも考えますので、これからそういうことについては、研究課題としてご理解いただけたらよろしいのかなというふうには思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。前向きに考えていただいて、研究していただいてという形で行っていただけたらというふうに思います。北葛4町の中では、まだどこも取り組んでませんが、まずは我が町の宝の子育て世代からだけでもお願いしたいというふうに思います、よろしいでしょうか。町長、取組のほう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 私、先ほどお話をさせていただきましたように、全てを町がという考え方はやっぱり、若干、私は違うのではないのかなと。違う形で町もいろんな助成をさせていただいております。そういう部分については、私は保護者の責任として処理されるべきではないのかなと。ただ、この時代、いろんなことがございますので、先ほど言いましたように、例えば、出生届、子どもさんがお生まれになったと、これは喜ばしいことでございますので、例えばそういうことで1回きりであるとか、そういうことについては、またこれから考えられる余地があるというふうにも思いますので、先ほど部長から言いましたように、無料にするのか、今、私が言いましたような形があるのか、3歳までの子どもさん全てを町から助成させていただくのがいいのか、いろんな形がございますので、そういうことを総合的に研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。研究していただいているということで、本当に感謝いたします。この形が子育て支援に続いていただけたらありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。1番目は以上でございます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番目の使用済み紙おむつのリサイクルについて、紙おむつの処分が課題となって、現状のほとんどが焼却されているということで、近年、リサイクルに向けた動きが全国的に普及されているということで、自治体向けのガイドラインも3月に公表された、上牧町は、現状はどういうふうな取組をついているのかということで、ご回答させていただきます。

高齢者に伴い、大人用紙おむつの消費は年々増加しております。廃棄される使用済み紙おむつの多くは、廃棄物処理施設において焼却されているのが現状でございます。紙おむつの素材としては、上質パルプが52%、樹脂が28%、高分子吸水材20%から構成されております。再生利用等により、パルプ等の有効利用の可能性がある使用済み紙おむつの再生利用等の課題としては、衛生面を含む適正処理の確保への懸念や、再生利用等の技術に関する情報の不足が挙げられております。議員がおっしゃられておりますSDGsの中でも、ゴール12、ゴール15、ゴール13にも貢献できるというふうに考えております。2018年6月に閣議決定された第4次循環型社会推進基本計画におきましては、おおむね2025年、令和5年度までに高齢化に伴い、大人用の紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済み紙おむつのリサイク

ル技術の調査、リサイクルの取組、関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインを作成等を行うという方針が示されております。そういうことから、市町村や今後の使用済み紙おむつの再生利用等の実施に向けた検討を進めつつある市町村において、適正処理を確保した上で、再生利用等、導入に向けた検討の参考にさせていただくために、ガイドラインが令和2年3月に制定されたのが、この趣旨の内容でございます。

ちなみに、このガイドラインの中で、使用済みされている紙おむつの先進の事例としては、福岡県の大牟田市で、水溶化分離処理によるパルプ、プラスチックの回収、それと、千葉県松戸市の、同じくプラスチックの回収と熱回収を行っているのが現状でございます。しかし、本町におきまして、現状としましては、使用済み紙おむつは可燃ごみとして処理しているのが現状でございます。再生利用の施設については、一般廃棄物の処理施設であるため、本町においては、新規に整備することは非常に難しいと思います。これにつきましては、まず、土地の確保、それと都市計画決定であり、用地の確保、建設費用なり、様々な今の可燃物施設、不燃物施設以外にも、そういう施設を今後予想されていかななくてはならないということも考えております。また、大人用紙おむつは、高齢化が必需品となっております。焼却よりもリサイクルのほうが望ましいのは、十分、原課でも分かっております。脱焼却、脱埋立てを目指すゼロベースと政策を実現していくのが本町の考え方だと思いますが、これらの重要施策は承知しておりますので、さらにこれらについても、今後、山辺・県北西部のほうも移行していくこともございます。上牧町としてもどういうふうにしていったらいいのか、今後、また動向を重視して見極めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。しっかりと考えていただいて、こういう資源に、リサイクルに関して、研究していただいていることに感謝いたします。

今回のガイドラインでは、リサイクル事業の周知や普及を促すための自治体のごみ処理基本計画の中に、紙おむつの再利用を盛り込む際の検討手段が提示されており、導入に向けた支援事業や補助金制度なども示されています。また、環境省は今年度、市区町村向けの説明会を実施するほか、自治体と事業者間とのマッチング、リサイクルを本格的に検討する自治体には、専門家を派遣するなどの支援も行われる予定と聞いておりますが、その辺は長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今のご意見でございます。

当然、上牧町につきましては、広域処理ということで、山辺・県北西部広域環境衛生組合、10市町村で構成するところで処理するという基本的な話がございます。併せて、今、新たに個別に整備するのかという問題の中でも、いろんなかなりハードルが高い部分があるということが現実でございます。ですけれども、先ほど部長も申しましたように、リサイクルすることの重要性は当然認識しているところでありまして、今後、広域の中で、またひょっとして検討されることかも分かりませんが、今現在、上牧町としては、そこまでのレベルに至っていないのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。現状、そこまで至っていないということと、北葛4町、また山辺・県北西部10町村で取り組んで、ご検討いただけたらというふうに思います。メリットとしては、やはり、使用済み紙おむつが一般ごみから除かれることで、最終処分場を延命することができるということで、焼却炉を守るという形でもいいことだと思います。また、使用済み紙おむつの処理によるCO₂排出量を削減し、温暖化対策に貢献できる、また、使用済み紙おむつの再生利用等に取り組んでいることが、地域のイメージアップや認知度向上につながる等々、今後、率先して取り組んでいただきたいというふうに思っております。先ほども言っていましたように、前向きなお取組を、10市町村のほうでも上牧町主導で訴えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 先ほども言いましたように、脱焼却、脱埋め立てというゼロベース施策というのは、国のほうもガイドラインを発表していますので、今、課長も申しましたように、上牧町独自ではちょっとしんどいのが現状でございますので、今後、山辺のほうでも、こういったこともあるということは発信していきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。前向きに検討していただいて、地球温暖化を防いでいく私たちの取組が、自分たちの生活を守っていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。

————— ◇ —————

◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、9番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（9番 木内利雄 登壇）

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄です。議長より指名、許可をいただきましたので、通告書に従い、順次、質問をさせていただきます。

質問内容は、1点目が住民票の職権消除についてお伺いをいたします。

2点目は学校における性同一性障害への対応について。

3点目が成人式のあり方について、それぞれお伺いをするところでございます。

質問項目は以上であります。質問の内容に入る前に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国のみならず、県や市町村も未曾有の事態への対応を模索していることに関して、一言触れておきます。横浜港に到着したクルーズ船、ダイヤモンド・プリンセスの感染者数712人、死亡者数13人を除き、昨日、2020年6月17日10時現在で、累計感染者数は1万7,628人、死亡者数は931人と報道されています。政府は5月27日、さきの第一次補正予算に続き、さらなる経済対策として、令和2年度第2次補正予算案を閣議決定し、6月12日の参院本会議で可決、成立しました。一般会計の追加の歳出総額は31兆9,114億円、民間投資などを含めた事業規模は1次補正に匹敵する117兆1,000億円で、地方の裁量で使える地方創生臨時交付金には2兆円を計上しています。そこで試されるのが自治体の経済対策と能力、知恵であります。西村康稔経済再生担当相は、5月28日、全国知事会とのテレビ会議で、地域の魅力を発信し、地方創生を改めて推進するよい機会だと思ふと、交付金の上手な活用を求めたところであります。また、奈良県では、本日6月18日に開会する県議会定例会に、国の臨時交付金を活用した経済対策を提案する構えで、荒井正吾知事は、知恵が必要だと発言したと報道されてい

ます。以上のような状況下にある中で、2点提言をさせていただきます。

その1点目は、地方創生臨時交付金事業については、上牧町から自殺者を出さないように知恵を出し、全力で弱者に寄り添う施策立案、実施することを提言いたします。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案は、本年2020年、令和2年3月12日に成立、公布され、翌14日に施行されたところですが、その附帯決議の中で、過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済、生活問題、さらには、自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は1人の命も犠牲にしないという強い決意の下に、全国の自治体と連携し、自殺対策、生きることへの包括的支援を万全に講じることと記されています。この附帯決議が訴えていること、求めていることを、今中町長をはじめとする町幹部の皆さんは、全身でしっかりと受け止めることを願うところであります。

次に、提言の2点目はオンライン授業に関してです。オンライン授業で格差をつくらないことを求めます。各家庭で通信環境がまちまちだったり、教員のICTスキルに差があったりするなど課題は多いところですが、この場では、各家庭で通信環境が整わない児童、生徒にはパソコンやタブレット、モバイルルーターなど、通信料込みで無償対応することを提言いたします。つまり、オンライン授業で格差をつくらないこと、町当局においては、このことについて、最大限の予算措置としっかりとした取組をされるように求めるものであります。

以上2点を提言させていただきました。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

1点目は、住民票の職権消除について伺います。本来ならば、届出義務者が届けをしなくてはならない転入、転出、転居届等を怠っていることが原因で、住民基本台帳と実態が一致しない状態を職権により住民票を消除することで、住民基本台帳と実態を一致させ、住民票の正確性を保持するという観点から、以下をお伺いするものであります。

本年、2020年3月、朝5時のNHKニュースの中で、公職選挙法の下で実施される選挙時において、選挙人名簿に登録されている人に郵送される投票所入場券について、東京都新宿区では、郵送した同入場券の約2.0%、荒川区でも約1.5%が届かずに宛先不明等で戻ってくるとの放送内容でした。そこで、上牧町の直近の2つの選挙のときにおいて、郵便局から返還された実数とそのパーセンテージ、及びこのたびの特別定額給付金申請書についても、返還された実数とパーセントについて、まず答弁を求めます。

次に、返還されてきた人への住居実態の把握、調査については、どのような取組をされて

いるのか、お伺いをいたします。

次に、住民票の職権消除について、町当局の考え方、取組姿勢についてもお伺いするところでございます。

次に、学校における性同一性障害への対応について伺います。L G B T、性的指向・性自認は、今や世界で様々な議論や取組が行われています。性の多様化が進み、L G B Tを含む性的マイノリティーへの対応が求められているが、その中でも、特に重要な対応となるのが教育現場であります。L G B Tは、思春期で自認することが多く、自認とは、自ら認めるの自認で、自分の性別をどのように認識しているかということであります。学校教育において、支援や対応は必須となりますが、現在、その教育において、様々な課題が挙げられております。児童、生徒に対して、教育現場での問題が多数あることが確認されたことから、2010年には、文部科学省から教育委員会への事務連絡として、児童、生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底についての発出がされたところであります。その4年後の2014年には、学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を実施したところ、606件の教育相談があったことが報告されています。そして、2015年には、性同一性障害に係る児童、生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてを発出し、性同一性障害に係る児童、生徒への特有の支援など、具体的事項が取りまとめられています。さらに、文部科学省では、教職員向け手引の作成と公表を2016年に行い、2017年には、いじめ防止対策推進法に基づく基本方針の改定が行われ、L G B Tへの対応が盛り込まれることとなりました。性同一性障害に係る生徒の支援については、まず、入学などに当たって、生徒あるいは保護者などからの相談を受けた教職員だけでなく、組織的に取り組むことが指示されています。そのため、学校内外においてサポートチームをつくり、校内には支援委員会、校外にはケース会議などを適時開催しながら対応を進めることとしています。そこで2013年、平成25年に文部科学省が行った学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査についての本町の調査結果と現状について答弁を求めます。

次に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、町当局の取組として、つまり、どのように取り組んできたのかについて、答弁を求めるものであります。

次に、成人式のあり方についてお伺いいたします。成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が、2018年6月13日の参議院本会議で可決成立しました。そして、2022年、令和4年4月1日に施行されます。そこで、18歳に引き下げられた後の成人式のあり方につ

いて伺うものであります。具体的には、成人式の対象年齢を18歳にするのか否かであり、答弁を求めるものであります。

質問内容は以上でございます。再質問に関しては質問席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず1点目のご質問でございます。郵便局から返還された実数について、ご回答させていただきます。

まず、選挙におきまして、直近、2選挙につきましてご報告させていただきます。平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙では、当日の有権者数が1万9,320人、それで、宛先不明で戻ってきた件数につきましては60件、パーセントにいたしますと、0.311%でございます。令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙では、当日の有権者数が1万9,165人、宛先不明で戻ってきた件数につきましては64件、率にしまして、0.334%でございます。それと、特別定額給付金につきましては、給付対象世帯数は1万28世帯、それで、今現在、戻ってきた件数につきましては10件となっております。率にしまして、0.099%でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そこで伺いたいします。

今、2つの選挙、奈良県知事選挙並びに、参議院選挙でのいわゆる戻ってきた数、パーセンテージについて答弁がございました。また特定給付金の申請に関する不達件数についても伺いたいしたところでございます。そこで、選挙のほうだけ先にお伺いするわけですが、平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙において、入場券の不達件数が60件あったと、また、翌年、令和元年7月21日執行の参議院選挙では、不達が64件あったというふうにあるわけですが、この後の処理はどのようにされたんですか。つまり、その住所を、職員が行って、担当者が確認に行ったのか、行かなかったのか、まず伺いたいします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この部分につきましては、職員は確認には行っておりませんで、初めに言っていただきましたように、どのように処理してるかというところのご回答をさせていただきます。戻ってきた投票所の入場券につきましては、期日前投票所や当日の投票所に備えることにより、対応させていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） お伺いするわけですが、今、答弁のあった期日前投票所や当日の投票所に備えることにおいて対応している、それじゃ、知事選挙のときの60件、なにかんずく参議院

選挙のときの64件、このときは対応して、この数字がどのように変化があったのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その期日前と当日の部分につきまして、先ほど報告させていただき
ました60件と、64件につきましては、当時通の部分につきまして、この数字と変わりなく、
来られていないという状況でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） はいじゃ、この2件にかける、それ以前からずっと同じような対応で処
理してきたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。選挙につきまして、今までそのような形で処理を行ってきた
ところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） それじゃ、また後でそのことについては、もう一遍戻って聞きますけれ
ども、次の特別定額給付金に移りますが、県は不達件数が30件、率にして0.299ということ
ですが、この対応はどのようにされましたか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 当初、今30件って言っていた部分につきましては、今現在は
10件に減っているわけなんです、郵便が着かなかった部分等につきましては、窓口対応で、
郵便が届いていないんですがどうなってますかというふうな問い合わせ等がございました。
そういうふうな問い合わせにつきましては、定額給付金のほうで処理させていただいている
というところでございます。

それともう1点、今現在、10件という状況のお話をさせていただきましたが、これにつ
きましては、居住実態の把握で、職員2名で現地に行かせていただき、表札やポスト、その家
の状態や、それと横断的な連携ではございますが、上下水道の使用状況などにより、居住実
態を確認させていただいたというところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） この定額給付金の申請に関しては、あと10件がまだ残っておるという理
解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） それで、本題なんですけど、定額給付金は今回が初めてなんで、投票入場券なんかは戻ってきたおおむね60件、64件という数字があるわけですが、この数字は過去からそんなに大きく変化はないと思います。2回とって、60件、64件ですから。それをなぜ今回のような定額給付金みたいに後追いをして、調査されなかったんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今回の特別定額給付金につきましては、4月27日現在の部分で、住民票のある方という形で、発送させていただいております。できるだけ100%に近い数字で、住民の皆様は特別給付金を受け取ってほしいという思いもございまして、確認させていただき、現在、件数が減っているところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） いや、要は選挙人名簿に載っているにもかかわらず、60件、64件が不達になっていると。要は戻ってきているということについては、過去からずっと調査されていないのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 選挙につきましては、以前からこの調査はやっておらないところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） これは住民課のほうに聞くのかな、記憶の範囲で結構ですが、住民票の職権消除についてはどのような取組をされたんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 基本的なことから申し上げさせていただきます。住民票の職権消除につきましては、上牧町内に住民登録されているが、当該中住所に住居されていないと思われる住民の方を対象として、住民票の正確性を確保するため、住民基本台帳法第34条の規定により実態調査を行い、住民基本台帳法施行例第12条の規定により、職権をもって、住民票の削除を行っているところでございます。実際、過去にそういった実例がないのかというところで、調べさせていただきました。さかのぼること平成20年10月、2件ございました。1件は行方不明となり、家族様からの申し出があり職権消除、これは当時、住民課の職員2人で実態調査に行ったという記録が残っております。もう1件に関しましては、居所不明による、当時、担当の保険年金課からの依頼がございまして、住民課の職員に命じ、実態調査

でお伺いして、職権消除したという記録が残っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） もっと基本的なことをお伺いしますが、当町には住民票の職権消除に関する規則、要綱等は存在しているんですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 上牧町では、規則、要綱等は存在しておりません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 私、全部閲覧したわけじゃないんですが、香芝市さんもありますし、小さな町もたまたま佐賀県のそんな大きい町違うけどみやき町もありますし、奈良県のほかの市町村も、大抵要綱とか規則とかあるんです。上牧町では、今まで話し合われたことがあるのか、設置せなあかんとか、規則をつくらなあかんとか、要綱をつくらなあかんとか、そういったことはどうだったでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 過去の部分で担当も変わっておりますので、しっかりした確認は取れておりませんが、今、担当課長のほうから聞きますと、そういう話し合いは内部でされていないということでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） この規則をつくらんと話が前に進まないと思うんで、このことについては、部長として、本町に規則なのか要綱なのか、私はちょっと分かりませんが、設置するべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 先ほどから議員のほうからご指摘あるように、選挙1つとっても、60名から64名の方がずっと以前から出ているという、これをいつまでも放置するわけいきません。住民管理台帳、管理する住民課といたしましても、今後、前向きに1件でも、こういう居所不明の方をなくす意味におきましても、調査を1つの方法をとっても、どういう手法で、どれだけの期間で、定期的に調査に行くことによって1件でも減るのであれば、前向きに作成の方、検討させていただきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 住民基本台帳法の問題、またそれに附属している法の精神から見ても、やはり要綱とか規則をつくって、幸いにも上牧町は行政面積が小さい、3キロの2キロです

から、山奥まで行ってしらみ潰しに行かなあかんというんじゃないわけですよね。もう行政面積がコンパクトにできてますから、60件あったってそんなに労力は要さないかなと思います。しっかりと要綱をつくる、また規則をつくる、そしてこういったことが、住民基本台帳の正確性を保つためにも、しっかりとつくって、その辺、つくった規則要綱に沿って、上牧町の住民票がより正しいものに、正確なものになるように努力されるように申し上げておきたいんですが、しっかりやっていただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 遅めながら、実際のところ、住民課のほうで作成に向けて、今、調整をとっているところでございますので、早い段階で、より規則、また要綱、必ず作成させていただいて、今後しっかりした対応ができると考えております。

○9番（木内利雄） 了解。それでは、次、学校、お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それでは、2013年、文部科学省が行った学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査についての上牧町の結果ということで、報告させていただきます。このときに行われた調査について、当時の上牧町では、すぐに見つけることはできませんでした。そういうことを併せて、当時の担当であった県の教育委員会事務局生涯指導室に問い合わせさせていただきました。その結果、向こうからの答えは、恐らく調査は行われたと思うが、データが残っておらず不明という答えが返ってきました。再度、教育委員会でも、学校に問い合わせて、また教育委員会内の書類ももう一度見たんですけども、データが出てこなかったのが事実であります。ただ、そのときに、学校に過去の現状として、このような結果があったのかという問い合わせもさせていただいたところ、はっきりとした相談は、事象はなかったという答えが返ってきたところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今、ちょっと聞き漏らしたんですけど、調査の結果は調べたけど、分らなかったと。現状については、今、このことに対する上牧町内での学校における現状はどんなものなのですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現状について。各小・中学校とも性同一障害やLGBTの児童、生徒がいる前提で教育は進めておりますが、現時点では、本人及び保護者から申告があったケースはありません。子ども自身が自分で分かったり、保護者も我が子のことを知らなくて、

埋もれてるケースも当然あると考えております。ただ医師の診断がないと、正確には判断できないものでもあり、教職員間で安易に子どもを性同一性障害だとか判断したり、予断をもって決めつけることのないように留意して、生徒との人間関係構築と見守りを行っているところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ちょっと戻りますけども、文部科学省が2014年、平成26年6月13日、学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査についてということをもとめてます。このときに、対象の学校として、文科省の書いてある報告書のあれには、対象学校としては、国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とありまして、各都道府県教育委員会等を通じて調査となっております。だから、調査した期間は、2013年、平成25年4月から12月というふうにこの調査には明記されています。7年ぐらい前の話なんですよ。教育長、このときは教育長されてましたか。もう就任されてましたか。記憶はあるかどうか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） ちょうど、私、校長しておりました。それで、今、指導主事していただいているチバ指導主事が教頭をしておりました。そして、現教頭の西尾教頭がそのときに人権教育の担当をしておりました。3人で確認させていただきました。そして、県のほうにも問い合わせをしていただいた結果が、今、部長の答弁でございます。私、7年たって、物忘れがひどくなっているかも分かりませんが、今のところは、記憶に決裁した覚えがありません。だからそういうことで、答弁させていただいたという運びでございました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 了解。7年ですから中途半場やね。20年たっておったらあれでしょうけども。記憶がないということでしたら、それは致し方ございません。

次に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、町当局の取組姿勢はどのようにされているのかについてお伺いをいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） このことについては、文部科学省から出されている通達や指針ののっとり、性同一性障害の児童、生徒が差別や偏見を受けたりすることのないように、十分配慮した教育体制をとっているところであります。また、それだけでなく、自分らしく学校生活を送り、ありのままの自分を出していけるような環境を整えるようにも努めております。

性同一性障害や性的指向・性自認に関する教職員向けの研修を行っている学校もあり、また、中学校では、性同一性障害の方を講師と招いて、生徒向けの講演会も実施しました。また、今年度も、中学校1校については、性同一性障害の研修会を用意しておりましたが、今、コロナの関係で延期しているところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） この問題、むちゃくちゃデリケートな問題ですから、先生が本当に信頼されてなかったら、保護者も、また児童、生徒も、教師、先生に伝えにくいんですよね。それをやっぱり先生が敏感になってしっかりと見守って、気軽にというか、「先生、私、こんなんです」「僕、こんなんです」と言っていただけるような先生であってほしいというふうに思っておりますが、教育長、ここら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、議員お述べのごとく、やはりこの問題、いろんな人権教育にかかわる分野は様々ございますが、教員の意識改革、また、そのあたりが非常に大いに関係する部分と考えております。例えば、昔だったら、男らしく何でも行動をとれと、女らしい振る舞いが大事だぞと、そういうような考え方を、例えば一例をを挙げますと、子どもたちにそれを強いるのではなく、その辺のところを十分配慮した人権教育の高まりというものを、やはり、私の立場といたしましては、町の校園長会で、まず校長先生、園長先生のほうに、その部分をきちっとお伝えさせていただき、そのための研修が、I C Tも含めて、研修の場面、設定が大切になってくるのかなと。今、本町の5つの学校でL G B Tの研修会を全てやっているのではございません。一部の中学校で実施していることが多くあります。だから、そういうようなことも踏まえて、今、議員お述べのごとく、そういう研修の場面をたくさんつくっていったって、まず、教員の意識改革をしっかり求めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） その辺はしっかりとお取組されるように求めておきたいと思います。

それでは、具体的に若干お伺いしたいと思います。これ教員向けのやつでございますが、たくさんあるんで抜粋だけしてお聞きしたいと思います。学校生活の各場面での支援についてです。これは持ってはるのだったら、このグラフのところです。4ページ目の表があります。学校生活の各場面での支援についてということで書いてあります。

まず、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の問題、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等とあります。ここではもう、全部やっていたら時間ございませんので、トイレについては、

文部科学省のこれについては、学校における支援の事例として、トイレについては職員のトイレ、また、多目的トイレの利用を認めるとなっています。これについては、上牧町としてはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） トイレにつきましては、中学校両方とも職員トイレ、また、多目的トイレがありますので、その部分について使用が自由ということで、支援はその辺、制限はかけておりません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） それでは、次に修学旅行等ですが、現状としては、上牧町ではこういった児童、生徒はいないということですから、それはそれでいいんですけど、今後のために、修学旅行等においては、学校における支援の事例として、大部屋じゃないと、1人部屋の使用を認める、入浴時間もずらす、修学旅行時においてこういう配慮学校はすると。これについてはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然、配慮として、こういうことが考えられると思います。ただ、今のところ、あくまでも自己申告があった上での周りの児童、生徒にも認識させた上で、こういう部分がさせていけないと思っている、今、いてないからこういうことを言っているんですけども、いてたら、その研修も職員を併せて児童、生徒にもしながら、こういうふうに進めたいとは考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そういうお子さんというか、児童、生徒がいたら、しっかりこういった取組を、上牧町としても一覧表をつくって、全先生方にこうなんですということを示すようにしっかりとやってほしいと求めておきたいと思います。

次に、香芝市です。香芝市では、香芝東中学校だけと思うんですが、校長先生が一生懸命頑張らったようにここから読み取れるんですが、これは朝日新聞のデジタル版です。2020年4月1日のデジタル版です。香芝東中学校のニュースを載せているんです。性的少数者など、多様性に配慮した学校を目指そうと、香芝市立香芝東中学校は4月から、性差、性の差の少ないデザインの制服を導入する。性別にかかわらず、スカートかスラックスを選べるとあります。このことは当然、このニュースはご存じだと思うんですが、上牧町としては、これらの取組は、私は当然やられたほうがいいと思うんですが、教育長はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 制服の変更等につきましては、大体どこの学校におきましても、今、議員がお述べのごとく、学校長の判断が大きく影響していくと思います。私、校長を9年させていただきましたが、その間、制服の見直しを数回させていただきました。当時は私服と詰め襟の制服の見直しをやっぺいこうかと。奈良市内でも多く私服化された学校がありました。結局、その私服は元の詰め襟に戻すなんていう、そんな変遷もあったわけですが、今、議員お述べのごとく、性同一性障害につきましても、教育委員会といたしましては、例えば学校のほうで、「今度制服の見直しをするねんけど、教育長どうやろ」ということがございましたら、私、全然否定はしておりませんので、前向きに、肯定的に考えておりますので、例えば、カッターシャツを男女も使えるようなボタンにしたり、そんなことも十分に配慮も考えていくこともできますので、そういうことを聞かれたら、そういうことで受け答えさせていただきたいし、そういう気持ちは十分持っておりますので、ただ、制服の見直しの時期でないのに、またどうやこうやしなさいというのも、なかなか厳しいところがあるのかなと考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 資料とかいろいろ読んでいくと、こういった児童、生徒がおったらやっぱり悩むんです。だから、しっかりとお取組をして、子どもたちにそういったことでストレスが残らないように、お取組をされるように求めておきたいと思います。

次に、これも制服のことで、香芝東中学校の取組を書いてあるんですが、廊下からトイレの入り口を1つにする工事を行う、これも今年の話やと思うんですが、入り口を進むと、男子トイレ、女子トイレ、誰でも使えるトイレに分岐する設計、廊下から誰がどのトイレに入ったか分かりにくくなる。工事は夏休み中に始め、9月末の完成を目指すとなっております。つまり、男子用、女子用があつて、この前に何も遮断するものがなければ、どっちのトイレに入ったかすぐに分かります。これは、男子トイレと女子トイレの前に壁がある、またパーティションがあつて、どっちのトイレに入ったか分からないようにしようという気遣いですよね。これらは上牧町にもあるんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのような造りのトイレについては、多目的トイレ以外はありません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 僕もむちゃくちゃ気になったんですが、ここの西館もそうなんですけど、ここのあれもそうなんですけども、男子トイレから僕が出てきたら、女性がそこでおる、これはむちゃくちゃ抵抗があるんです。ここはもうしゃあないけど。西館のトイレもそうです。女性のトイレなんか丸見えです。女性も嫌がっているんだろうなと思うんですけど、それと並行して、この学校のトイレも、香芝東中学校の校長はここまで気配りをしておるんです。だから、こういった児童、生徒たちにきっちり寄り添って、学校生活がストレスのないように、楽しく過ごせるように、そんなむちゃくちゃ金のかかる問題でもないと思うんです。この辺、しっかり取組されるように申し上げておきたいんですが、教育長、しっかりと予算取りをして、ここら辺のところをされるように求めておきたいんですが、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 横に町長おられますので、しっかり前向きに考えていきたいと思っております。

○9番（木内利雄） それじゃ、成人式に行きます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 成人式というよりも、成人年齢が20歳から18歳に引き下げるということで、お答えいたします。2018年6月、民法の一部改正する法律により、2022年、令和4年4月1日から、民法の定める成人年齢が18歳に引き下げるということが決定しました。このことについては、成人式のあり方についてはどうかなという質問と思っております。このことについて、まだ18歳で行うとか、20歳で行うとかの協議は今している最中で、決定しておりませんが、まずは、担当課の社会教育課におきまして、諮問機関である社会教育委員会での助言を求めていき、その結果、教育委員会、また町行政との話し合いの結果、成人式の方針性を決めたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ここでしゃべれるかどうか分からないんですが、部長はどう考えているんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 僕の意見ではなくて、公の意見でおいての分かっていることと言えば、やっぱり成人という年齢から考えて、今回も18歳になった責任というのは、当然ついてくることとは思いますが、成人の日の日程がまず1月、またその時期は、18歳の子については、受験の真ただ中の最後の追い込みの時期というときに、また、うちの成人

式のやり方にいたしましては、中学校に卒業生の中からそういう成人式でリーダーシップを取ってくれるような子の紹介を受けて、15人程度の実行委員会をつくって、基本的なルールはありますが、内容については実行委員会にお任せしているところがあります。そういう部分で言えば、この時期に18歳の子どもたちに負担をかけるのはどうかなというものもありますし、また、その後、久しぶりに会うというのも、18歳の場合は同じ地域にいてと思うんですけれども、20歳ですということになれば、久しぶりに会うということで、同窓会なりいろんな機会の設定にもなると思いますので、できれば、成人式という名前がいいのか悪いのかは別として、20歳での成人式的な行事があればいいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そうですね。いつやったかアンケートをとられたんですが、大抵の自治体が18歳に引き下げられても20歳でやると。近隣の生駒市なんかにおいても、発表がありましたけれども、成人式ということにならず、20歳の集いということでしょうということになっておりますので、しっかりとまたお取組をいただき、決まりましたら、速やかに議会のほうにもお知らせをいただきたいと思います。

来年の1月は、まだ決まってないんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） コロナの問題で行う、行わないの話でしょうか。まだ決まっておりません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 結構ですけど、今、3点、住民票の職権消除についてと、学校における性同一性障害への対応について、また今お聞きしている成人式のあり方について、この3点をお聞きしました。特に、住民票の職権消除について、また学校における性同一性障害への対応については大事なところでございますので、しっかりとお取組をされるように申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、9番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時10分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東充洋です。

私の今回の一般質問は、介護保険、高齢者福祉施策について、子育て家庭への支援充実について、災害時における通信の確保についての3点を質問いたします。

また通告書に間違いがありました。災害時における通信の確保についての、ちょうど真ん中あたりに新型コロナウイルスの3密の密なんですけれども、甘い甘い蜜を書いてしまいました。これは密閉や密接、密集の密でありまして、虫ではなくて山を書いてください。すみません、間違えました。コロナが甘かったらよかったんですけど、全然甘くない密で申しわけないです。

初めに、介護保険、高齢者福祉施策についてです。介護保険では非課税者、また低所得者の介護保険料の減免状況について説明を求めます。介護保険におきましては、減免につきましては、当然災害時に減免規定があるんですけれども、まさしく生活がお困りになってるところでは、町長の裁量によるという状況になっていますので、その辺がどのように、減免規定として適用されているのかがお聞きしたい要点でございます。

2つ目は、上牧町における保険者機能強化交付金の状況について説明を求めます。以下、よく似た話なんですけども、同じ話だというふうに思うんですけども、一つ一つ分けました。

3つ目は介護サービスから卒業された実績及び状況について説明を求めます。

4つ目は、上牧町における保険者機能強化推進における介護予防・重度化防止目標、または、給付抑制の目標についての現状について説明を求めます。

5つ目は、制度改善で導入された生活援助一定数以上ケアプラン届出制度について、ケアマネジャーの裁量と、そして利用したい利用者との生活の必要性に乖離があるのではないかと懸念しています。実態の状況について説明を求めます。

6つ目は、高齢者福祉についてです。上牧町の高齢者の熱中症対策について、どう対策を練られておられるのかをお伺いいたします。これからどんどん暑くなる状況で、私たちの住む片岡台の団地でも、部屋の中は非常に暑くなるんですけども、そういう状況でクーラーが設置されておれば、クーラーを利用していただけるのがいいんですけども、我慢に我慢を重ねるという方々も非常に多くございます。そういう方たちの健康を守るために、また、ほかの地域においても、高齢者のそのような熱中症の対策についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

2つ目の項目は、子育て家庭への支援充実についてです。5月29日付の奈良新聞で、今中町長のメッセージを拝読いたしました。1つ目にテレワークについてもかなり強調されておられた面がありますので、まず、テレワークの現状について説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、これとは別なんですけれども、今、国保の子どもに係る保険税の均等割額の減免がされておられます。来年度以降も実施していただきますように強く要望いたしますが、上牧町のご見解をお伺いいたします。

3つ目は、就学援助金支給基準について説明を求めます。これは支給の額の、例えば、生活保護費の1.2倍や1.3倍、1.4倍、1.5倍というような基準で支給をされているのかどうか、その基準値を教えてくださいたいと思います。

次に、最後の項目ですが、災害時における通信の確保についてです。昨年の台風19号を踏まえて、避難所の通信の確保の重要性について、政府も熟慮されています。上牧町では、対策本部が置かれている庁舎、避難所に指定されている箇所におきましても、通信の確保は必要不可欠です。上牧町議会のIT委員会は、今回の新型コロナウイルスに対応すべく、3密に陥ることのないようにするにはとの考えで、ネット会議の調査や研究を行ってまいりました。このようなことも踏まえて、庁舎内、避難所にWi-Fiの設備が欠かせません。ぜひ上牧町におかれましても、Wi-Fi設備の導入がされますことを強く要望いたします。上牧町のご見解を求めます。

以上です。再質問につきましては質問席から行わせていただきます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） まず1点目でございます。非課税者、低所得者の介護保険料の減免の状況についてということでございます。

介護保険料の減免制度といたしましては、介護保険法第142条において、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、また、その徴収を猶予することができるものとなっており、こ

れに基づき、上牧町介護保険条例第9条において定めておるところでございます。ただ、この規定におきましては、災害等による保険料の減免のみとなっていることでございます。これにより、平成27年度よりは段階的に低所得者の方に対して公費を投入し、介護保険料額を徐々に軽減させていくこととなり、5月の臨時会でも条例の一部改正をご報告させていただいたとおり、現在では、低所得者段階である第1段階で年額2万7,000円が1万8,000円に、第2段階で4万2,000円が2万7,000円に、第3段階で4万5,000円が4万2,000円にまで引き下げられた状況となっております。また、本議会においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合と、保険料の減免あるいは減額をさせていただく条例の一部改正を行ったところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そういうのは分かるんですけども、それでも、どちらにしても、1段階におきまして、ゼロになるということはないわけで、本当にその生活のお困りの方という、コロナだけにかかわらずというところで、やはり重たいと。介護保険料の徴収されるところには、非常に生活苦になる要因になっているという声を多く聞くんです。そういう下で、上牧町の独自として、町長の裁量によるところを利用して、そのような減免措置が取れないのかということをお聞きしたいというのが、今回のこの質問の趣旨でございます。いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 過去から現在においてなんですけども、町長の裁量によつての減免措置というのは、現状、1件もございません。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 現実、難しいんですよね。それは十分承知しているんで、上牧町独自として施策が打てないものなのかというところで、こうなったら、もう皆さんでは判断のしようがありませんので、やっぱり今中富夫町長の登壇を願わないとあかんのかなということで、町長、お願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、町長の裁量による減免というお話で、生活の弱者について考えてやれということですが、その弱者というのはどういう状況なのかというのなかなか確認しにくい、確定しにくいという状況もございます。それと、特に介護保険というのは、やっぱり、いろんな形でそれぞれが支えているというような介護保険でもございますし、そ

の辺のことから考えますと、減免措置というのはなかなか難しいのではないのかなというふうに、私は今現在考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。確かに、どこで線引きをするのかとが非常に難しく、大変だろうというふうに思うんですけども、しかし、生活がお困りの方なんていうふうに広い枠で取られてしまったら、今、町長がおっしゃったように、どんどんどんどん広がっていった際限なくというふうになってしまう恐れがあるという心配をされるのが、当然というふうに思います。しかし、この制度というのは、年金から引かれるんですよ。本来に年金から引かれて、それは20万、25万というふうな年金をもらってる方はそこそこ、支払いもさほど段階はありますけれども、それなりにいけると思うんですけども、やはり1のところで、年金なんていうのは6万、8万という状況の下での保険料というのは、非常に生活に大きく影響を及ぶと、それといっても、上牧町は前回のときには200円安くなったという、そういう努力もしていただいていることは十分承知しているわけですし、それ以上にということ、厚かましくも言っているわけなんですけれども、その辺を十分、今は無理だということも町長もはっきりおっしゃっておられるので、これ以上議論しても前には進まないと思いますので、これで終わりたいとは思うんですけども、しかし今後、やはりこの点も十分視野に入れた検討も踏まえていただければと。なぜかといいますと、やはり、地方自治体というのは、確かに法律はあっても、住民の生活と暮らし、命を守るところが最重要課題となっているのが趣旨でございますので、その辺も踏まえた施策を考えていただくのも、非常に大事なのかなというふうに思いますので、その点をちょっと強調しておきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） それでは2点目、保険者機能強化推進交付金の状況についてでございます。保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度から始まっており、今年で3年目となっております。また、今年度から、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険者努力支援交付金が新たに創設され、さらなる取組の推進を図るよう、国からも通知が来ているところでございます。令和元年度提出分によりますと、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築という項目で18項目、自立支援、重度化防止等に資する施策の推進が85項目、介護保険運営の安定化に資する施策の推進から19項目で判定

され、交付金が決定されるということになっております。この交付金は、町の取組等に基づき、国予算総額190億円から配分されることとなっており、今年度につきましては、前年度までの取組状況や、今年度の取組予定等の該当指標の調査が既に5月に行われており、その結果につきましては、後日、国から報告がある予定でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ここはお金の取り扱いなんですよ。言い方が悪くてごめんなさい、いかに、住民が望んでいる方向ではなくて、やはり、この交付金を多くいただきたいというのが、多分、事務をとられている、また、実践でやられておられる方々の思いというのが常だというふうに思うんです。しかし、住民のほうはそれと反比例して、もうちょっとこの辺を何とかしてもらえないだろうかとかいう要望が非常に多いのも事実なわけで、そこをぐっところえて、この交付金をもらうために頑張らなければというふうになっている自治体も非常に多いというふうに把握してるわけなんですけれども、交付金も大事ですけども、ここで言いたいのは、やはり住民の、また介護保険者の皆さんの意に沿った行政運営を行ってほしいと。ここが増えることによって、私の考えです、今まで以下のサービスになってしまっているのではないかという心配があるんです。その辺はどうなのかなという心配があって、ここに書いたわけなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今、議員おっしゃられたように必ずしもサービスの質の低下に及ぼすものではないとは、私も考えておるところでございます。その分、介護予防にも、町としては十分力を入れているところでございますので、サービスの質が低下するという部分では、町はそうようには考えていないところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そのとおりだと思うんですけれども、ある自治体では、そのところを非常に強くし過ぎたために、そこで介護を受けられずに我慢を重ねて、結果的には、認定が最も重い状況にまで追いやられてしまったという実例があるということだけは指摘しておきたいと。そういうことにならないために、ぜひ、知恵を絞ったやり方で運営をお願いしたいという思いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次、お願ひします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） それでは3つ目の介護サービスから卒業された実績及び状況で

ございます。介護認定審査会で審査を行った結果、平成30年度は813件中、新規申請を除く非該当は1名、令和元年度は1,409件中、新規申請を除く非該当を6名おられました。それとは別に平成30年度で短期集中の通所事業に参加された事業対象者、それと、要支援1、2、軽度の方が22名おりましたが、そのうち13名の方がこの事業に参加されたことにより、一般介護予防事業のほうに移行されました。令和元年度におきましては、20名中13名が一般介護予防事業に移行されておられます。こうした一般介護予防事業に移行された方を、いわゆる介護サービスからの卒業と称してもいいのかなと思います。この一般介護予防では、運動機能を維持できるよう、個々の状況に合わせて地域体操教室、ときめきクラブやためトレほほ笑みクラブ、運動習慣をつける教室、ハッピーライフ教室など紹介し、継続的に通いの場を利用できるように紹介させていただいているところでございます。また、日常のささいな困り事に関しては、有償ボランティアの生活支援サポーターが支援を行っております。例えば、庭の草取りや部屋の整理、季節の衣替え、簡単な電球の交換等々を実施させてもらっております。1回1人派遣で1時間当たり500円ということでございます。そのほかにも様々な事業を展開しており、その人に合ったサービスや通いの場の提供を行い、自立した生活の継続及び重度化の防止に取り組んでいるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） この間も課長からわざわざ、夜遅くまで仕事された中で連絡をいただいて申しわけなかったんですけども、ありがとうございました。そのことにつきましては先ほどおっしゃられましたときめきクラブとかで、一時、コロナのために中断されている部分がありまして、そこで中断されているならば、こちらの部分に入って運動したいというふうに思われてる方がいてまして、それはできないのかという相談があったんです。それで課長に相談をさせてもらって、できないということになったわけなんですけども、そういうことがあるんですけども、やはり介護を受けていて、支援を受けていて、そして、このように、元気になられましたということで、卒業という言葉を使ってるんですけども、された方が、やはり健康を守っていくためにはということで、一生懸命自分では考えておられると思うんです。そういう中で、コロナという特別な事象もあったかも知れないんですけども、自分の体を大事にしたい、もっと元気でいたいという願望というんでしょうか、そういうところに沿うようなやっぱり施策をもっと打ち出していく必要があるんじゃないかなと。でないと、こちらに頼っていた部分が、今はこういう事情でできませんのでということで、そのまま何か月も自分のやりたい、体を動かしたいということができない状況が、そこがもう1回再開

されるまで待つてなければならぬというのは、やはり80を回った人たちにとっては、まあ言うたら、一日一日が生活の勝負をしてるわけです。勝負もできずにして、自分の体がどんどん衰えていくということが日々、自分で自覚している状況という中で、そういう人たちにはどうしてあげたらいいのかという施策を考えるのは、私は、まさしく自治体の役目であって、皆さんの施策が生きてくるというふうに思ってるんです。ですから、自分の自戒を強調するんであるならば、自戒をできるような条件を整えてあげるのが、行政の1つの仕事ではないのかなというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今、担当課長のほうにも確認させてもらったところなんですけども、今、現状を申し上げますと、コロナの関係で、ソーシャルディスタンス、人数制限等、そういう関係で、実際その教室に参加できない等々の説明を受けたんですけども、今後に関しては、幅広くいろんな教室にも参加していただけるように、行政が知恵を絞って考えていく部分でございますので、そこは慎重に検討させていただきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その辺はちゃんと説明していただいたんで分かってるんです。しかし、何もできずにおられる方が実際にはいてということは把握をしていただけますよね。当然、やってないわけですから。しかし、その人たちの要望に応じてあげられる、今コロナで、先ほどの3密じゃありませんけども、そういうことも懸念されて、今、一時期、休んでいるというような状況じゃないですか。そしたら、それを取り払えるような状況をつくるのにはどうしたらいいのか。例えば、月曜日の何時から何時までしますというところを、分けられてやってあげたら、もっと人が少なくやっていけるんじゃないかとかいう方法だってあるんじゃないか、ただ単に言ってるだけです。そういう方向も考えるなりして、やってあげられるような状況をつくり出していくという施策を考えてほしいということです。その辺はご検討いただくということで、しておいてよろしゅうございますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 担当課のほうでも十分検討するということでございますので、私のほうからもそれはしっかりと指示させていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 先ほど、ためトレのお話出ましたので、現状、コロナの関係で各公民館等で体操が行えない分、ときめきクラブのユーチューブ放送等を流させていただい

て、それも1つなんですけれども、そういった形で創意工夫も取らせていただいている状態でございますので、今後、いろんな方策、考えさせていただきたいと。それと、またそれプラスDVD、実際、高齢者の方、どこまでユーチューブを利用されるかという部分もございしますので、DVDにしてお配りさせてもらおうという案も出ております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 例えば、今おっしゃられたそのDVDを利用してやられるというのは、そういう運動するのを1人でやるというのは、なかなか長続きしないもので、やりにくいものですので、例えば、二、三人の方が集まって、そのDVDを見て、例えば、私ども住んでるコミュニティーセンターでやるというふうなことは、そんな大人数ではなくて、仲よしの方々が四、五人でやるということはオーケーなんですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 例えばですけれども、ときめきクラブに参加されている方は、何回も指導を受けられて、体で覚えてらっしゃる部分がたくさんあると思いますので、もしよろしかったらそういったDVDを使って、例えばコミュニティーセンター等で、その四、五人のお友達と一緒に、自分が先生になるじゃないですけど、ちょっとリーダーシップをとっていただいて、みんなと一緒にソーシャルディスタンスとか、いろんな部分を、環境を守っていただいてやっていただくのは、とてもいいことだと思いますし、もしそういうことをやりたいということで申し出がありましたら、また地域包括支援センターとしても、検討させていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。その旨、もしDVDができるという話があるならば、それを活用して、誰かが中心になって、何人かでやるというのはオーケーですということは伝えておきたいというふうに思います。分かりました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） それでは4点目でございます。保険機能強化推進における介護予防・重度化防止目標、給付抑制目標の現状についてでございます。

介護予防・重度化防止につきましては、住民の方々の健康寿命の延伸という観点から最大の目標であると考えております。いつでも住み慣れた地域で生活ができるよう、いろいろな働きかけを行っているところでもございます。具体的には、地域ケア会議など、多くの職種

が連携して、自立支援、重度化防止等の観点から、ケアマネジャーから提供された個別事例の検討を行い、その方に合った自立支援について検討を行っておるところでございます。地域ケア会議で抽出された個別課題から地域課題を見出し、新たな施策の展開にも結びついており、実際に地域ケア会議を通して、傾聴ボランティアが誕生しておると。社会性の低下の予防や孤立予防を図っております。またADL、IADLの改善に向けて支援が必要なケースに対しては、西大和リハビリテーション病院に委託している上牧元気教室を紹介させていただいております。この教室は、理学療養士や作業療養士が中心となって、3か月間、週1回の通所サービスを集中的に実施し、運動機能を向上させ、自立した生活が継続できるよう支援することを目的としております。また、個々の状況に合わせて、一、二回程度、専門職が自宅へ訪問し、自宅環境の調整のアドバイスや、自宅でできる運動の提案等も行っているところでございます。

そして、給付抑制の目標についてでございますが、上牧町におきましては、必要な方には、適切と思われるサービスをお使いいただくようにしておるところでございますので、特に、給付を抑制するような目標は、今設けていないのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。例えば、1つの例なんですけれども、その方は健康なんです。しかし、80歳は超えてます。手足は痛いんです。病院にもかかっておられます。介護認定してほしいと行きます。ところが、元気だから介護認定がされません。起きるときにも、起きられないというときがあります。すごく不安です。何とか介護を受けられるようにならないかと言っても、お医者さんからの意見書ももらってこられる状況であるにもかかわらず、そういう方も、あなたは元気だからということで、受け付けてもらえないというんか、そういう状況があるということ、ある住民の方から訴えられているわけなんですけれども、そういう状況はどのようにお考えになられますか。あり得ないというような状況ですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 申請ですけれども、申請に来られて申請をしたいとおっしゃれば、原則申請は受け付けるべきだと思っております。特に、現状をお話いただいて、ましてや主治医の先生が、主治医の意見書を書けるとおっしゃってくださってるなら、受け付けなければならないと私は思います。介護度が出る、出ないにかかわらず、ご本人様が介護保険制度はこういうものですと説明した上で、それで申請をされるのは、私どもは拒んではだめだと思っております。それとは別に、認定審査、調査を受けなくても、介護保険制度を

使える制度が平成29年より始まっておりますので、例えば、ヘルパーさんとか、あとデイサービスだけ利用したいですという希望がもしおありでしたら、その場で、25項目の介護予防のチェックシートというものがございます。そこでチェックをさせていただいて、来島項目にたくさんいいえのマークがつきましたら、その場で判定させていただいて、例えば1週間に1回のヘルパーさんとか、1週間に1回のデイサービスとかをお使いになることができますので、そういう申請を拒むとかということは考えていませんけれども、もしかしたら職員のほうで、その対応にちょっと行き違いがあったかなとは思いますが。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。ご本人の希望にもよりますけれども、一度その方を、私も一緒に窓口に行って、じっくりとお話を聞くというふうにしたいと思います。でないと話だけですんで、どこまでがどのようなになってるかというのがちょっと把握しにくいので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。しかし、80も回った独居のご婦人が足が痛い、手が痛いというのは当たり前の話で、そこまでの年齢を重ねてきておれば、当然、体のどこかが悪いというのがあってもしかるべくというふうに思いますので、ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

それからもう1点。これは少し違うかも分からないんですけども、今、介護を受けておられます。介護を受けてるんですけども、手がけが何かで不自由になっています。それが治るか治らないかは、リハビリとかそういうのであると思うんです。今、炊事とかができない状況です。配食を希望するんですけども、介護を受けてるからということで、配食は受けられないというような状況になってるというふうにお聞きしてるんですけども、そういうことはあり得るんですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 配食サービスは、見守り事業も兼ねておりまして、例えば、週に何回かヘルパーさんが入ってらっしゃるようなサービスが入ってる場合は、配食は一応、見守り配食ということにしておりますので、お断りさせていただいております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そういう趣旨だろうというふうには思うんですけども、しかし、その方もお1人でお住まいになってて、調理することができない状況であるということは間違いないわけです。そういう中でどうするか、結局は、民間の配食のところに頼まないと事は進まない。しかし、民間の配食だって、目的はご本人が元気で食事をされてるのかどうかと

いうことも含めた事業の1つであるというふうに理解をしてるんですけども、それは違うわけですか。もうまさしくご飯だけを運ぶだけのものと、ワタミのやってるやつなんかはそういうことなんですか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 今、私どもの配食見守りと言わせていただいたのは、配食をしてくれている業者さんが2カ所あるんですけど、決められた曜日と決められた大体の時間に運んでいただいて、もしそのときに何かあれば、地域包括支援センターのほうに連絡くださいという取り決めをさせていただいております。今、民間のおっしゃって、いろんなサービスとか、いろんな民間の方と連携してしまわなければならないと思ってるんですけど、例えば、民間の全部の業者さんと連携ができてない状況でございますので、見守りを行っていただいて、何かあった場合にすぐに包括支援センターにご連絡いただけるかという、そこまで連携が深まっておりませんので、その2つの業者を利用させていただくのはちょっと違うかなと思っています。

それと、先ほどヘルパーさんが入ってる場合にお断りしてると言ったんですけども、その配食サービスはちょっと置いときまして、例えば、リハビリのためにヘルパーさんと一緒に調理をするというような形でしたら、その配食とは別に、リハビリを兼ねて調理を一緒にするという形でヘルパーさんに入っていただくことができますので、そういったサービスも考えることができるかなと思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） もうこれだけにしておきますけれども、例えば、包丁一つ持てないという状況で、ヘルパーさんと一緒に調理するというのが無理だということですから、そういう配食をお願いすることができないかなという要望なんです。ですから、そういう要望があるということだけは聞き覚えておいていただいて、全てが全て四角四面でやってしまって、本当にそれが住民のための介護になっているのかということも、一応、みんなで考えていければというふうに思っています。一応、そういう事例があるということだけ覚えておいていただきたいと思います。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） それでは5点目でございます。制度改善で導入された生活援助一定数以上ケアプラン届出制度の実態状況についてでございます。この制度につきましては、

厚生労働省告示第218号、平成30年5月2日付にて、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護という通知が発出されており、訪問介護における生活援助中心型サービスについて、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援、重度化防止や、地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランにつきましては、保険者への届出義務、多くの届出を義務づけ、多くの職種による地域ケア会議の開催等により検証を行うようにすることが、国の方針として打ち出されております。ただし、上牧町におきましては、現状、そういった届出、まだございません。今後、町へ届出があった場合は、地域ケア会議等において、生活援助の必要性について、多くの職種の意見を基に検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○11番（東 充洋） 了解しました。次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 6番目の上牧町の高齢者熱中症対策についてでございます。

令和2年5月4日の国の新型コロナウイルス感染対策専門家会議において、新型コロナウイルスを想定し、新しい生活様式が示され、一人一人が感染防止の3つの基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3密を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められております。この夏は十分な感染予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に気をつけなければならないと、町としても考えておるところでございます。特に熱中症になりやすい高齢者はより注意する必要があると思われます。注意喚起内容としては、高温多湿下でマスクを着用していると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、ソーシャルディスタンスがしっかり確保できている場合はマスクを外すようにすること。マスク着用時は、強い負荷の作業や運動は避け、喉の乾きがなくてもこまめに水分補給や、適宜マスクを外して休憩するよう心がけること。また冷房時でも、換気扇や窓の開放によって換気を確保する必要があるため、エアコンの温度設定をこまめに調整すること等が重要だと考えております。また、日ごろの健康チェック、体温測定等が非常に大切で、家族やご近所と周囲の方々からも、積極的に声かけ等を行うことも大切であることから、これらの内容を7月の広報誌やホームページを通して住民の方々へ周知を考えておるところでございます。熱中症予防のための物品を配布する取組として、例えば来庁者や高齢者の施設利用者に対し、啓発用のうちわの配布等も予定しているところでございます。また今年度といたしましては、これらに加え、環境省熱中症予防情報、暑さ指数を基にして、防災無線放送などで定期的に注意喚起の放送を流す等の検討もしているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。うちもいいですけども、ひょっとしてクーラーが壊れているというふうなお宅もあるかも分かりません。そういうところには少し援助してあげようというふうな施策も考えられてもいいのかなというふうに思いますので、その点は十分ご検討していただければというふうに思います。

以上です。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 続きまして、子育て家庭支援の支援充実についての中、テレワーク事業についてご説明をさせていただきます。このテレワーク事業におきましては、ラスパ西大和1階にあります上牧町ささゆりルームを拠点に、株式会社ママスクエアと連携させていただきまして、子育て期間中のお母さんが安心して働く環境とテレワークを導入するといった事業で、雇用創出をさせていただく事業でございます。この事業におきましては、平成29年度より事業開始させていただきまして、本年度で4年目を迎えている状況でございます。事業開始以降、雇用人数であったり、売上額は少し横ばい、または微増という状態ではありますが、ただ、妊娠による退職であったりとか、また新たな希望者の雇用というサイクルは一部機能していること、また、昨年度実施させていただきました人材育成プログラム、ウェブ研修ではありますが、この参加者から起業するという人が、女性の方が1名おられたというふうにも聞いております。ただ、本事業におきましては、子育て期間中の母親をマンパワーとしていることから、今回、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けておられまして、働き手の確保であったり、受注の確保もまた難しい状況でございまして、6月1日まで休業されていたところでございますが、現在におきましては、再開されておるというふうに聞いている状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。やはり、これについては上牧町も一定の力を注いでいるわけでありますから、ぜひ、これが的確に、そういうマンパワーなりを確実に育成していく。そういう方々が世に出て、たくさんの方がされていくことを期待しておりますので、ぜひ今後とも力を注いでいただきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 国保の子どもに係る保険税均等割額の減免を来年度以降も継続ということでございます。国民健康保険税の均等割は、他の医療保険制度にはない加入者一人一人に均等にかかるものであり、家族に子どもが増えると保険税の負担が重くなってしまいうという仕組みとなっております。子どもに係る均等割額の軽減措置導入については、国は、検討を進めるべき事項としているものの、いまだ軽減措置の実施には至っていない状況でございます。そのため上牧町では、独自に国民健康保険財政調整基金を活用し、子育て世帯に係る経済的負担軽減策として、2019年、今年の2020年、2年間の限定で、国保の子どもに係る保険税均等割額の減免を実施しているところでございます。しかしながら、奈良県国民健康保険運営方針の中間見直しの検討が今後において進む中で、市町村連携会議や市町村長会議、今年に関しては、コロナの影響でいまだ動きはないんですけども、4年後の2024年、保険料水準の統一に合わせて、既に秒読み段階になっている状況でございます。保険税及び一般負担の減免基準についても統一化が行われ、実質面での保険税負担の公平化が図れる見込みとなっている状態でございますので、現状ではございますが、来年度以降も継続するのは非常に困難ではないかというようにお答えさせていただく状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。お聞きしておきます。また、これは町長とじっくりお話をしたいと思いますので結構です。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 就学援助金の基準ということで、現在のところ、9つの基準があります。その基準につきましては、町民税非課税、また、生活保護法に基づく保護の停止また廃止後の状況に応じて、そして、天災その他の事情また貧困によるための個人の事業税の減免を受けている方、また同じ理由で町民税の減免を受けている方、そして固定資産税の減免を受けている方、国民健康保険の減免または執行猶予を受けている方、国民年金保険料の減免を受けている方、そして、児童扶養手当の受給者、その他、教育長が特に就学援助が必要と認める者、これについては、生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している者や、様々な理由で家計が急変し、生活保護に準ずる程度に貧困窮している者となっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その辺は分かってまして、ですから、早いこと、そういういろんな事例ではなくて、生活保護費の1.5倍のところには支給しますというふうになったら、もっと話

は早いじゃないですか。そういうふうに求めておりますので、その点をご検討していただきたいというふうに思いますし、この問題はまた質問させていただくことにいたします。どういう観点から支給してるかということだけは理解できました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 最後の質問でございます。災害時における通信の確保についてでございます。東議員からはこの質問につきましては、もう3回目かなというふうには考えております。

今まで言われているように、やはりこの通信網につきましては、非常に大事な部分だというのは、認識させていただいておりますので、その部分におきまして、いろいろと検討もさせていただいたわけですが、ランニングコスト等々の問題もございまして、まだその辺のはっきりとした精査もしていかなければならない部分ももう少し残っておりますので、もう少し勉強させていただきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 大体、私が質問させていただいてから、前にはなかなか進んでいないのが現状というふうに思いますし、やはり台風19号で、通信網が断たれていたということで、国のほうも非常にこの点は重要視しているという状況です。ほかの自治体はどうなってるかはちょっと分からないんですけども、このままではなかなか前へ進まないという状況だと思います。そういうことによって今、我々、上牧町議会のIT委員会が、いろんな取組で災害時に、こういうタブレットとかマイパソコンなんかで連絡を取り合うことができるのか、また、打合せすることができるのかということを、今、議員間でやっているところです。IT委員会では1回、できるかできないかというのをやりました。初めは難しい問題かなと思ったんですけども、事務局の力もありまして、みんながなるほどというような状況で把握することができました。これが全議員でできるようになればいいなというふうに思ってますし、それがまた、理事者側の皆さんとともにITでできれば、事はスムーズに進むところもあるのではないかなと。また、防災においても、なかなかその議員の出番がございませんので、防災計画の中には議員なんてどこにも入ってません。ですけども、黙って見ているというわけにはいきませんので、それを活用して、議員は何かできることがないかということも、我々は研究していきたいというふうに今は思ってます。そういう中でも、もしそういう状況になるのであるならば、やっぱり、庁舎内にはそういう通信網がきちっと配備されていると

ころが大事でしょうし、コミュニティーセンターはW i - F i 機能ができます。つけました。
このように、コミュニティーセンターでもできるようになってますんで、皆さんの会費でできるようにしたわけですが、ここはやはり災害本部になるわけですから、そういうところはきちっとしておかなければならないんじゃないかなというふうに思います。よって、この話を前へ進めるために、理事者側の皆さんと議会とで共同して、調査、研究を進めていくことを提案したいんですけども、町長いかがですか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） この問題、総務部長からも説明を受けておりますし、必要だというのは私も認識しております。ただ、説明の中で、仮にこの庁舎を例にとりますと、それぞれの階にやる必要があるだろうと。そうなりますと、あとの経費が相当かかってくるのではないのかと。それと、避難場所についても、そういう形をやるとすれば、相当、量的には財源が必要になるのではないかとということで、総務部長もしばらく研究させてほしいということでございます。おっしゃるとおり、お互いにそういうところについてはしっかりと意思の疎通が必要でございますので、そういう勉強会は大いに結構だろうというふうに思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。まず先進地を見に行ったり、経費はどれぐらいかかるのかということも、各社呼んで見積もりをしてもらうなど、一番いい例が、各階でというふうになったら、ホテルがやってるようなW i - F i 設備かなというふうにはイメージするんですけども、それにとってどうなのかというのはちょっと私も分かりませんので、その辺をお互いに研究し合いながら、一番いい方法を見つけられればというふうに思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきましたように、議会の皆様と理事者側と調査、研究を進めながら、W i - F i についての災害時における通信網の確保に向けて努力していきたいというふうには考えます。

○11番（東 充洋） 以上です。ありがとうございました。終わります。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分

令和２年第２回（６月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第４号）

令和２年６月１９日（金）午前１０時開議

- 第 １ 総務建設委員長報告について
- 第 ２ 議第６号 令和２年度上牧町一般会計補正予算（第４回）について
- 第 ３ 議第８号 消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）購入契約の締結について
- 第 ４ 文教厚生委員長報告について
- 第 ５ 議第１号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について
- 第 ６ 議第２号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 ７ 議第３号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 ８ 議第４号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 ９ 議第５号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第１０ 議第７号 令和２年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第１回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	吉中隆昭
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、総務建設委員長報告について。

牧浦委員長、報告願います。

牧浦議員。

（総務建設委員長 牧浦秀俊 登壇）

○総務建設委員長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。総務建設委員長の牧浦秀俊です。総務建設委員会の報告を行います。

総務建設委員会は、去る6月15日に付託された町長提出議案は2議案、全議員出席のもと全議案を慎重審議し、採決の結果、全2議案について異議なく可決すべきと決定いたしました。

次に、各議員から議案の主たる質疑を報告いたします。

議第6号 令和2年度一般会計補正予算（第4回）について。

歳出、総務費、節4企画費、コミュニティーバス運行費。問い。バス購入費の補正について、当初は地方債と一般財源の予算で計上されていたが、宝くじの助成金が440万ついたことにより財源振替をされると認識している。バスの運行状況とコロナ感染対策について答弁を求める。答え。運行状況については現在、トラブルもなく3台で運行している。4月、5月

の利用者は、前年度に比べると約半数になっており、新型コロナの影響によるものと考える。感染予防対策は、車内の消毒、運転手と利用者の間仕切り、窓を開け換気等を行っている。利用者の乗降時の消毒は行っていないが、運転手によるマスク着用の呼びかけをしている。問い。現在、トラブルもなく安全に運行されているが、皆さんの安全を預かっており、今後、万が一のことも考えた上で、運行の安全マニュアルの作成や名札の着用が必要では。答え。その点については今後、シルバー人材センターとも協議をする。

次に、農林商工業費、節10需用費13万円、消費者相談保護費。問い。町当局からの提出資料では、健全で合理的な家計運営に役立つ金融に関する広報等をするため、啓発物品を購入する費用とあるが、啓発はいつどこで行うのか。答え。例年は、11月のペガサスフェスタで行っていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で同フェスタが本年は中止となったので、今後、事業を実施するかどうかも含めて少し検討していきたい。問い。執行内容が決まれば、議会への報告を求めておく。答え。決まり次第、報告いたします。

次に、土木費、滝川水辺周辺地区整備事業。問い。5か年計画の事業であるが、県と町とのそれぞれの進捗状況は。答え。県の担当部分は手直しを残し90%、町の部分は現在約50%で、来年、再来年の竣工に向かう。問い。このままでは水に隠れて子ども等がはまるおそれがあるので、どのような対策を考えているのか。答え。この状況を確認し、高田土木事務所に対し、どのような安全策を考えているのかと問い合わせたところ、NPO法人の要望である川と触れ合うことを考慮し、危険防止対策を実施していると聞いている。問い。管理に関してはNPO法人の協議の結果、川と触れ合うことを考慮し設置していることから、NPO法人のほうで、この降り口の清掃等に関してもしていただけると聞いている。

次に、教育費、節14工事請負費92万1,000円。問い。第三小学校の視聴覚教室・パソコン教室の空調機改修工事との説明ではあるが、現在、GIGAスクール構想が進められ、将来全生徒、児童にパソコン1台配備されることになるが、パソコン教室は今後にも必要なのか説明を求める。答え。パソコン教室については、GIGAスクールとは別にパソコン教室で行う授業があるため、パソコン教室は今後とも必要な教室である。

次に、教育費、節12委託料。問い。特定建物定期調査委託料29万4,000円について説明を求める。答え。特定建物の定期検査は3年おきに実施する調査で、当初予算で計上すべきでしたが、計上漏れのため補正計上となった。

次に、社会体育費、節12委託料。問い。委託料608万円の減額について説明を求める。答え。新型コロナ感染症の拡大防止の観点から、今年度、町民プールの使用を中止するための委託

料の減額である。問い。町はプール以外でも今年度予定していた文化祭、体育祭、敬老会等の事業の中止を発表しているが、ほかの事業についても検討、縮小、見直しを考えているのか。また、事業の見直しに伴った留保予算の影響額と会計処理の対応は。その中止、見直しされた財源をコロナ対策に充てるお考えはどうか。答え。今回、3密になるような大きなイベントは中止をするが、事業の縮小等については現在検討中である。各事業の財源についてはまだ把握できていない状況だが、9月議会で補正対応する考えである。町民のための支援については、第二次補正による臨時交付金の決定金額が本町にまだ届いていないので、決定次第、本部会議において精査、検討を重ね、しっかり取り組んでいく。

次に、議第8号 消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。

問い。消防ポンプ自動車購入契約の締結について、入札方法、入札に参加企業は何社で、最高入札金額について説明を求める。入札の種類は指名競争入札、指名企業は3社で、小川ポンプ工業株式会社、日本機械工業大阪営業所ともに1,630万円、株式会社モリタ関西支社、1,628万円という結果でありました。

以上、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第2、議第6号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございますか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） おはようございます。1番、遠山健太郎です。

議第6号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、先ほど総務建設委員会の牧浦委員長より報告がありましたが、報告内容に対し2点質問させていただきます。

説明書8ページ、9ページ、款8教育費、項6社会体育費、目1体育施設費、説明欄、体育施設費、節12委託料、町民プール管理委託料並びに町民プールろ過器保守点検委託料の減額補正についてです。この点について、2点伺います。

1点目、この減額は、町民プールを今年度は感染防止対策ということでオープンしないという決定に基づく減額ですが、オープンをしないと決定したのはいつか。そして、決定をした機関、部署はどこかという点です。恐らく決定した機関は新型コロナウイルス対策本部と思いますが、まずはその確認をお願いします。そして、その町民プール休止決定の会議のときに、今回の6月議会の冒頭で今中町長より休止の発表のあったペガサスフェスタ、文化祭、敬老イベントなどについての話はなかったのか。つまり、ペガサスフェスタ、文化祭、敬老イベントなどに係る事業費については、今回の補正予算で減額補正されていない。先ほど委員長の報告では、9月の補正で対応するとありましたが、タイムラグがあるということ进行を思料しますが、そのあたりの説明をお願いします。

2点目です。町民プールの事業についてですが、令和2年度の当初予算には、町民プールの関連事業として、予算書でいうと、139ページになりますが、当該委託料のほかにプールの補修工事270万2,840円が計上されていました。内容は、プールのろ過器配管工事、プール給水口カバー取付工事、ろ過器ポンプオーバーホールで、プールのオープン前に施工予定だったと記憶しています。この改修工事は今回、減額補正となっていない。つまり、予定どおり工事は実施されるということだと思いますが、町民プールは今年オープンしないということになったので、施工スケジュールに変更があるのではと思います。その点の確認をしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○総務建設委員長（牧浦秀俊） その件について、担当課に答弁していただきます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、1点目のプールの中止についてということで、これにつきましては、5月19日に行いました第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で中止という決定をなされました。他の行事のことも今言われましたけど、それ以外の行事、またこの行事についても当然、このときも協議には上っておりましたが、プールの場合は開催時期が7月ということもあり、またほかの行事は9月以降の行事が多かったために、まだまだ状況を見ていく必要があるということで、このときでは決定されていないということになります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 新型コロナ対策本部できっちり議論をされた。私、一般質問で話をしましたが、横断的な組織の中で、教育委員会単体ではなくて総合的に判断をしたという

ことで認識をしました。ほかのもの、ペガサスフェスタ等については、時期的にプールよりも後になるということでタイムラグが生じたと、9月の補正で対応するということで理解をしました。9月の議会で補正対応するということで、ぜひそのときの審議を待ちたいと思うんですが、この際なので3密になるような大きなイベントを避けるという意味合いだけではなくて、今後、第2波、第3波を予測するなど次の対策に充てる財源確保という観点からも、横断的にイベントの中止、見直しなどの検討をしていただきたいと思います。

では、次、2点目をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 予算の上でプール改修工事を組んでいるのは事実で、当初では6月に予定をしておりました。ただ、今回のプールの中止ということもありまして、この分については本年度末3月に実施し、来年のプールオープンにつなぎたいと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 理解しました。当初は6月の予定だったけれども、今回、プールがオープンをしないので、令和2年度で予算を組んでいるので、ぎりぎりの3月に工事をずらしてきちっと改修工事をするということで認識をしました。そのあたりは全く問題ないと思うんですが、ここで強いて言えばですけども、町民プール事業を休止するという一環の説明の中で、委員会で質疑はなかったというのでいいかというわけではなくて、事前の議案説明の際など、スケジュールが変更になった、町民プールをやめることになった、なので、改修工事についても6月ではなくて3月にこれはちゃんとやりますということを、一言言っていたらそれで済んだのかと思いますので、そこだけ申し上げさせていただきたいというふうに思います。

質疑は以上なんですけども、最後に、これは私、質疑ではなくて意見、要望として申し上げたいことが1つあります。今回の一般会計補正予算では、教育費の部分で新型コロナウイルス感染症の対策に対する予算が計上されていませんでした。ただ、昨日までの一般質問や総務建設委員会での質疑を拝聴し、対策自体は様々な実施あるいは既に検討されているようで、一方では大変安堵をしました。他方で、実施あるいは検討するからには、予算措置も併せて講じる必要があったのではないかというふうに思っています。教育関連の新型コロナの対策ですが、私としては大きく3点あると思っています。1点目が学校での感染予防対策、2つ目は授業の遅れを取り戻す対策、そして3点目が夏休み短縮に伴う暑さ対策、この3つが必要だと思っています。

この3つの新型コロナ対策、少し具体的にお話をしますと、感染予防対策については、アクリル板の設置や消毒液の設置などです。これらについては、委員会や一般質問の質疑による回答によるとしっかり対策をされているということで安心はしたんですが、喫緊の対策ということで、答弁の中で教育費としての予算ではなくて総務課所管の緊急用備蓄を使用しているのではないかと、そんなような答弁があったと思います。喫緊ということでやむなしとは思いますが、今後はぜひ教育費のところで補正対応していただきたいと思います。その中でできれば、これはお願い事項ですが、話がありました非接触型の体温計を増やすなどの対策もその中に入れていただきたいと思います。

2つ目の対策である授業の遅れを取り戻す対策は、特に受験を控える中学3年生にとってはぜひとも考慮していただきたい対策です。ぜひこれも検討をお願いしたい。

3つ目の対策である暑さ対策です。学校自体には既にエアコンを設置していただいているんですが、真夏の登下校時、アスファルトの上を歩き、学校と自宅を往復する生徒、児童に対する熱中症対策、特に水分補給等の対策は喫緊の課題で急務だと思っています。

この3つの対策、先ほどの報告では第二次補正予算に基づく交付金で対応していきたいというお話がありましたけれども、夏の対策というのは今月、来月、再来月の喫緊の課題だと思います。できるだけ速やかに、恐らく来月ぐらいに臨時議会が開催されるのではないかと思いますので、そこにもぜひ上程をしていただくなど、速やかな検討をしていただきたい、このあたりだけ要望したいと思いますが、総じていかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられた3点については、当然、必要なことだと思っております。また、今回、急なコロナ禍の状態の中で対策を模索してきた中で、当然、漏れているところもたくさんありますので、今言われた分、十分配慮した上で、次の積極的な対策に取り組みたいと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 本会議の場でこういう要望のようなお話をさせて申し訳ありませんでしたが、補正予算に関連して委員長報告に対しての質問とさせていただきました。ありがとうございました。

私のほうからは以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第 3、議第 8 号 消防ポンプ自動車（C D－I 型）購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第4、文教厚生委員長報告について。

竹之内委員長、報告願います。

竹之内議員。

（文教厚生委員長 竹之内剛 登壇）

○文教厚生委員長（竹之内剛） 皆様、改めましておはようございます。文教厚生委員長の竹之内剛です。文教厚生委員会の報告を行います。

去る6月11日木曜日午前10時より、全6名の委員出席のもと、本委員会に付託されました議案と審議結果は次のとおりです。

議第1号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について、議第2号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第5号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、以上6議案を文教厚生委員会で慎重審議し、それぞれ採決の結果、全6議案について全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第1号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について。

問い。条例制定の背景について説明を求める。答え。不燃ごみ等中継施設の建設に当たり、県との協議の中で条例の制定が必要となり、隣接地で現在稼働している可燃ごみ中継施設と併せた条例にするため、今回、条例を制定し、後に不燃ごみ等中継施設を追加する。問い。建設予定地の不燃ごみ中継施設の開発許可の必要な理由について。答え。市街化調整区域で開発許可が必要であるが、条例制定をすれば許可が不要となることを県から指導を受け、条例を制定したものである。問い。設置建設までのスケジュールの説明を求める。答え。令和2年12月に設計業務が完了し、令和3年度当初予算に建設費を計上する予定である。問い。地方自治法224条に規定する公の施設という認識の中で、指定管理者は設定しないようであるが、管理者は誰になるのか。答え。町長である。

次に、議第4号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

問い。事務収入等の減少割合が10分の3の根拠について。答え。国の通達にある補助基準によるものである。問い。様々な支援対策にある事業収入の減少割合2割減に合わせられなかったのか。答え。減少割合が2割の場合は、納税猶予の制度の対象となる。問い。具体的な手続方法について、規則に申請書の様式がないが、介護保険の減免には記載があるので統一すべきではないか。答え。早急に統一するように対応していきたい。問い。新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少が見込まれる保険税の減免規定の対象者は何人になるのか。答え。対象者は1,756世帯であるが、規定の所定制限の可能性のある22世帯を除くと、実質1,734世帯である。問い。減免規定対象世帯の減免総額を幾らぐらい見込んでいるのか。答え。7月中に今年度の国民健康保険税の納付書の発送を予定しており、減免申請書が役場に提出された時点で減免額の総額が確定する。問い。新型コロナウイルス感染症で減収が見込まれる場合の保険税の減免規定では、申請の提出が必要であるが、広報、周知の方法について。答え。申請書の提出は本来、納付期限と定めているが、新型コロナウイルスによる減免適用は2月1日からのため、今回はこの限りではない。周知方法は、7月中旬郵送の納付書に同封する。問い。全ての支援策を一元化したよりわかりやすい広報、周知について。答え。窓口での相談等については、よりわかりやすい説明を心がけ対応したい。

次に、議第5号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

問い。減免割合と広報の説明を。答え。前年の合計所得金額200万円以下が全額免除、200万を超えると8割減免する。7月中旬に納付書を郵送するので、説明書を同封する。問い。事務収入等の減少割合が10分の3の根拠について。答え。国の通達にある補助基準によるものである。問い。減免割合について、国民健康保険の減免と統一できなかったのか。答え。介護保険の被保険者は年金受給者が大半を占めているので、国民健康保険とは違うと考えている。

次に、議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について。

問い。介護サービス等諸費財源の補正の内訳について説明を。答え。介護保険料免税に伴う補正予算の振り分けを行った。問い。コロナ禍の中、介護申請等の調査と聞き取りの現状について。答え。申請件数は、前年度月より1割程度減少している。更新、新規の手続の際は感染予防に努め、調査を行っている。更新に関しては、1年間認定期間を延ばすように国から指示されているが、利用者の要望に応じて行っている。

以上、文教厚生委員会委員長の報告といたします。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第１号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第５、議第１号 上牧町ごみ中継施設の設置に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第２号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第６、議第２号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第7、議第3号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第４号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第８、議第４号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第５号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第９、議第５号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第7号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長（服部公英） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長(服部公英) 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 全議案議決をいただきまして、ありがとうございます。また、本議会の中で、皆さん方から情報提供の不足でありますとか、コロナに関する安全対策でございますとか、それと、子どもたちの学力の保障でございますとか、それぞれに意見、ご提案をいただきました。また、次の議会にもしっかりと生かせるように、職員一同で頑張っていきたいというふうに考えております。

これからまた暑い時期が始まります。そんな中で、マスクをしながら息苦しい生活が続くわけですが、コロナも終わるというようなことは、ワクチンが開発されるまで恐らくないだろうというふうに思います。恐れなくてはいけませんし、恐れてばかりでは社会生活が成り立たないということでございますので、それぞれが注意を払いながらしっかりと社会生活を送っていただきますよう、また我々もしっかりと安全対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、しっかりと頑張っていきたいというふうに思います。今議会で皆さん方からしっかりと施策をやれと、こういう意見もいただいておりますので、引き続きしっかりと皆さんの協力をいただいて、我々も頑張っていきたいというふうに考えております。どうも皆さん方、ありがとうございました。

○議長(服部公英) これをもちまして、令和2年第2回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 康 村 昌 史

署 名 議 員 木 内 利 雄